

**特許庁委託事業**

**インド知財侵害訴訟における証拠収集  
及び営業秘密の扱いに関する調査**

2020年1月

独立行政法人 日本貿易振興機構  
ニューデリー事務所  
知的財産権部

## インド知財侵害訴訟における証拠収集及び営業秘密の扱いに関する調査

2020年1月

ジェトロ・ニューデリー知的財産権部

### 目次

1. 本調査報告の概要	4
2. インド民事訴訟の概要	6
2.1. 公判前/訴訟前の手続き	13
2.2. 公判/訴訟手続き	16
2.2.1. 原告人の申請により訴訟開始	17
2.2.2. 召喚状の発行と送達	18
2.2.3. 当事者の出頭	19
2.2.4. 陳述書の提出	20
2.2.5. 証拠の収集/提示	21
2.2.6. 申立、及び証拠に対する異議	27
2.2.7. 判決(JUDGMENT AND DECREE)	27
3. 公判前/訴訟前の手続きにおける証拠収集	35
3.1. 調査員の活用	35
3.2. 他の方法	36
3.2.1. RTI メカニズムの活用	36
3.2.2. 調査証拠の活用	37
3.2.3. 技術専門家の活用	38
3.2.4. おとり捜査	38
3.3. ケース・スタディ 1-6	39
4. 公判/訴訟手続きにおける証拠の収集/提出	50
4.1. 証拠書類 (ORDER XI CPC)	50
4.1.1. 書類についてのディスカバリー	50
4.1.2. 書類閲覧	53
4.1.3. 書類提出	55

4.1.4.	尋問によるディスカバリー .....	55
4.2.	証人による証言 (ORDER XVI, ORDER XVIII CPC) .....	57
4.2.1.	証人尋問-証人の主尋問、反対尋問、再尋問 (必要に応じて) .....	58
4.3.	その他 (専門家証人).....	62
4.3.1.	専門家証人.....	62
4.3.2.	ホットタビング手法(HOT-TUBBING TECHNIQUE).....	63
4.3.3.	ビデオ会議を利用した証拠記録 .....	64
4.4.	ケース・スタディ 1-5.....	65
5.	申立、及び証拠に対する異議 .....	75
5.1.	手続き/原則の概要 .....	75
5.2.	ケース・スタディ 1-3.....	92
6.	訴訟手続きにおける営業秘密の取り扱い.....	101
6.1.	手続き/原則の概要 .....	101
6.2.	ケース・スタディ 1-3.....	105
7.	付録 (関連規定) .....	115
7.1.	付録 A:民事訴訟法 (CPC) の関連規定.....	115
7.2.	付録 B: 商事裁判所法(COMMERCIAL COURTS ACT 2015)の関連規定 .....	123
7.3.	付録 C:デリー高等裁判所 (第一審) 規則 2018 (DELHI HIGH COURT (ORIGINAL SIDE) RULES, 2018 (AS AMENDED))の関連規定 .....	128

## 1. 本調査報告の概要

経済が全面的に成長していくためには強力な紛争解決メカニズムが必要不可欠である。一方、インドは巨大な国土を有するとともに、世界で最も急速に経済発展している地域の1つであり、この経済発展に伴って知的財産権に関するものを含む訴訟増加の問題が見られ始めている。

そこで、インドでは民事訴訟手続きを管理する主要な法律である民事訴訟法（1908）（CPC）を改正し、様々なプロセスを合理化し、訴訟の迅速な処理の確保に向けた努力がなされてきた。しかし、当該改正にもかかわらず、裁判所における判決の過度な遅延は、特に知的財産権の問題を含む商事紛争に関し、引き続き大きな課題の1つとなっていた。知的財産のライフサイクルは一般に短いため、知的財産権の紛争を迅速に裁定することは、知的財産権者にとって常に重要とされている。この問題に対する主な課題は、判決を求める民事手続が複雑であり、延期申請に対する抑止力が働いていなかったことにあり、訴訟手続の各段階、つまり、抗弁の提出、書類の提出、証拠の提出、反対尋問などにおいて、タイムラインが遵守されていない、という点にあった。

そのため、迅速で、費用対効果の高い、効率的な商事紛争解決に向けた独立したメカニズムを導入する必要性が生じていた。その結果、10年以上の長期にわたる審議を経て、2015年に商事裁判所法（2015）が制定されるに至った。

商事裁判所法は、知的財産権紛争を含む特定訴額の商事紛争を迅速に処理する目的でインドの議会によって可決された。このような特定訴額の紛争及びそれに関連する事項を裁定するために、商事裁判所、高等裁判所商事専門部などの設立を規定している。同法は2018年8月に改正され、これにより商事訴訟の手続申請に関する民事訴訟法（CPC）の様々な規定も改正している。この法律に基づく、商事訴訟に関する手続と要件は、非常に厳しいものとなっている。

知的財産権侵害の関連証拠の収集は、知的財産権侵害訴訟プロセスにおいて非常に重要なステップである。原告人は、特に、模倣品/海賊版に対抗する際、権利侵害者を特定し、求められる侵害に関する証拠収集に困難が生じている。証拠収集の際には、被疑侵害製品の搜索/押収が終わるまで、秘密/機密性を維持しなければならない。ディスカバリーに関して、書類提出に関連する問題は、多くの場合で裁判所を悩ませてきた。ディスカバリーと書類提出に関する民事訴訟法（CPC）の規定では、ロービング（Roving）調査やフィッシング（fishing）調査に相当するディスカバリー/提出の要請は許可されていない。さらに、証拠収集の段階で、

当事者は通常、そのためだけに相手方書類の容認に関して繰り返し異議を唱えることがある。このようなことが、裁判手続の着実かつ迅速な進行を妨げている。

もう1つの重要事項が企業秘密である。インドでは、企業秘密及び機密情報を取り扱う特定の法律が存在しない。「企業秘密」、「機密情報」の保護は、判決例に基づいている。裁判所は、衡平法の原則に基づいて、そして時には、信義則違反に基づくコモンローに基づいて営業秘密を保護してきた。当事者は多くの場合、手続きを通じてその機密性も保持しながら訴訟を行おうとするが、企業秘密に関する機密性を保持することが難しいと実感する。営業秘密及び/または機密情報に関する違反を特定するための閾値は非常に高く、差止命令を含む救済を得るには、企業秘密と機密情報を詳しく説明する必要がある。

この報告書は、知的財産権者が直面する証拠収集/営業秘密の取り扱いに関連する法律的に重要な点を解説し、現在の法律的な位置づけを考察するとともに、いくつかの事例研究を提供することを目的とする。また、その前提として、インドの知的財産権侵害訴訟に適用される民事訴訟手続きの概要を当該報告書の最初で紹介するとともに、申立と証拠に対する異議等に関するものも含めている。

## 2. インド民事訴訟の概要

インドで知的財産権（IPR）侵害訴訟の判決を求める一般的な手順は次の法律、規則に準拠している。

- (i) 民事訴訟法（Code of Civil Procedure, 1908 (CPC)）
- (ii) インド証拠法（Indian Evidence Act, 1872）
- (iii) 商事裁判所並びに高等裁判所の商事専門部及び商事控訴部に関する法律 2015（2018年改正）（Commercial Courts, Commercial Division and Commercial Appellate Division of High Courts Act, 2015 (as amended)）（以下、「商事裁判所法」と呼ぶ。）
- (iv) 各高等裁判所における規則

民事訴訟法（CPC）は、民事訴訟手続きを成文化した主要な法律である。インド証拠法は、証拠に関する原則と手順を規定した法律である。商事裁判所法は、訴額が30万ルピー以上、または中央政府から通知された金額を上回る商事訴訟に関する手続規則を定めた法律である。

商事裁判所法は、2015年12月31日に制定されたが、2015年10月23日に施行されたものとみなされた。商事裁判所法は、知財紛争を含む特定の訴額となる商事紛争を迅速に処理する目的でインドの国会で可決されたものである。登録商標、未登録商標、著作権、特許、意匠、ドメイン名、地理的表示、及び半導体集積回路に関する知的財産権に起因する紛争は同法の下で扱われる。商事裁判所法は、特定の訴額の商事紛争、及びそれに関連する、またはそれに付随する問題を裁定するための商事裁判所、高等裁判所の商事専門部などの設立を規定している。2018年8月に商事裁判所法が改正されたが、2018年5月3日に施行されたものとみなされた。

商事裁判所法は、同法の下で実施される手続申請に関して、民事訴訟法（CPC）の様々な規定を改正した。特に、この法は、ディスカバリーと調査に関連する民事訴訟法（CPC）の Order XI 全体を置き換えており、また、略式判決（Order XIII-A）、及び事件管理審理（Order XV-A）も規定している。さらに、この法は、訴訟提起前に、中央政府が規定する規則に従って調停による救済を試みることを義務付けている。ただし、この規定は、商事裁判所法に基づく緊急の暫定的救済が期待される訴訟には適用されない。

加えて、各高等裁判所は独自の規則を制定/採用している。例えば、デリー高等裁判所（第一審）規則(2018)は、デリー高等裁判所において原告側が訴訟提起する資格のある訴訟（知財訴訟も含む）を規定している。これらの規則は、こうした訴訟の様々な段階のプロセスをさらに合理化し、迅速な処分を実現している。これらの規則は、Suo Motu Writ Petition (Civil) No. 8/2017 Re : Case Management of Original Suits の最高裁判所の指示に従って通知されたものである。これらの規則は、特に商事紛争（知財紛争を含む）を含む、タイムリーかつ迅速な民事訴訟の処分を確保するためにデリー高等裁判所により制定された。デリー高等裁判所（第一審）規則 1967 の 50 年以上の運用経験を踏まえ、デリー高等裁判所における第一審訴訟に関するボトルネックを解消する試みとして、2018 年にデリー高等裁判所は当該規定を商事裁判所法に調和させる改訂を行った。

また、2018 年におけるデリー高等裁判所（第一審）規則の改正に伴い、「機密保持クラブ（Confidentiality Club）」に関する特定規則が追加された。商事訴訟の当事者が、商業的、又はその他の点で本質的に機密である書類/情報に依拠したい場合、裁判所は、そのような書類/情報へのアクセスを制限する機密保持クラブを構成することができる。さらに、上記の改正により、短期間の専門家による技術的な証拠評価の促進を目的として、「ホットタビング(hot tubbing)」が導入された。この手法は、両当事者の専門家証人が居合わせ、かつ両専門家証人に同じ質問をすることができる裁判官の面前で、両専門家証人が同時に証拠を示すといった方法である。

## **A. 裁判所の構造:**

インドはコモンローシステムに従っており、インド憲法が、現在の法制度の枠組みを定めている。裁判所の階層については、インド最高裁判所が最上位にあり、その下に各州の高等裁判所が位置付けられている。29 州に 24 の高等裁判所があり、一部の州には共通の高等裁判所が存在する。デリー、ボンベイ、カルカッタ、マドラス、ヒマーチャルプラデーシュの高等裁判所は、第一審として訴訟を受理し、裁定することができる。これは通常、第一審管轄権 (original jurisdiction) と呼ばれる。その他の高等裁判所は、控訴管轄権 (appellate jurisdiction) のみを有する。高等裁判所の下には、地方裁判官が主導する地方裁判所が位置付けられている。通常、第一審裁判所は地方裁判所である。地方裁判官の主導する裁判所は、各地区で最高位の民事裁判所である。地方裁判所の下に、民事裁判官による裁判所 (Court of Civil Judge) や、軽微な事件に関する裁判所 (Court of Small Cause) を含む様々な下級裁判所が存在する。高等裁判所は、各州で最高位の控訴裁判所であり、それぞれの州のすべての下級裁判所をすべ

て管理、及び監督する。また、下級裁判所の修正裁判所（Court of revision）としても機能する。

最高裁判所は最高位の司法機関であり、最終控訴裁判所である。そして、すべての裁判所、及び審判所に対する監督権を有する。インド憲法第 133 条は、民事事件における高等裁判所の判断に対する上訴に関する最高裁判所の上訴管轄権を規定している。インド憲法第 134A 条の下で高等裁判所が特定事件について一般的に重大な法律問題を含むことを示した場合、高等裁判所の判断に対して最高裁判所に上訴することが好ましい場合がある。ただし、これとは別に、最高裁判所は、その裁量により、インド領土内のいかなる裁判所又は審判所によって可決または作成された原因又は問題に関するいかなる判決、命令、決定（judgment, decree, determination, sentence or order）に対する上訴について特別な許可を与えることもできる。インド憲法 136 条は、最高裁判所による上訴の特別許可を規定している。これは特別許可が付与されることを条件として最高裁判所に上訴管轄権を付与するという意味での残余財産権である。これは最優先条項であり、いかなる当事者にも上訴権は付与されていない。裁量権のみが最高裁判所に付与されており、権利として認められていない上訴管轄権を求める申請者に許可を付与することでのみ上訴管轄権を発生させることができる。

改正特許法(1970)に基づき、特許侵害訴訟は、訴訟を裁判する管轄権を有する地方裁判所より下位の裁判所で行うことはできない。また、訴訟において、特許取消に関する反訴が被告人によってなされた場合、当該訴訟は反訴とともに高等裁判所に移送されなければならない。同様に、意匠法(2000)に基づき、被告人が防御手段として意匠法第 19 条に基づく根拠を示して登録意匠の有効性に異議を唱える場合、当該訴訟は高等裁判所に移送される。

## **商事裁判所:**

インドには知的財産権に関連する問題のみを扱う特別な裁判所は存在しない。しかしながら、議会は、特定の訴額となる商事紛争、及びそれに付随する問題を裁定するための商事裁判所、高等裁判所商事専門部、及び高等裁判所商事控訴部の設置を規定した商事裁判所法（2015）を制定した。当該法の制定背景として、複雑な事実関係と法律問題が伴う高額訴訟（商事紛争）の早期解決のために、独立したメカニズムが求められていたことが挙げられる。同法は、経済成長を加速させ、インド司法制度の国際的イメージを改善し、インドの法文化における投資環境を改善することが期待された。



より具体的には、商事裁判所法は、地方レベルでの商事裁判所設立を規定している。ただし、高等裁判所が通常の第一審管轄権を有する地域には商事裁判所は設立されない。さらに、通常の第一審管轄権を有する高等裁判所には、単独の裁判官からなる1以上の単独審を有する商事専門部の設置を規定している。さらに、商事裁判所又は高等裁判所商事専門部の決定に対する控訴を扱うために、1以上の合議審を有する商事控訴部の設置を規定している。合議審とは、高等裁判所の裁判官2名による審理体を意味する。この法の下で扱われる商事紛争の特定訴額が最低額1千万ルピーと定められていた。

その後、同法は改正(2018)され、高等裁判所が通常の第一審管轄権を有する地域に関して、地方裁判官レベルでの商事裁判所の設置を規定している。また、この改正により、州政府には地方裁判官レベルの商事裁判所、又は地方裁判官レベル以下(通常は民事裁判官(Civil judge))の商事裁判所を設置する権限が与えられた。州政府は、高等裁判所長官の同意を得て、商事紛争を扱った経験を有する1以上の者を、地方裁判官レベルの商事裁判所の裁判官、又は地方裁判官レベル以下の商事裁判所の裁判官を任命することができる。したがって、改正後、商事裁判所に任命される裁判官は、地方裁判官の幹部である場合も、地方裁判官以下である場合もあり得ることになった。さらに、通常の第一審管轄権を有しない高等裁判所の地域において、新たな裁判所、すなわち地方裁判官レベルの商事控訴裁判所が規定された。さらに、この改正により、商事紛争の特定訴額の最低額が、1千万ルピーから30万ルピーに減額されている。

インド憲法第236条(a)において、「地方裁判官」が定義されており、「Judge of a city civil court」、「Additional district judge」、「Joint district judge」、「Assistant district judge」、「Chief judge of a small cause court in the civil side」を含むものである。

したがって、商事裁判所は、商事裁判所法(2015)に基づいて地方裁判官レベルで設立されており、これには、各高等裁判所が通常の第一審管轄権を有する地域、つまりデリー、ボンベイ、カルカッタ、マドラス、ヒマーチャルプラデーシュも含まれている。地方裁判官レベルの商事裁判所と地方裁判官レベル以下の商事裁判所という2つのタイプの商事裁判所は、高等裁判所が通常の第一審管轄権を有しない地域で、商業裁判所法(2015)に基づいて設立されることになった。

高等裁判所が通常の第一審管轄権を有しない地域については、同法に基づき、地方裁判官レベルでの商事控訴裁判所といった形で上訴の場が提供されている。この場では、地方裁判官レベル以下の商事裁判所の判決又は命令に関する上訴を受理する。地方裁判官レベルより下の商事

裁判所による判決又は命令で不利になる者は、判決又は命令の日から 60 日以内に商事控訴裁判所に上訴することができる。

さらに、商事裁判所設立後、商事紛争を対処した経験のある 1 以上の合議審を有する商事控訴部が高等裁判所に設立されている。商事控訴部は、第一審管轄権を有する地方裁判官レベルの商事裁判所の判決又は命令に対する控訴を取り扱う。

第一審管轄権を有する地方裁判官レベルの商事裁判所の判決又は命令で不利となる者は、判決又は命令の日から 60 日以内にその高等裁判所商事控訴部に上訴することができる。通常の第一審管轄権を有する高等裁判所においては、商事控訴部は、第一審管轄権を有する地方裁判官レベルの商事裁判所や、場合によっては、高等裁判所商事専門部の判決又は命令に対する控訴を取り扱う。同法の下では、上訴は改正された民事訴訟法（CPC）の Order XLIII に具体的に列挙された事項に基づいてなされるものであり、同法の規定に従わない限り、商事裁判所又は高等裁判所商事専門部の命令に対して上訴は成立しない。

## 第一審管轄権を有しない高等裁判所に対する商事裁判所の位置付け:

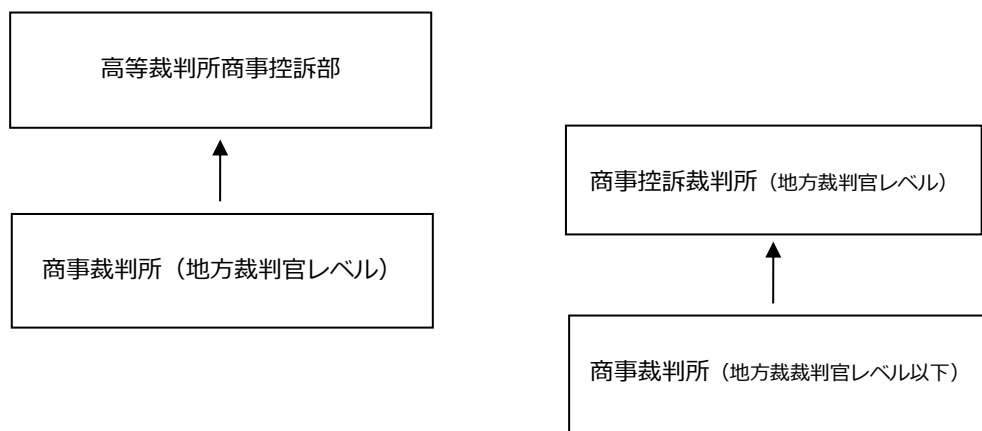


Fig. 1

### 第一審管轄権を有する高等裁判所に対する商事裁判所の位置付け:

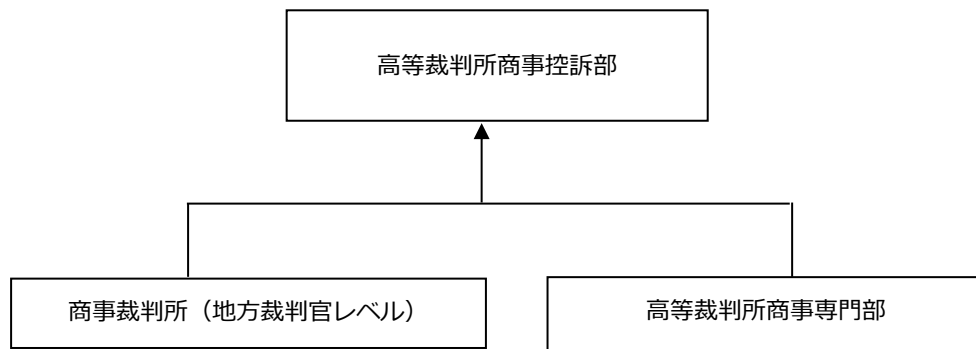


Fig. 2

### B. 裁判管轄権:

各々の事件に関して、どの裁判所が裁判管轄権を有するかは、主に、主題の種別（事物管轄権）、訴額（金銭的管轄権）、及び被告人又は訴訟原因と領域の関係（すなわち、被告人がビジネスを行う地域、または訴訟原因の発生地の一部または全部）によって決定される。管轄権は、訴訟を審理/裁定する裁判所の権限として定義される。

#### 領域的管轄権：

すべての訴訟は、それを対処し得る最下位の裁判所に提起されなければならない。その理由は、より高位の裁判所に過度な負荷がかからないようにするためである。訴訟を提起する手順は、民事訴訟法（CPC）第 20 条に定められている。原告人は、被告人が実際に自発的に居住するか、事業を営むか、利益のために個人的に働くか、または全体的又は部分的に訴訟の原因が生じた場所で訴訟を提起する必要があると規定している。

ただし、登録商標又は著作権の侵害訴訟において、実際に自発的に居住し、ビジネスを実施し、又は個人的に働いて利益を得ている原告人の管轄内にある裁判所は管轄権を有することになる。

#### 金銭的管轄権：

民事訴訟法（CPC）により、裁判所は、訴額がその管轄の金銭的制限を超えない場合のみ管轄権を有することになる。高等裁判所のような一部の裁判所には金銭的管轄権に制限はない。

#### 第一審管轄権及び上訴管轄権：

裁判所の管轄権は、更に第一審管轄権及び/または上訴管轄権として分類することができる。第一審管轄権の下で、裁判所は訴訟を受理、裁定する。他方、上訴管轄権の下で、裁判所は控訴を受理、裁定する。

商事裁判所の管轄権：

商事裁判所法に基づく商事裁判所又は高等裁判所商事専門部の管轄権は、3つの要因、すなわち商事紛争（管轄権に関わる事実）、訴額（金銭的管轄権）、及び領域制限（領域的管轄権）によって決定される。

商事紛争は、同法の下で商事裁判所又は高等裁判所商事専門部に管轄権が付与されるために必要な第一要件であり、管轄権に関わる事実となる。商事紛争は、同法の下で幅広く定義されている。登録商標、未登録商標、著作権、特許、意匠、ドメイン名、地理的表示、および半導体集積回路に関する知的財産権から生じる紛争も、同法に基づく商事紛争として扱われる。

訴額は、金銭的管轄に関連する2番目の要件である。特定の訴額に該当する商事紛争のみが、商事裁判所及び高等裁判所商事専門部の管轄となる。同法に定められる商事紛争に関連する訴額は、中央政府によって通知されたように30万ルピー（INR 300,000 /-）以上である。知的財産権等の無形権利に関連する救済についての商事紛争の訴額は、原告人が推定した当該権利の市場価値を考慮して決定される。高等裁判所が第一審管轄権を有する地域における州政府は、通知により、地方裁判官レベルで裁定される商事紛争の金銭的価値を指定することができる。ただし、そのような金銭的価値は、30万ルピー未満であってはならず、地方裁判所によって行使可能な金銭的管轄権を超えてはならない。

領域的管轄権は3番目の要件である。州政府は、関係する高等裁判所と協議し、商事裁判所の管轄権が及ぶ地域を指定することができる。このような制限は、随時変更され得る。

商事裁判所と高等裁判所商事専門部は、「特定訴額」の「商事紛争」に対して、第一審管轄権を有し、商事控訴裁判所又は高等裁判所商事控訴部は控訴を受理、裁定を行う。

商事裁判所の例：

デリー管轄区域では、民事裁判所の金銭的管轄権は最大2000万ルピーである。したがって、デリー高等裁判所は、30万ルピーから2000万ルピーの間に評価される商事紛争に対処するため、商事裁判所の裁判官として、各地区のすべての地方裁判官/地方裁判官補を指名している。デリー高等裁判所は、訴額が2000万ルピー以上である商事訴訟を扱っている。

## 裁判所の階層（全体）：

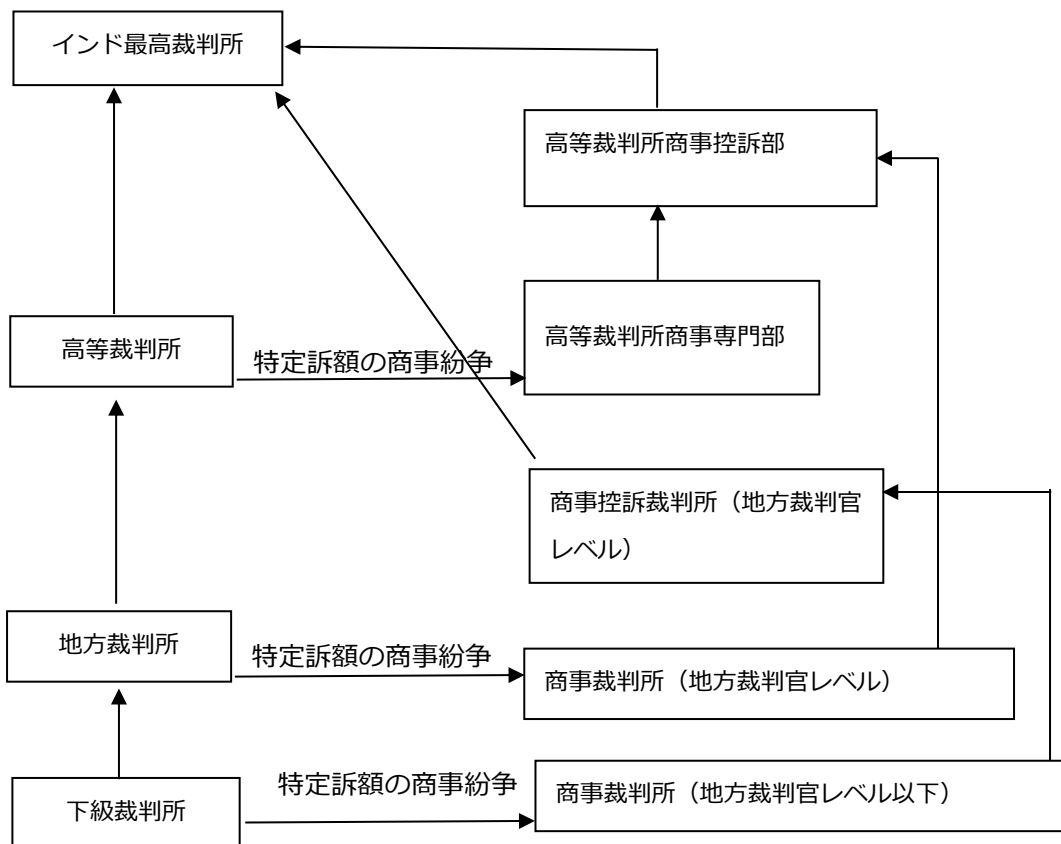


Fig. 3

### 2.1. 公判前/訴訟前の手続き

政府/公務員に対する事前訴訟通知：

公務員の公的資格の下にとられた行為に関する政府又は公務員に対する訴訟は、原告人が主張する訴訟原因と救済を記載した書面による2か月前の通知がない限り提起できない。政府又は公務員に対して緊急又は即時の救済を求める訴訟の場合、裁判所はこの要件を免除することができる。しかし、裁判所は、暫定的であろうとなかろうと、場合によっては、訴訟により救済を求める理由を示す合理的な機会として政府又は公務員への通知がなされた後でないと訴訟による救済を認めない。

#### 証拠収集メカニズム：

訴訟に関連する情報/証拠を収集するために、知的財産権者が訴訟提起前に採用しうる特定の公判前/訴訟前のメカニズムが存在する。例えば、知的財産権者は通常、私的調査員を用いて、侵害行為の性質及びその範囲の調査を実施する。また、多くの場合、独立した技術専門家を雇い、侵害の疑いのある製品サンプルを分析し、その結果を報告させる。

市民であれば、情報権法（2005）に基づき、公的な関係機関から事件に関連する情報公開を求め、入手することもできる。特許権者/原告人は、医薬特許侵害事件において、よくこの方法を利用している。そのような場合、インド弁護士は通常、侵害の疑いのある製品のマーケティング/製造/輸出許可の相手方の申請に関して、医薬規制関係当局に情報開示を求め、その情報を入手する。公的な関係機関から受け取ったそのような情報に基づいて、彼らは多くの場合、予防的(quia timet)訴訟を設定する。予防的(quia timet)訴訟は、被害の可能性を見越して制定されたものである。さらに、調査証拠は、商標問題における評判/混同に関する証拠として実践的な方法である。

#### 提訴前調停及び和解：

商事裁判所法の下では、原告人は、訴訟を起こす前に、商事裁判所（提訴前調停及び和解）規則（2018）に従って、提訴前調停の救済を求めることが義務付けられている。この規則は、緊急の暫定的な救済が必要な訴訟には適用されない。原告人は、法律事務当局面（1987）に基づいて構成された権限のある当局に、商事裁判所法に基づく調停プロセス開始のための所定の手数料とともに所定フォームで申請を行うことができる。次に、当局は、相手方に所定フォームで通知を発行し、当該通知の発行日から 10 日以内に調停プロセス参加への同意を求めなければならない。

当局が相手方からいかなる応答も受領しない場合、当局は最終通知を発行する。当該通知が未確認のままである場合、又は相手方が調停プロセスへの参加を拒否した場合、当局は調停プロセスを見込みなしと扱い、その旨の報告書を作成する。商事紛争の両当事者が当局の前に現れ、調停プロセスへの参加に同意した場合、当局は当該商事紛争を調停人に割り当て、調停人と両当事者の次回面会の日付を確定する。当局は、調停プロセスが訴訟前調停の申請書の受領日から 3 か月以内に完了することを保証するものとする。調停期間は、当事者の同意を得て、さらに 2 か月間の延長が可能である。調停人の役割は、当事者間の商事紛争の自発的な解決を促進し、当事者が和解に達するのを支援することである。

両当事者が和解に達すると、調停人によって合意内容が書面にまとめられ、所定フォームに従って商事紛争の当事者及び調停人により署名がなされる。調停人は、商事紛争のすべての当事者に原本で和解契約を提供し、署名されたものの複写を当局に移送する。規定時間内に当事者間で和解が得られない場合、又は調停人が和解は不可能であると判断した場合、調停人は書面で当局に報告書を提出する。調停者、当事者、その権限を与えられた代表者、又は弁護士は、調停について機密を保持する必要がある、調停人は調停に関する速記、音声又はビデオ記録は許可しない。

## 2.2. 公判/訴訟手続き

### I. 訴訟の一般的な流れ

次のフローチャートは民事訴訟（知的財産権侵害訴訟を含む）手続きの流れを示す。

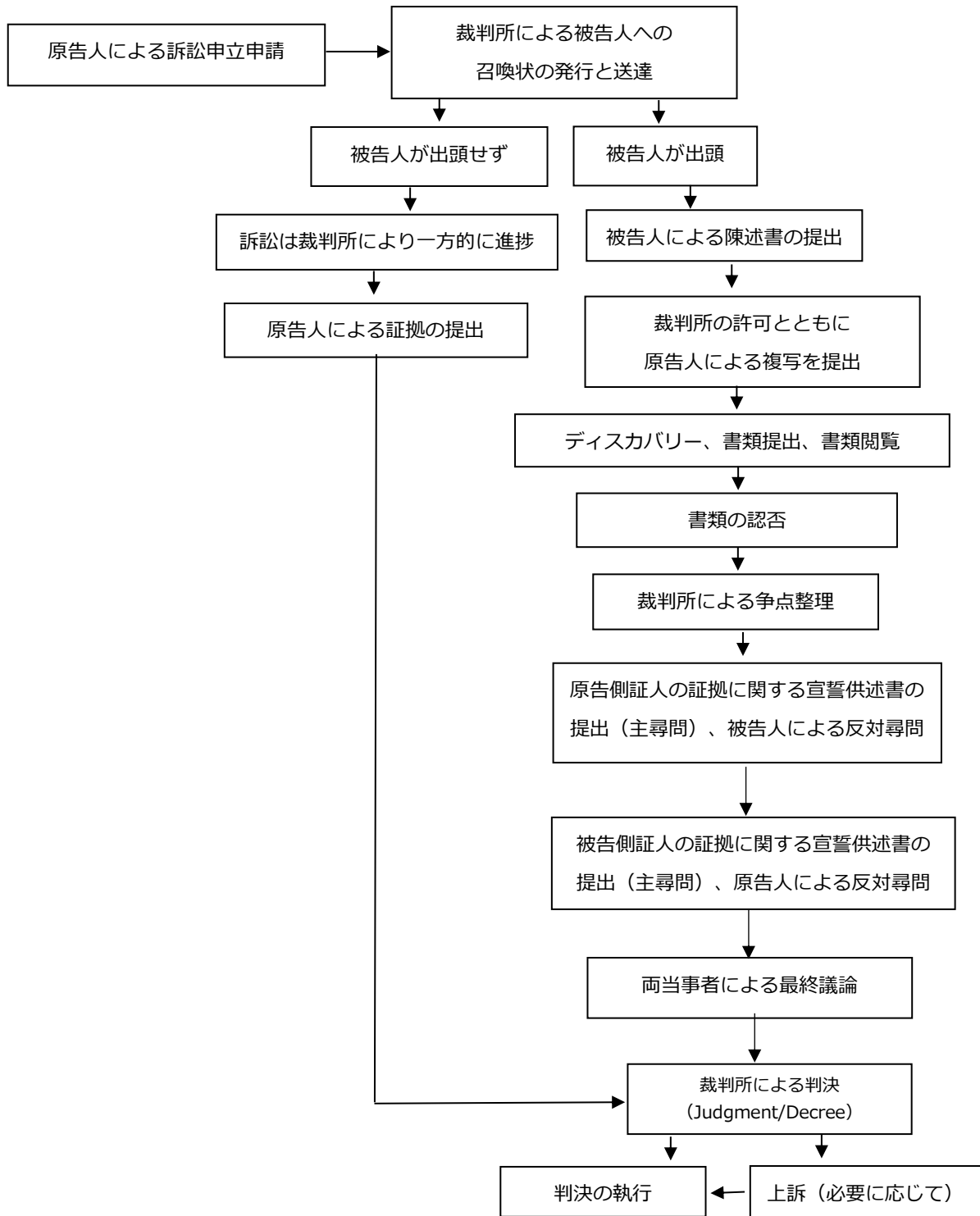


Fig. 4 民事訴訟手続のフローチャート



### 2.2.1. 原告人の申請により訴訟開始

民事訴訟法（CPC）の Order IV は、訴訟の開始について規定している。知的財産権侵害訴訟は、原告人が領域的及び金銭的な管轄権を有する裁判所に必要な裁判所手数料とともに申請を行うことで開始される。訴訟提起前に、訴訟原因、訴訟原因が生じた当事者、及び問題を審理できる裁判所を確認すべきである。訴訟原因は、適用される法律で取り上げられるすべての事実からなる事実の束であり、原告人に被告人に対する救済の権利を与えることになる。原告人は被告人に通知することなく、緊急の暫定的な救済を求めることもできる。原告人は通常、知的財産権侵害訴訟において暫定的差止命令の申請書を提出する。

すべての申立書は、一般的な訴答書面に関する所定の規則を遵守しなければならない。民事訴訟法（CPC）の Order VI は、一般的な訴答書面について規定している。訴答書面とは申立書又は陳述書を意味する。申立書は原告人による訴答書面である。民事訴訟法（CPC）の Order VII は申立書を規定している。申立書には、原告人の主張が依拠する重要な事実に関して簡潔な陳述が含まれている必要がある。また、重要な事実を証明する証拠を含めてはならない。とりわけ、以下の事項を含まなければならない。

- (i) 訴訟が提起された裁判所名
- (ii) 原告人の名前、詳細、及び居住地
- (iii) 被告人の名前、詳細、及び居住地（確認できる範囲）
- (iv) 訴訟原因を構成する事実、及びその発生時期
- (v) 裁判所が管轄権を有することを示す事実
- (vi) 原告人主張の救済
- (vii) 原告人が請求の一部を相殺、又は放棄した場合、そのように許可、又は放棄された金額
- (viii) 訴額に関する陳述書（管轄権、及び裁判所手数料のため）

原告人が書類に基づいて提訴する場合、又は主張を支持するために所持する書類等に依拠する場合、そのような書類をリストに入れ込み、申立書の提出時に裁判所に提出しなければならない。また、同時に、申立書とともに提出するために、当該書類とその写しを送付しなければならない。申立書の提出時に裁判所に提出される、又は上記リストに入れられるべき書類であって、追って提出又は入れ込まれるものではない書類は、裁判所の許可なくして証拠として受け取ることはない。ただし、この規則は、被告側証人の反対尋問のために提出された書類、又は

単に記憶を思い起こすために証人に渡された書類に対しては適用されない。原告人が主張するために電子記録を提出する場合、原告人はインド証拠法（1872）第 65B 条に基づき、裁判所に提出される電子記録とともに証明書/宣誓供述書を提出する必要がある。インド証拠法

（1872）第 65B 条では、陳述書を含む電子記録を特定する証明書を提出するために、訴訟当事者が電子記録に含まれる情報を証明することを望んでいることが必要であるとしている。この証明書には、電子記録が作成された方法と、規定に記載されているその他詳細に関する記載も必要である。当該証明書について、適切な時期に証明書が提出されなかった理由に関して、原告人が裁判所を納得させることができれば、裁判所に電子記録を提出した後でも当該証明書を提出することができる。

訴訟を提起する間、原告人は、申立書で主張される損害賠償、口座引渡し、終局的差止命令などの裁判所費用と救済に関する管轄権の決定のために訴訟を合理的に評価する必要がある。裁判所手数料法（1870）は、訴訟提起時に支払うべき裁判所手数料を規定している。裁判所手数料は州ごとに異なり、所定の裁判所手数料が請求された救済の価値の割合となる場合がある。訴訟評価法（1887）は、訴訟の評価決定を規定している。原告人は、いい加減になされた訴訟評価を修正できないし、裁判費用のために訴訟を過小評価することは許されない。

訴訟は、法定制限期間内に提出する必要がある。それ以外の場合、制限により禁止されているとして訴訟が却下される可能性がある。適切に提出された場合、原告人が遅延の正当な理由を示した場合、裁判所は訴訟の提出遅延を容認することができる。制限法（1963）は、知的財産権侵害訴訟に対する制限期間を規定している。通常、このような訴訟を開始する制限期間は、最初の権利侵害事例から 3 年間とされている。ただし、不法行為が継続している場合、不法行為が発生するたびに新たに制限期間が開始されている。

### 2.2.2. 召喚状の発行と送達

民事訴訟法（CPC）の Order V では、召喚状の発行と送達が規定されている。訴訟が正式に提起された場合、裁判所は被告人に召喚状を発行し、被告人は請求に応じて、所定の時間内に必要があれば、陳述書を提出することになる。そのような召喚状はすべて、裁判官又は裁判官が指名した事務官によって署名され、裁判所の印で封がなされ、召喚状には申立書の写しが添付される。ただし、被告人が原告人の説明の場に出頭して原告人の主張を認めた場合、召喚状は発行されない。召喚状が発行された被告人が直接、又は訴訟に関連するすべての重要な質問に回答できるよう適切に指示された弁護士が出頭することができる。

召喚状が裁判所によって発行され、被告人に対する召喚状の送達に必要な料金が原告人によって支払われた後、召喚状は、原告人により提供されたとおりの被告人住所へ所定の送達方法を用いて裁判所によって送達される。召喚状の送達は、裁判所の認められた事務官、又は書留郵便、速達、宅配便、又はその他の送信手段（FAX メッセージ、電子メールサービスを含む）によって、裁判所自身が行うことができる。1 以上の被告人がいる場合、召喚状の送達は各被告人に対して行われる。裁判所はさらに、原告人の申請により、原告人が被告人に召喚状を送達することを許可することができる。そのような場合、裁判所は召喚状をその原告人に送達する。そのような召喚状の送達は、原告人が、被告人に個人的にその複写を配達又は提供することによって行われなければならない。被告人が送達を回避する目的で邪魔をしていると信じるに足りる理由があるとの心証を裁判所が得た場合、又はその他の理由で召喚状が通常の方法で送達できない場合、裁判所は代替手段によって召喚状を送達することを命じることができる。そのような場合、裁判所は、原告人の申請に基づいて、新聞広告によって召喚状の送達を命じることができる。新聞広告といった代替手段の効果は、被告人に個人的に送達されたものと同様とみなされる。

### 2.2.3. 当事者の出頭

民事訴訟法（CPC）の Order IX には、当事者が出頭した場合と、出頭しなかった場合の扱いが規定されている。召喚状で定められた日付に、当事者が直接、又は各々の弁護士が裁判所に出頭する必要がある。しかし、両当事者が現れなかった場合、裁判所は訴訟の却下を命じることができる。原告人が出頭し、被告人が出頭しなかった場合で、召喚状が適切に送達されたことが証明された場合、裁判所は訴訟を一方向的に審理するよう命令することができる。一方、召喚状が適切に送達されたことが証明されない場合、裁判所は、被告人に対して 2 回目の召喚状を発行し、送達するよう指示する。召喚状が被告人に送達されたことが証明されたが、被告人が召喚状に定められた日に出頭して回答するのに十分な時間がなかったことが判明した場合、裁判所は訴訟審理を延期する。

裁判所が一方当事者のみの訴訟審理（聴聞会）を延期し、被告人がその審理に、又はその前に出頭し、前回出頭しなかった正当な理由を説明した場合、被告人は、出頭するべきだった日に出頭したものと扱われる。ただし、裁判所は、費用の支払いに関して、当該被告人に条件を課すことが可能である。訴訟が実際に提起され、かつ一方向的な命令が発出されない限り、このような場合には、被告人は訴訟に参加し、抗弁する権利を有する。被告人に対する一方向的な命令が発出された場合、被告人は（命令を発出した）裁判所にそれを取り消すように申請することができる。召喚状が適切に送達されなかった、又は訴訟審理が求められたときに出頭が妨げら

れたと十分な理由によって裁判所を納得させることができた場合、裁判所は、費用その他に関する条件について被告人の意向に反する命令を破棄し、適切なものになるような命令を下す。そして、裁判所は訴訟を進めるために所定の日を指定する。ただし、原告人に発言の機会を与えるため、原告人への通知なしには、一方的な命令は取り消すことはできない。

訴訟審理が求められた際に、被告人が出頭し、原告人が出頭しなかった場合、裁判所は、被告人がその請求又はその一部を認めない限り、訴訟の却下を命じる。被告人がその請求又はその一部を認めた場合、裁判所は、その容認の下で被告人に対して命令を下すものとする。被告人が請求の一部のみを認めた場合、裁判所は残余権に関連する限り訴訟を棄却するものとする。2名以上の被告人がおり、そのうちの1名以上が現れ、他の被告人が現れない場合であっても訴訟は続行される。そのような場合、裁判所は判決を下す際に、出頭しない被告人に関して適切と思われる命令を下すものとする。

#### 2.2.4. 陳述書の提出

民事訴訟法（CPC）の Order VIII は、陳述書、相殺及び反訴について規定している。被告人は、召喚状の送達日から30日以内に陳述書を提出しなければならない。裁判所は、この期間を召喚状の送達日から90日を超えない範囲で延長することができる。ただし、裁判所は書面で理由を記録する必要がある。

被告人の抗弁が書類に基づいている場合、又は抗弁を支持する、所持又は管理している書類、相殺又は反訴を主張する書類に依拠している場合、被告人はその書類をリストに登録する必要がある。被告人は、陳述書を提出する際、そのリストを裁判所に提出しなければならない。そして、被告人は同時に、書類とその複写も陳述書と一緒に提出しなければならない。被告人によって裁判所に提出されるべきであるが、提出されない書類は、裁判所の許可なければ、証拠として受理されない。ただし、この規則は、原告側証人の反対尋問のために提出された書類、又は単に証人の記憶を呼び起こすためだけに証人に渡された書類には適用されない。

抗弁に関する詳細をすべて伝えることが被告人の義務であり、望むところである。被告人は、訴えが維持できないことを示す全ての事項を訴答書面で訴えなければならない。被告人が陳述書の中で原告人の主張を否定する場合、被告人は明確かつ明示的に説明しなければならない。被告人は、損害の場合を除き、真実と認めない事実に関する各主張に特に対応しなければならない。被告人が申立書の事実に関する主張を否定する場合、それを軽視せず、実質の要点を答えなければならない。申立書の全ての事実に関する主張は、書面で明示的に、又は必要な含意

によって否定されない限り、被告人によって認められたとみなされる。したがって、否認しないことは事実を承認することに相当する。このプロセスの目的は、事件で取り扱う問題を絞り込み、両当事者にも議論/決定すべき実際のポイントを知ることができるようにすることである。

被告人が陳述書を提出しない場合、裁判所は、訴応書面に含まれる事実に基づいて判決を宣告することができる。しかし、裁判所は、その事実の証明を要求する裁量権を有する。

訴訟において、被告人は、原告人の請求に対する反訴として、被告人に生じた訴訟原因に関する権利又は請求を設定することもできる。被告人は、陳述書を提出時か、陳述書を提出した後で証拠記録の開始前に反訴を行うことができる。反訴は、元の請求と反訴の両方を裁判所が同じ訴訟で最終判決を発出することができるといった対抗訴訟と同じ効果を奏する。原告人は、裁判所によって指定された期間内に、被告人の反訴に応じて陳述書を提出する権利を有する。反訴は申立として扱われ、申立書に適用される規則に準拠する。

被告人の陳述書に続く訴答書面は、相殺又は反訴するための防衛手段である場合を除き、裁判所の許可がなければ提出することはできない。裁判所は、原告人に、被告人が提出した陳述書の複写を提出する自由を認めることができる。一方、原告人は、裁判所によって指定された期間内に、被告人による反訴に対して陳述書を提出する権利を有する。

被告人が、裁判所が許可、又は指定した期間内に陳述書を提出しなかったならば、場合により、裁判所は被告人に対して判決を宣告するか、適切と思われる訴訟に関する命令を下すことになる。そのような判決の宣告に関して命令が作成される。

裁判所は、訴訟のどの段階においても、いずれかの当事者が、正当な方法かつ条件で、訴答書面を変更又は修正することを許可することができる。そのような全ての修正は、当事者間の実際の問題を解決するために必要となる可能性の下で行われる。しかし、裁判所がデューデリジェンスにも関わらず、当事者が裁判開始前に問題を提起することができなかったという結論に至らない限り、裁判開始後、補正申請は許可されない。

### 2.2.5. 証拠の収集/提示

#### (i) アントン・ピラー命令

訴訟の当事者は、権利侵害の疑いのある製品の調査、保存、保護を求める場合、アントン・ピラー命令を裁判所に申請することができる。アントン・ピラー命令は、裁判所によって発出される一方的命令であり、被疑侵害者の施設に入り、侵害が疑われる証拠の調査、保存、保護を事前に通知することなく行うものである。裁判所は、被疑侵害者の施設を訪問し、被疑侵害品を調査、押収する地方検査官（Local Commissioner）を任命する命令を発出することができる。この緊急の暫定救済を得るために、原告人は裁判所に、その任命がなければ、その犯罪の証拠が失われ、取り払われ、破棄される可能性があることを十分に示す必要がある。

## (ii) ジョン・ドウ命令

訴訟の当事者は、匿名人物の施設内における被疑侵害品の調査、保存、保護を求める場合、ジョン・ドウ命令を裁判所に申請することができる。ジョン・ドウ命令は、身元不明である者に対して発出される差止命令である。当事者は、しばしば、被疑侵害者の一部又は全部を特定することが困難である場合の模倣品対策処置/海賊版対策措置として、この救済を求める。

## (iii) ノーリッチ・ファーマカル命令

訴訟の当事者は、裁判所を支援可能な第三者から情報又は書類を求めるためにノーリッチ・ファーマカル命令を裁判所に申請することもできる。裁判所は、当事者が被疑侵害者特定のために税関当局や物品税当局などの関連公的機関の助けを求める場合に、このような命令を発出している。

## (iv) ディスカバリー、書類提出、書類閲覧

民事訴訟法（CPC）の Order XI は、ディスカバリー、書類提出、書類閲覧を規定している。当事者は、事件を構成するすべての重要な相手方の事実、訴訟の論点に関連する相手方が所持し、又は管理するすべての書類を事前に知る権利を有する。これは、訴訟を証明、維持、支援するため、又は訴訟審理において、相手方を理解し、話し合い、責め、論破するためである。

当事者が求める情報が事実に関するものである場合、当事者は相手方に一連の質問を行うことができる。これらは尋問と呼ばれている。裁判所は提案された質問に目を通し、それらは関連性があり、適当であるかどうか、そして法廷で相手方に宣誓の下で回答するように強制すべきものかどうかを決定する。これは法律用語で事実発見（Discovery of facts）と呼ばれている。

裁判所はまた、相手方に訴訟の論点に関連する書類リストを提出することを強制し、審理前にその複写の入手/閲覧を求める当事者に許可を与えることもできる。そのような開示手続は、ディスカバリーとして知られている。このような事実発見と書類は、論点の絞り込み、不必要な費用の回避、訴訟の短縮に寄与する。

民事訴訟法（CPC）の Order XI は、主に尋問によるディスカバリーと書類によるディスカバリーの2つの側面を規定している。尋問への応答のように、書類のディスカバリーも宣誓に基づき、なされなければならない。

事実発見又は書類のディスカバリーは、裁判所の許可がなければ認められない。尋問によるディスカバリーについて、それが人を中傷するようなもの、無関係なもの、悪意のあるもの、という理由、そして、特権を理由に異議を唱えることができる。同様に、書類によるディスカバリーについても、とりわけ法律専門家の特権を理由に異議を申し立てることができる。

いずれの当事者も、訴訟に係る問題に関して、所持する又は管理する書類の宣誓の下で、訴訟に携わる他の当事者にディスカバリーを指示する命令を裁判所に申請することができる。その申請書提出時に、裁判所は、その裁量により、申請拒否、又は相手方にディスカバリーを行うよう指示する命令を発出することができる。裁判所は、訴訟の公正な処理や、費用節約のいずれも必要でないと考える限り、ディスカバリーを命令しない。

当事者が相手方の所持する書類の閲覧を希望する場合、相手方に書類提出を依頼する必要がある。裁判所は、訴訟の任意の段階で、当事者に対して、相手方が所持し、又は管理する書類を宣誓に基づいて、提出するように指示する裁量権を有する。

訴訟に関わる全ての当事者は、問題の解決時又はその前に、その当事者の書類閲覧のために書類が提出されるよう、訴答書面又は宣誓供述書において、他の当事者に通知を行う権利を有している。これは、裁判所からの助けなしで書類閲覧を可能とするものである。そのような通知を先に受け取った当事者が、閲覧のための書類提出を省略した場合、裁判所は、それを望む当事者の申請に応じ、適切と考えられる場所/方法で閲覧の命令を発出することができる。

原告人が尋問に応答するにあたっての命令、ディスカバリーや書類閲覧に関する命令に従わなかった場合、訴訟不進行のために訴訟が却下される傾向がある。一方、被告人がそのような命令に従わなかった場合、被告人の抗弁は無かったことにされる傾向にあり、被告人が訴訟で抗弁しなかった場合と同様に扱われる。

(v) 書類の認否

認否の目的は、存在、真正性、又は信憑性が争われている書類を棄却することである。これにより、公判に付すことができる問題特定を容易にしている。この手順には、次の3つのステップが含まれる。

- (a) 書類認否のために宣誓供述書の提出
- (b) 裁判所/共同登録官への宣誓供述書を踏まえた書類認否の実施
- (c) 裁判所/共同登録官による書類への印付与

例えば、宣誓供述書により、原告人が被告人の3つの書類を認める場合、それらの書類は、例えば、D-1～D-3といった印が付される。

(vi) 裁判所による当事者の尋問

民事訴訟法（CPC）の Order X は、裁判所による当事者の尋問を規定している。裁判所は、訴訟の最初の審理で、各当事者又はその弁護士から、相手方の訴答書面で示された事実の主張を認めるか否かを確認する。裁判所は、申立書又は陳述書で示された事実の主張が、明示的に、又は必要に応じて、相手方が認めた又は拒否した意味合いではないと判断した場合、裁判所は、これらの確認を行う。裁判所は、そのような認否に関して記録する。訴訟の最初の審理は、通常、裁判所が、訴訟の当事者による訴答書面、及び訴訟で決定されるべき論点の整理目的で提出された書類の主張に主眼がおかれると解される。その記録後、裁判所が当事者に受入れ可能性のある和解要素が存在すると考える場合、裁判所は、以下の和解手段のいずれかを選択するよう当事者に指示する。

- (a) 仲裁（Arbitration）
- (b) あっせん（Conciliation）
- (c) 人民裁判（Lok Adalat）を通じた和解を含む司法上の和解
- (d) 調停（Mediation）

訴訟が上記和解手段による和解に付託されたが、あっせん団体又は当局の統括者が、本件を推進することが正義の観点から適切ではないとの心証を得た場合、統括者は再度裁判所に問題を照会する。統括者はまた、当事者に対して、定められた期日に裁判所に出頭するように指示する。



裁判所は、訴訟の最初の審理で、訴訟での論争の問題を解明するために、裁判所に出頭した訴訟当事者を口頭で調べなければならない。裁判所は、訴訟に関連する重要な問題に回答できる者（裁判所に出頭した当事者又は弁護士）を口頭で尋問することもできる。このプロセスは、紛争問題の確認を意図している。司法の利益を促進するために、論点整理のために指定された期日より前の期日で、適切な事件の当事者に対して明確化を求めることについて裁判所の権限に制限はない。

## (vii) 論点整理

民事訴訟法（CPC）の Order XIV は、和解と、法律問題又は合意された問題に関する訴訟の決定について規定している。2種類の問題が存在する。(a) 事実の問題、(b) 法律問題、である。事実又は法律に関する重要な命題が、一方の当事者によって肯定され、他方の当事者によって拒否された場合に問題が生じる。重要な命題は、原告人が訴える権利を示すために主張しなければならない法律又は事実の命題であり、又は被告人が自己の弁護を構成するために主張しなければならないものである。一方の当事者によって肯定され、他方の当事者によって否定される各々の重要な命題は、明確な問題として主題を構成する。論点整理は、非常に重要な訴訟のプロセスである。このプロセスにより、裁判所は当事者間の真の紛争を確認し、紛争事項を整理し、両者の違いを確認することができる。このプロセスは、訴訟の当事者が証明又は反証するために何が必要かを知るのに役立つ。また、このプロセスは、裁判所が、判断時に、裁定のために何が必要か、何に関する結果を返答すべきかを知るのに役立つ。裁判所は、当事者の訴答書面と提出された書面を精査した後、論点整理を行う。論点整理を行うとともに、裁判所は、特定問題の立証責任が原告人にあるか、又は被告人にあるかを示す。各々、原告人に対する証拠の責任(OPP)又は被告人に対する証拠の責任(OPD)と呼ばれる。特許侵害訴訟で裁判所が通常整理する問題の実例は次のとおりである。

- (a) 被告人が原告人の特許を侵害しているかどうか、もしそうであれば、どのような影響があるのか（OPP）
- (b) 原告人の特許が、被告人が主張するように無効であるかどうか（OPD）
- (c) 原告人が求めたとおり、終局的差止命令、及び損害賠償を受ける権利があるかどうか（OPP等）

当事者は、申立書又は陳述書と共に、すべての証拠書類の複写が提出されている場合、問題解決時又はその前に、すべての証拠書類の原本を提出する必要がある。

## (viii) 証拠の記録

論点整理により、一般的に審理としても知られる証拠の記録を開始する。裁判所による論点整理期日から15日以内に、当事者は、証拠提出又は書類提出を要求する証人に関するリストを裁判所に提示する必要がある。当事者は、裁判所の許可なく、リストに掲載されている者以外の証人を召喚することはできない。民事訴訟法（CPC）の Order XVI は、証人の召喚/出席を規定しており、民事訴訟法（CPC）の Order XVIII は、訴訟審理と証人尋問を規定している。

両当事者は、裁判所により整理された論点に関する証拠を提示する。論点に係るすべての事実及び他の関連する事実の存在/非存在の証拠が提示されうる。口頭による証拠は直接的なものではない。書類内容は、一次証拠又は二次証拠のいずれかによって証明されうる。

原告人は通常、原告側証人への主尋問（Examining-in-chief）による証拠に取り掛かる。証人を要求した当事者による証人尋問は、主尋問（Examining-in-chief）と呼ばれている。召喚が必須でない原告側証人に対する主尋問は、宣誓供述書に記載され、その複写が被告人に提供されなければならない。原告人が証人召喚を望む場合は、証人を召喚するための申請書を提出しなければならない。

原告人による証人尋問中に証拠として提出された書類は、新たに、例えば、PW1 / 1、PW1 / 2、PW2 / 1 等と印が付与される。前半部分は原告側証人の番号を示し、後半部分は書類のシリアル番号を示す。法によって、証拠として認められたすべての書類で是認されるべき特定細目が存在する（(a)訴訟番号/訴訟名、(b)書類を提出した者の氏名、(c)その書類が提出された日付、(d)そのように認められたという陳述書）。そのような是認は裁判官によって署名される。書類に関する裁判所の証拠物件番号の付与による是認は、「証拠の許可(Admission in evidence)」であり、書類の「証明(Proof)」ではない。証拠書類の単なる許可は、それを証明したことにはならない。単に証拠物件に印を付与するために書類の証明は不要である。

原告側証人の主尋問に続いて、被告人による証人への反対尋問が行われる（被告人が望む場合）。相手方による証人尋問は、反対尋問と呼ばれる。主尋問、反対尋問は関連事実に係るものでなければならない。しかし、反対尋問は、証人が主尋問で証言した事実に限定される必要はない。その後、被告側証人についても同様な手続が行われ、被告人は宣誓供述書によって証拠を示し、被告側証人は原告人によって反対尋問される。

一方の当事者は、相手方の当事者による反対尋問の終了後に再尋問を行うこともできる。再尋問は、反対尋問で言及された事項の説明に向けられなければならない。

当事者は、専門家証人を要求することができる。また、裁判所は、当事者のいずれかによる申請、又は裁判所自らの発意により、とりわけ科学に係る事実又は意見の要請に応える専門家又は科学顧問を任命することができる。専門家等は、特定分野で特に技能を有する者である。この専門家等は、公平/公正であることが期待されており、反対尋問の対象者となる場合もある。

裁判所に提供されている宣誓供述書による証拠（主尋問）、出廷した証人の証拠（反対尋問と再尋問）は、裁判所、又は裁判所に指定された検査官によって記録される。高等裁判所においては、通常、証拠記録の迅速化を望む当事者の要請に基づいて、地方検査官（Local Commissioners）が証拠を記録する。

## 2.2.6. 申立、及び証拠に対する異議

当事者は、事件の事実及び状況に応じて、関連法令で想定される義務に関し、さまざまな異議を唱えうる。知的財産権侵害訴訟で唱えられる一般的な異議は以下のとおり。

- (a) 訴訟原因、及び領域的裁判管轄権
- (b) ディスカバリー要求
- (c) 書類認否
- (d) 証拠の証明と許可等

## 2.2.7. 判決(JUDGMENT AND DECREE)

民事訴訟法（CPC）の Order XX は、判決(Judgment and decree)を規定している。一旦、当事者の証拠記録が終わると、裁判所は、当事者による最終答弁を審理する。裁判所は、通常、事件の最終答弁が終わった期日から 60 日以内に判決を宣告する。「Judgment」とは、「Decree」又は「Order」の根拠となる、裁判官によって発出される声明を意味する。「Judgment」とは、本質的に「Decree」又は「Order」の背後にある理由を含む声明であり、事実に関する記述がなされている。裁判所は、訴訟の論点毎に、その理由とともに事実と判断を述べる。裁判所は、論点に関する事実が訴訟判断に十分であるならば、判断について述べる必要はない。

一方、「Decree」とは、裁判所の表現に関する限り、訴訟で議論となる事項について当事者の権利を結論付ける裁定の形式的表現である。「Decree」は「Judgment」に合致し、訴訟、

当事者及び主張に関する細目を含むものである。また、訴訟で認められた救済、又は他の決定事項を明確に特定する。発生した費用総額や、誰が、どの割合でそのような費用を分担すべきかが記載される。「Decree」は、「Judgment」の宣告期日から15日以内に作成され、「Judgment」の宣告期日の責任を負う。当事者（すなわち「Judgment」の債務者）が「Decree」を遵守できないならば、他方当事者（すなわち「Decree」の保有者）は「Decree」の執行のために申請書を提出することができる。

## **II. 商事裁判所法に基づく商事訴訟の審理に関する新たな手続き：**

商事裁判所法に基づく手続き及び要件は、商事訴訟に関して非常に厳格である。同法は、同法に基づく手続申請に関して、民事訴訟法（CPC）のさまざまな規定を改正した。特に、商事訴訟における開示、ディスカバリー、閲覧、書類認否に関する新しい詳細な手続を、Order XIの下で導入している。「略式判決（サマリー・ジャッジメント）」に関する新しい手続は、Order XIII-Aの下で導入されている。

この規定により、略式判決の申請が論点整理前になされた場合に限り、裁判所が、口頭による証拠記録なしに商事紛争に関する請求を判断することができる。命令に従わない場合も含む「事件管理審理(Case Management Hearing)」に関する詳細な手続が、Order XV-Aの下で導入されており、期限管理の下で商事紛争を処理することが可能になっている。訴訟審理及び証人尋問に関して民事訴訟法（CPC）の規定も改正されている。

### **商事裁判所法の下で規定された厳格なタイムライン/措置：**

陳述書の提出：

被告人は、召喚状の送達日から120日以内に陳述書を提出しなければならない。被告人が上記期間内に陳述書を提出できなかった場合、被告人は陳述書を提出する権利を失い、裁判所は、提出遅延した陳述書を記録してはならない。裁判所は、120日を超えて陳述書の提出期限を延長するような命令を発出することはできない。

被告人による拒否：

被告人は、陳述書において、申立書における申立のいずれを被告人は否定し、申立のいずれを認めるのかを述べなければならない。被告人はまた、陳述書において、いずれの申立も被告人が認めることができない、又は否定するものであって、原告人に立証を求めるものであるのかを述べなければならない。被告人が、申立書の実事に関する申立を否定する場合、被

告人は、そう主張する理由を述べる必要があり、もし、被告人が、原告人から提示された事実と異なる事実を提案する意図ならば、被告人は自身の有する事実を述べなければならない。被告人が裁判所管轄について争うならば、被告人はそうする理由を述べなければならない、いずれの裁判所が管轄権を有するべきかについて書面を提出しなければならない。被告人は原告側の訴額について争うならば、被告人はそうする理由を述べなければならない、被告人が可能であるなら、被告人は、訴額について書面を提出しなければならない。申立書の事実に関するすべての申立は、上記方法で否定されなければ認められるものとする。

#### 訴答書面に関する確認：

すべての訴答書面は、真実陳述書、つまり、規定された方法、様式による宣誓供述書によって証明されなければならない。そのような宣誓供述書は当事者、又は正式に当事者に認められた者によって署名されなければならない。この宣誓供述書は、とりわけ、被告人による手続きの事実/状況について、権限、所持、管理、及び保管に関するすべての書類が開示され、その複写が付録として訴答書面に添付され、権限、所持、管理、及び保管に関する他の書類を有しない、という宣言、を含む。規定された方法で訴答書面が証明されないならば、当事者は、証拠、又はそこに記載された事項として、その訴答書面に依拠することは許されない。裁判所は、真実陳述書で証明されない訴答書面を削除しうる。

#### 書類の開示、ディスカバリー、閲覧：

商事裁判所法の Order XI は、原告人、被告人の両方が商事訴訟で従わなければならない書類の開示、ディスカバリー、閲覧に関する詳細な手続要件を規定している。例えば、原告人は、訴訟に関連する権限、所持、管理又は保管についてのすべての書類（事件での立場を支持又は弱めるもの）のリスト及び書類の複写を、規定された方法、様式の宣誓供述書によって証明される申立書と合わせて、提出する義務がある。原告人は、合理的な理由によって裁判所からの許可を得た場合を除き、権限、所持、管理又は保管を有する書類であり、申立書と合わせて開示されないもの又は訴訟提起から 30 日の期限延長期間内に開示されないもの、に依拠することが禁じられる。陳述書又は反訴の提出する際に、被告人に同様の義務が課せられる。当事者の通知に関する書類の開示義務は、訴訟が処分されるまで継続する。

#### 閲覧：

すべての当事者は、陳述書又は反訴に関する書類のいずれか遅い方の提出日から 30 日以内に開示されたすべての書類の閲覧を終える必要がある。この期限は、裁判所によってさらに 30 日間延長される可能性がある。裁判所は、いかなる書類の必要な開示を意図的に/不注意で怠

った、又は、閲覧又は複写を不当に保留/拒否した不履行者に対して、模範的な費用を課すことがある。

#### 書類の認否：

各当事者は、閲覧の完了が 15 日以内、又は裁判所が定めた後日以内に完了した、すべての開示された書類の認否に関する書類を提出しなければならない。上記の認否に関する書類は、当事者が認めているか拒否しているかに関わらず、明示的に述べなければならない。

- (a) 書類内容の正確性
- (b) 書類の存在
- (c) 書類の締結
- (d) 書類の発行又は受領
- (e) 書類の保管

各当事者は、上記のいずれかの根拠の下で書類を拒否する理由を明らかにしなければならない。あからさまで説得力がなければ、書類は拒否すべきものとはみなされない。そのような書類の証明には、裁判所の裁量が執行されうる。認否に関する書類を支持する宣誓供述書は、書類内容の正確性を確認しつつ提出されなければならない。当事者が、上記基準のいずれかに基づき、書類の許可を不当に拒否したと裁判所が判断した場合、裁判所は、書類の許可を決定するための費用（模範的な費用を含む）をかかると当事者に課することができる。

#### 書類の提出：

いずれの当事者も、訴訟係属中に、当該訴訟の問題に関連して、所持し、管理する第三者の書類であって、訴訟の問題に関係するものについて提出をいつでも求めることができる。裁判所は、そのような書類提出を命令することもできる。裁判所は、そのような書類提出を拒否した当事者に対して、提出しない十分な理由が示されていない場合、不利な推論を行う場合がある。裁判所は、このような場合に費用を命令することもある。

#### 電子記録：

Order XI 規則 6 は、当事者による宣誓書の提出を規定している。ここで、電子記録は開示された書類の一部を形成し、特に、とりわけ電子記録の提出方法とソースといった特定細目に関するものである。当事者から提供されず、第三者により提供及び維持されるコンピュータの電子記録による証拠に関し、宣誓供述書を提出するための規定が規定された。インド証拠

法（1872）第 65-B 条は、当事者から提供されたコンピュータ記録の印刷物の証拠のみに関連する。

事件管理審理：

商事裁判所法は、Order XV A の下で、「事件管理審理」のコンセプトを示している。裁判所は、すべての当事者による書類の認否に関する宣誓供述書の提出期日から 4 週間以内に、最初の事件管理審理を実施する権限を有する。その審理中に、裁判所は、証拠提出、証拠記録、書面による意見提出、口頭審理のような各ステップの時間枠を決定する。また、裁判所は、審理後に、検討されるべき事実や法律問題が存在することを把握すると、命令を発出する。

- (a) 当事者の申立、反訴、提出された訴答書面の調査後、当事者の口頭審理後、又は（必要に応じて）それらを総合的に見た後の当事者間の論点整理
- (b) 当事者に尋問される証人リスト
- (c) 当事者によって提出される証拠の宣誓供述書の期日指定
- (d) 記録される当事者の証人の証拠の期日指定
- (e) 当事者によって裁判所に提出される書面弁論の期日指定
- (f) 裁判所における口頭弁論の期日指定
- (g) 口頭弁論を行う当事者と弁護士に対する時間制限の設定

裁判所は、審理により命令を発出するため日付指定、又は時間制限を設定するに際し、最初の審理期日から 6 か月以内に議論が終了することを保証する。裁判所はまた、可能な限り、すべての証人に対する反対尋問が終了するまで、証拠記録が日々行われることも保証する。裁判所は、効果的な訴訟の処理を確保するため、審理により多種多様な命令を発出する権限を付与されている。裁判所は、とりわけ、以下の権限を付与されている。

- (i) 整理された論点と無関係とみなされる証人名又は証拠名の取消
- (ii) 検討に基づく論点の除外
- (iii) 無関係、容認不可、又は議論を吹っ掛けるような内容を含む、当事者によって提出された証拠の宣誓供述書の拒否、その一部を取消
- (iv) 検査官又は他の当局による証拠記録の監視に関連する命令の発出

当事者が、審理により発出された裁判所の命令に従わない場合、裁判所は、とりわけ、費用の支払い、非準拠当事者の宣誓供述書を提出する権利を排除、証人の反対尋問の実施、場合によっ

ては、陳述書作成に関する命令権限が付与されている。故意に繰り返しの違反があった場合、裁判所は申立書の却下もありうるし、訴訟を許可することもある。

## 商事裁判所法に基づき定められた厳格なスケジュール（下図）：

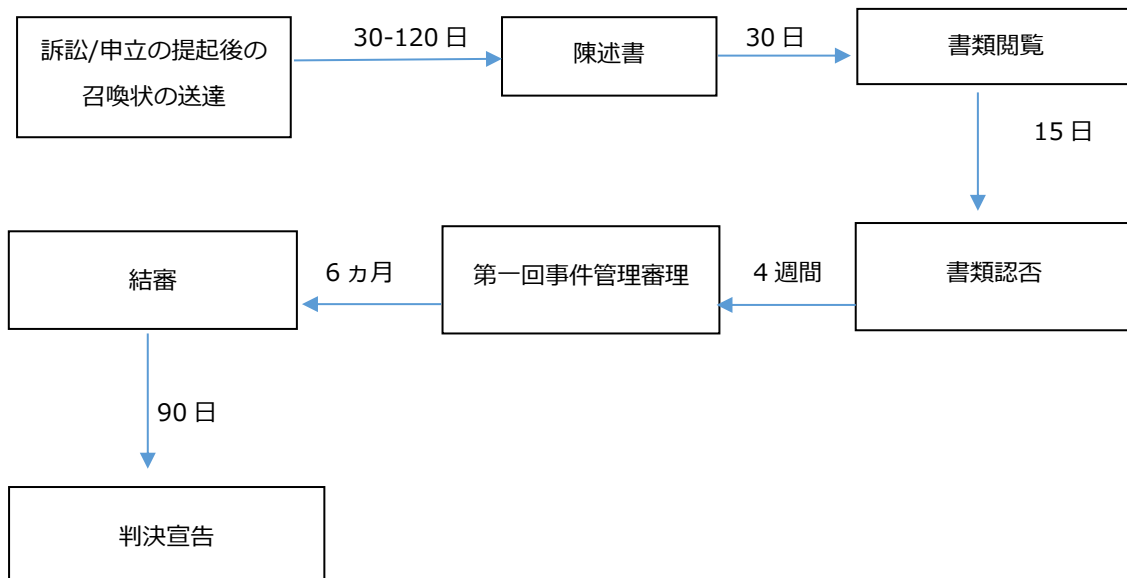


Fig. 5

## 略式判決（サマリー・ジャッジ）：

商事裁判所は、口頭による証拠を記録することなく、商事紛争に関連する請求を判断できる。略式判決に関する規定は、本質的に例外であり、通常の訴訟が従わなければならない通常コース外である。略式判決申請は、もともと略式訴訟として提訴されていなかった商事紛争に係る訴訟について、被告人に召喚状が送達された後、いつでも行うことができる。ただし、裁判所が訴訟における論点整理を行った後には、略式判決の申請を行うことはできない。したがって、略式判決の申請可能時期は、被告人への召喚状の送達後から裁判所が訴訟における論点整理を行う前までとなる。裁判所は、原告人、又は被告人に対して、次を考慮して、略式判決を下すことができる。

- (a) 原告人に請求を成功させる実際の見込みがないか、場合によっては、被告人に請求を成功裏に防御する実際の見込みがない
- (b) 口頭証拠の記録前に請求破棄しない他の説得力のある理由がない

商事訴訟では、原告人が訴訟を成功させる見込みがないという結論に至った場合、紛争に事実問題があったとしても、裁判所は審理を行う必要はない。したがって、裁判所は、略式手続を



採用することにより、そのような訴訟を却下することができる。これは、民事訴訟法（CPC）の手続きに従って、事実問題が提起された際には、審理が義務付けられている通常の訴訟とは対照的である。

裁判所への略式判決申請には、とりわけ、以下に示す事項を含める必要がある。

- (a) 申請書には、略式判決の申請書である旨の記載が含まれていなければならない
- (b) 申請書は、すべての重要な事実を正確に開示し、もしあれば法律の要点を特定しなければならない
- (c) 申請者が証拠書類に依拠しようとする場合、申請者は申請書にその証拠書類を含め、申請者が依拠するその証拠書類の関連内容を特定しなければならない
- (d) 申請書は、場合によっては、請求の成功又は請求の抗弁の見込みがない理由を述べなければならない
- (e) 申請書は、申請者がどのような救済を求めているかを述べ、その救済を求める理由を簡潔に述べなければならない

略式判決の適切な申請がない限り、略式判決は認められない。略式訴訟は本質的に対審主義であり、尋問主義ではない。略式判決の審理が裁判所によって指定された場合、相手方（被告人）には、少なくとも（a）審理に指定された日付（b）審理において、裁判所により決定されるべき請求への提案、に関する通知がなされなければならない。被告人は、略式判決の適用通知、又は審理の通知（いずれか早い方）の受領から 30 日以内に応答することができる。この応答では、とりわけ、次のような事項に言及する必要がある。

- (a) 応答は、すべての重要な事実を正確に開示し、もしあれば、法律の要点を特定し、申請者が求める救済が認められない理由を述べなければならない
- (b) 応答者は、証拠書類に依拠しようとする場合、その証拠書類を応答に含め、依拠する証拠書類の関連内容を特定する必要がある
- (c) 応答には、場合によっては、請求の成功、又は抗弁の実際の見込みの理由を述べなければならない
- (d) 応答には、審理のために整理されるべき論点を簡潔に記載しなければならない
- (e) 応答は、略式判決の段階で記録できなかったが、審理で記録されるべき更なる証拠を特定しなければならない
- (f) 応答は、もしあれば記録上の証拠又は資料を考慮し、裁判所が略式判決を進めるべきではない理由を述べなければならない

裁判所は、略式判決の申請に関して、以下を含む、裁量に適合すると見做される命令を下すことができる。

- (a) 請求の判断
- (b) 条件付きの命令
- (c) 申請却下
- (d) 請求の一部を却下、請求の一部（却下されなかった部分）の判断
- (e) 訴答の取消（全体、又は一部）
- (f) 事件管理を進める更なる指示

裁判所が前述の命令のいずれかを下す場合、裁判所はその命令を下す理由を記録する。

### 3. 公判前/訴訟前の手続きにおける証拠収集

インドの法律には、知的財産権侵害の疑いに関する情報を取得する訴訟前手続の規定は存在しない。ただし、知的財産権者が侵害訴訟の提起前に、訴訟に関連する情報/証拠の収集に活用できる特定のメカニズムがある。このようなメカニズムとして、民間調査員の活用、情報開示法（2005）（RTI法）に基づく申請の提出、調査証拠等が挙げられる。

#### 3.1. 調査員の活用

知的財産権侵害訴訟の提起前に、知的財産権者は通常、民間調査員を雇って捜査/市場調査を行う。この手段によって、申し立てられた侵害の性質と範囲を確認する。原告人が雇った民間調査員は捜査を行い、捜査中に入手した有罪を示す証拠及び/または情報に関して宣誓供述書に基づいて宣誓を行う。一応有利な事件との見方を有する原告人は、訴訟手続中に裁判所にそのような宣誓供述書を提出する。

知的財産権者にとって、特に模倣品対策/海賊版対策活動において、被疑侵害者を特定し、望まれる侵害関連証拠を入手することに困難がしばしば生じている。模倣品や海賊版に対して知的財産権を行使する際、実務的な課題に直面しており、被疑侵害製品の搜索、押収が終了するまでの間、秘密/機密性を維持しなければならない。海賊版ソフトウェアプログラムの利用といった侵害は、一般に秘密裏に行われており、その侵害者は高度な資格や学を有している。また、その侵害者はその違法性を十分に認識し、捜査を回避するために、あらゆる予防措置/対策を講じている。

裁判所は、そのような調査の重要性を認識している。裁判所はまた、民間調査員を雇用して調査を実施する際、知的財産権者/原告人が直面する困難を認識している。裁判所は、ソフトウェアに関する侵害、海賊版に関する問題で考慮されるべき関連要因やガイドラインを定めている。それらは、以下のように言及されている。

- (a) 原告人が、おとり客を用いて被告人の施設に立ち入り、自白を得ることが常に可能とは限らない。そのような試みは、おとり客の正体がばれた場合、海賊版ソフトウェア/犯罪を示す証拠が消失する可能性も内包している。したがって、おとり客、又は調査員による訪問を前提として考えるべきではない。単に原告人による雇用を理由に、民間調査員の報告書を無視又は拒否する必要はない。民間調査員が提供する情報を客観的に評価するべきである。

(b) 海賊版ソフトウェア又は有罪を示す証拠の存在に関する合理的かつ信頼性を有する情報とする基準は、厳密な証拠であるという点に依拠するべきではない。また、初期段階に、海賊版ソフトウェア/犯罪を示す証拠の一部を実証又は提出することを要件とするべきでない。それは、実用主義の基準と、自然で通常である取引慣行/実施方法とに基づいて判断されるべきである。

原告人と民間調査員との意思疎通は、インド証拠法（1872）の関連条項の下で特権的なものとみなされる。

## 3.2. 他の方法

### 3.2.1. RTI メカニズムの活用

インド市民は、RTI 法に基づき、公的関係機関から事件の関連情報を探し出し、入手することができる。RTI 法の活用は、知的財産権者が、訴訟提起前に被疑侵害事件に関連する効果的な情報/証拠を収集するために通常実施するメカニズムの 1 つである。特許権者/原告人は、医薬品特許侵害の問題でこの方法をよく利用する。そのような問題では、インドの訴訟代理人は通常、被疑侵害ジェネリック医薬品のマーケティング/製造/輸出の許可、付与を求める他者申請に関わる医薬品規制関係当局から情報を入手する。公的関係機関から取得した情報に基づき、多くの場合、予防的（quia timet）訴訟をとる。予防的訴訟は、潜在的な被害を見越して行われる措置である。このような情報は、原告人による予防的訴訟提起に関する訴訟原因の基礎を形成する。実際、製薬に関わるイノベーターが、自身の特許権を行使し、自身のジェネリック製品の販売を制限するジェネリック医薬品会社に対する仮差止命令を得るために RTI 法を活用する傾向がある。

RTI 法に基づいて情報取得を希望する者は、所定の手数料を伴う書面又は電子的手段により、公的関係機関の広報担当者（PIO）に要求する必要がある。公的機関指定の PIO は、同法に基づいて情報を要求する者に情報提供する責任がある。同法は、情報請求用の申請様式を規定していない。情報請求する申請者は、情報請求の理由を述べる必要はない。RTI 法に基づく請求の処理に係る時間制限は、請求を受理してから 30 日間である。情報開示請求が拒否された場合、PIO はその拒否理由を伝達しなければならない。

同法の下で、「情報」とは、記録、文書、メモ、電子メール、意見、アドバイス、プレスリリース、回覧、命令、ログブック、契約、レポート、論文、サンプル、モデル、電子形式で保持さ

れたデータ素材、現在有効な他の法律の下で公的機関がアクセスできる民間団体に関連する情報を含む、あらゆる様式の資料を意味する。上記法律に基づく「公的機関」とは、憲法により、又は憲法に基づいて、または、議会又は州議会で制定された他の法律によって、さらには、中央政府又は州政府によって発出された通知又は命令によって、設立された自治政府の官庁、団体又は機関である。ただし、RTI 法において、特定情報の開示が免除されている。例えば、第三者の競争的地位を損なう情報開示は同法に基づいて免除される。そのような開示が免除される情報には、商業的信頼、企業秘密、又は知的財産が含まれている。この規則の例外は、公共の利益によって情報開示が正当化されうると所管官庁が判断した場合、それらは開示される可能性がある。当局はまた、その情報開示要求が州を越えて個人に属する著作権の侵害が伴う情報要求を拒否する場合がある。信認関係にある者が利用できる情報にも免除が適用される。守秘義務の維持が期待されるものはすべて、信認関係にある者が利用できる情報になる。この規則は、公共の利益による例外対象となる。したがって、情報開示要求は次の理由で拒否される場合がある。

- (a) 情報が、開示された場合、事業者の事業に回復不能な損害をもたらす第三者の機密情報、及び所有権情報に関するものである。
- (b) 情報が、公共の利益のために求められておらず、公共の利益に資する情報を求めていると装って RTI 法規定を悪用するものである。
- (c) 情報が、信認関係にある公的機関で利用可能である。

申請者へ所定期間内に情報提供がなされない場合、又は申請者が提供された情報に満足しない場合、所定期間内に第一上訴機関への上訴を要望することができる。第一上訴機関が所定期間内に上訴に関する命令を発出しなかった場合、又は上訴人が第一上訴機関の命令に満足しなかった場合、所定期間内に中央情報委員会 (CIC) への 2 回目の上訴を要望することができる。

### 3.2.2. 調査証拠の活用

調査証拠は、商標の信用と混同を証明する実用的な手段である。パッシング・オフ (詐称通用) による虚偽表示の影響を示す調査資料は、裁判所において望ましいと考えられている。調査証拠は、特に対話段階で、裁判所を実質的に支援しようと言われている。ただし、調査を実施する場合、次のガイドラインに従う必要がある。

- (i) 関連する2つの競合標章が同時に使用されることによって、証人自身が欺かれるかどうか、という証人証拠が事件で提供されうる
- (ii) 取引に精通していない一般人が欺かれる点に関する証拠は、一般的な問題を提議する上で、その意義は非常に低い
- (iii) 面談対象者は、関連する国民代表が面談されることを保証する方法で選択されなければならない
- (iv) 調査は、統計的にふさわしい十分な規模でなければならない
- (v) 調査は、公正に行われなければならない
- (vi) 実施されたすべての調査は、結果全体が公正なものであることを保証するために開示されなければならない、各調査に関して全てが開示される必要がある
- (vii) すべての回答は、相手方に回答が正しく評価及び編成されていることを確認する機会を確保するために開示されなければならない
- (viii) 質問は、回答者を誘導したり、回答者に推測されたりしないように組立てられる必要がある
- (ix) 質問と回答が記録されるとともに調査を実施する者が反対尋問の対象でない限り、調査証拠を評価することはできない

### 3.2.3. 技術専門家の活用

知的財産権者、特に特許権者は、しばしば独立した技術専門家を雇い、知的財産権に照らして被疑侵害製品のサンプルを分析し、その結果に関する報告書を作成する。そのような専門家は、被疑侵害製品を調査し、特定の知的財産権侵害に関する宣誓供述書により宣誓する。

いずれの者も経験を得て特定分野の専門家になることができ、専門分野における学位を取得している必要はない。また、自己の職業を通じても専門家になりうる。

### 3.2.4. おとり捜査

おとり捜査は、被疑侵害者が侵害製品の所持を認めるように誘導する証拠収集に関する実務である。おとり捜査は、知的財産権侵害訴訟の抗弁として利用可能である。侵害訴訟の抗弁を構成しうる、おとり捜査の申立は、原告人が、被告人が以下のような状況にあることを作り出した場合に認められうる。

- (i) 侵害製品の所持を認めるか、又は
- (ii) 裁判所により任命された地方検査官による抜き打ち検査時点で、侵害製品を所持しているか

おとり捜査は、製品（ソフトウェア等）を侵害する被告人に対して実施される。また、侵害製品の所持を認める前後の会話又は通信の一部を削除して、又は他の何らかの方法で実施することもできる。被告人は、原告人によるおとり逮捕を除いて、特定の知的財産権侵害を認めない、又は侵害製品の所持は認めない、といったことを申立てることで、訴訟で抗弁することができる。

ただし、ソフトウェアの海賊版/侵害問題では、原告側調査員が被疑侵害者（被告人）に近づき、顧客に成りすまし、事務所を訪問して被告人の業務に関与する手段は、間違っていると考えられていない。これは、原告人、捜査官が訴訟開始前にそのような手段を採用して自己の主張を証明しない限り、侵害者の事務所、施設、及び事柄に入り込むことは事実上不可能だからである。さらに、原告人が実際に侵害を続ける被告人の実態を完全に把握せずに、また裁判所で侵害を立証するための証拠を収集することなく、裁判所に直行するならば、原告人は告発され、悪意のある訴追又は軽薄な訴訟、その費用及び結果について責任を負う可能性がある。

### 3.3. ケース・スタディ 1-6

#### 1. *Autodesk Inc. and anr. vs. Mr. A.V.T.Shankardass and anr.*, AIR 2008 Delhi 167

デリー高等裁判所の合議審は、本事件において、ソフトウェア海賊版の場合における地方検査官の一方的な任命の妥当性に注目した。これは、地方検査官の一方的な任命に対する上訴を却下した単独審の2008年3月5日付命令に対して、Autodesk Inc.（上訴人/原告人）が控訴した事件である。この事件において、民間調査員を雇って調査を行う原告人が直面する困難が合議審によって認識された。

#### 事実関係:

Autodesk Inc.は、世界的に有名なソフトウェア3DS Max、及びAutodesk Mayaの著作権者であった。ソフトウェアの侵害と不正使用を発見したため、Media Factory India Pvt Ltd.（被告人）に対し、著作権侵害に対する終局的差止、及び損害賠償等を求めて訴訟を起こした。

訴訟には、暫定的差止命令、及び地方検査官の一方的任命の申請が付随していた。一方的な地方検査官の任命は、差止命令申請での召喚状又は通知の受領時に、被告人が侵害ソフトウェアの証拠を容易に消去することができたという理由で求められた。一応有利な事件を構成するとの見方を有する控訴人は、民間調査員によって宣誓された宣誓供述書を提出していた。その宣誓供述書は、被告人の従業員との会話、及び調査中に得られた情報に関するものであった。

単独審は、上訴された命令において、民間調査員の宣誓供述書だけでは、強力な一応有利な事件であること、又は被告人が有罪を示す証拠を所持しているという明確な証拠に達していないと述べた。また、上記宣誓供述書を除いて、他に資料も証拠も記録されていないと述べている。さらに、民間調査員による訪問すらなかったと述べている。単独審は、信頼できる又は合理的な疑いの根拠はないと判断した。

### **合議審の判決:**

合議審は、しかしながら、上訴された命令を持続不可能であるとして破棄した。合議審は、本事件の状況において、民間調査員の宣誓供述書により、強力な一応有利な事実の存在に相当すると述べた。合議審は、初期段階で実際の使用の証拠提出を期待するのは非現実的であると述べた。合議審は、単独審が、このような問題において、抜き打ち検査が非常に重要で必要であるとは考えなかったと判断し、証拠収集の問題ではなく、証拠保存の問題であるという見解を示した。最終的に、合議審は、ソフトウェア侵害と海賊版の問題における地方検査員任命の問題について、関連要因やガイドラインを定めた。主な点は以下の通りである。

- (a) 海賊版ソフトウェア、又は有罪を示す証拠の存在に関する合理的かつ信頼性を有する情報の基準は、厳密な証拠であるという点に依拠するべきではない。また、初期段階に、海賊版ソフトウェア/犯罪を示す証拠の一部を実証又は提出することを要件とするべきではない。それは、実用主義の基準と、自然で通常である取引慣行/実施方法とに基づいて判断されるべきである。
- (b) 原告人が、おとり客を用いて被告人の施設に立ち入り、自白を得ることが常に可能とは限らない。そのような試みは、おとり客の正体がばれた場合、海賊版ソフトウェア/犯罪を示す証拠が消失する可能性も内包している。したがって、おとり客、又は民間調査員による訪問を前提として考えるべきではない。単に原告人による雇用を理由に、民間調査員の報告書を無視又は拒否する必要はない。民間調査員が提供する情報を客観的に評価するべきである。



## 2. *Ayushakti Ayurved Pvt. Ltd. & others Vs. Hindustan Lever Ltd.*, 2003 (5)

BomCR 523

ボンベイ高等裁判所は、この商標のパッシング・オフ（詐称通用）に関する事件において、調査は、信用と混同に関する証拠を得るための実的手段であると述べた。

### 事実関係:

Ayushakti Ayurved Pvt. Ltd.は、Hindustan Lever Ltd.が、標章「AYUSH」を使用したヘアオイル、シャンプー、石鹸といった製品の販売禁止を求める訴訟を提起した。この事件は、被告人の標章「AYUSH」が原告人の標章「AYUSHAKTI」に欺瞞的に類似しているというものであった。原告人は、被告人が商品にその標章を使用することにより、原告人商品のような商品であると詐称していると主張した。一方、被告人は、被告標章「AYUSH」と原告人標章「AYUSHAKTI」との間に欺瞞的な類似性はないと主張した。

### 裁判所の判決:

欺瞞的な類似性と混同の可能性の問題に関して、裁判所は、原告人が宣誓供述書の様式で提出した証拠は全く持って不十分であると述べた。宣誓供述書は、2つの標章が欺瞞的に類似していると感じた者によるものではないと述べられた。宣誓供述書による証人は、商品が欺瞞的に類似していると感じた者の名前を挙げなかった。裁判所は、これらの宣誓供述書に依拠することは困難であると認めた。

しかし、裁判所は、詐称通用によって誤った行動に誘導される結果を示すために実施された調査資料の提出は望まれていると有利に考慮した。裁判所は、調査は信用と混同に関する証拠収集の実用的な手段であると述べた。ただし、調査を実施する場合は、次のガイドラインに従う必要がある。

- (i) 面談対象者は、関連する国民代表が面談されることを保証する方法で選択されなければならない
- (ii) 調査は、統計的にふさわしい十分な規模でなければならない
- (iii) 調査は、公正に行われなければならない
- (iv) 実施されたすべての調査は、結果全体が公正なものであることを保証するために開示されなければならない、各調査に関して全てが開示される必要がある

- (v) すべての回答は、相手方に回答が正しく評価及び編成されていることを確認する機会を確保するために開示されなければならない
- (vi) 質問は、回答者を誘導したり、回答者に推測されたりしないように組立てられる必要がある

裁判所は、特に、この問題が関連することになる中間段階において、そのような調査を裁判所に提出すべきでないとする理由はないと述べた。裁判所は、そのような調査が実質的に裁判所を支援することになるとの見方を示した。

最後に、「AYUSHAKTI」と「AYUSH」という2つの単語を音声的及び視覚的に考慮した裁判所は、2つの単語に欺瞞的な類似性はない、という一応の見方を示した。その結果、裁判所は差止命令を拒否した。

### **3. *Vringo Infrastructure Inc. & Anr. vs. Indiamart InterMesh Ltd. & Ors.*, [I.A. No. 2112/2014 in C.S.(OS) No. 314 of 2014 (August 5, 2014)]**

この特許侵害訴訟において、デリー高等裁判所の単独審は、特許権の侵害を証明する宣誓供述書を提出できる専門家の資格と信頼性に関するパラメータを評価した。この決定により、特許侵害事件の専門家と見なされる者の基準が示された。

#### **事実関係:**

Vringo Infrastructure Inc.は、特許 IN200572 を侵害したとして、ZTE Telecom India Pvt. Ltd.、及び ZTE Corporation に対する差止命令を求めて訴訟を提起した。この特許は、「移动通信システムにおけるハンドオーバーに関する決定を行うための方法及び装置」と題された発明に関する。被告人は、基地局制御装置 (BSC) を含むインフラ設備の製造、輸入、販売、提供により上記特許を侵害したと主張された。これらの侵害製品は、被告人によって導入、提供がなされていたと主張された。原告人は、侵害を証明するために、被告人のリーフレット、文献、パンフレットの形で資料を記録した。原告人はまた、いわゆる専門家である Regis J. Bates JR 氏の宣誓供述書を記録した。上記人物は、上記特許に照らして被告製品を調査し、2つの技術が同じものであると誓約した。原告人は、被告人が販売する基地局制御装置 (BSC) との比較で上記特許を分析するため、訴訟提起前に上記専門家に接触した。

一方、被告人は原告人の主張に異議を唱えた。被告人は、基地局制御装置（BSC）の製造、輸入、販売の目的で使用していた技術は、原告人の技術とは異なっていたと主張した。被告人はさらに、上記宣誓供述書を専門家による宣誓供述書として扱うことができず、結果的に上記特許侵害を確立できないとしており、この点に関しては、宣誓供述書を精査した結果、その専門家自身は科学の専門家として宣誓供述書で証言していたが、マネジメントの学位保持者に過ぎないと主張された。被告人はまた、宣誓供述書の特定箇所において、その専門家が、特許法やその違反に関する専門知識はないと断言している、と指摘した。

## **単独審による命令:**

Regis J. Bates JR 氏の資格と信頼性の問題について、単独審は、宣誓供述書を熟読した後、Regis J. Bates JR 氏の意見に価値はないという一応の見方を示した。単独審は次のように論断した。

- (i) Regis J. Bates JR 氏は、宣誓供述書で、弁理士ではなく、インド特許法に関するこの報告書で専門家の意見を述べることを意図していないことを認めた。宣誓供述書におけるこの記載は、原告人の特許技術が侵害されているという同氏の意見の価値を無効にした。
- (ii) この宣誓供述書は、関連性のない、えこ鼻根な承認の類であった。
- (iii) 宣誓供述書での Regis J. Bates JR 氏の意見は、インド証拠法(1872)第 45 条<sup>1</sup>に基づいて認められる科学の一種である電話通信の専門家の意見とは言えなかった。その理由は、Regis J. Bates JR 氏が、科学、電話通信に関する基礎的な学位、又は電話通信や電子を扱う工学に関する学位を取得している必要があったということである。また、学位取得後に研究活動の経験も必要であった。それどころか Regis J. Bates JR 氏は経営の学位しか所持していなかった。さらに、Regis J. Bates JR 氏が通信会社やコンピュータ会社で異なる職務と役職に就いていた仕事は、本質的には、経営コンサルタントとしての「ジェネラリスト」であった。その役割は、電話通信の専門家としてではなく、特定技術や製品の売上を伸ばすことであった。また、問題とする電話通信又はその技術に関する如何なる専門技術知識も示してはいなかった。
- (iv) 立法府は、特許法において裁判所に馴染みのない様々な他分野は別として、科学、技術、通信、医薬品における非常に複雑な発明も扱われる可能性があることは認識していた。だからこそ、特許法(1970)第 115 条（改正）において、科学顧問の任命規定が定

<sup>1</sup> インド証拠法(1872)第 45 条では、専門家を、外国法、科学、芸術の特定の分野、又は筆跡/指紋判定に関する特定分野に特に熟練した者と定義している。

められ、専門的な支援を求めることができる。特許規則(2003)規則 103 (改正) では、科学顧問の資格を得るにあたり、次の事項が必要と規定されている。

- (a) 科学、工学、技術又は同等の学位
  - (b) 少なくとも 15 年間の実務経験又は研究経験
  - (c) 中央政府又は州政府の科学・技術部門、又は任意組織の責任ある職務経験
- (v) Regis J. Bates JR 氏は、前述の (a) ~ (c) に関する科学顧問になる要件を満たしていなかった。
- (vi) 科学顧問は、インド証拠法(1872)第 45 条の観点から、本質的に自身の分野における専門家である。Regis J. Bates JR 氏が上記規則 103 の指標における科学顧問に該当しないのなら、一見して、原告人が主張したような「専門家」と呼ぶことはできない。

結果として、単独審は Regis J. Bates JR 氏の宣誓供述書を専門家の宣誓供述書として受理することを拒絶した。単独審は、原告人は、被告人が特許権を侵害しているという一応有利な事件であるという点を示すことができなかつた、と判断した。また、単独審は、問題として 2 つの技術を調査し、裁判所が検討するための報告書を提出するように、3 人の科学者 (電話通信分野の専門家) からなるパネルを構成する命令を発出した。単独審は最終的に、被告人に認められた一方的暫定救済に関する、2014 年 2 月 3 日付の命令を無効とした。

#### **単独審の命令に対する上訴に関する合議審の命令** [(FAO(OS) 369/2014) (August 13, 2014)]

Vringo Infrastructure Inc.は、その後、デリー高等裁判所の合議審に、単独審の命令に対する控訴を希望した。合議審は単独審の命令に干渉せず、控訴を破棄した。しかし、合議審は、Regis J. Bates JR 氏が専門家ではなかったという点について、単独審によって記録された判断/事実認定を覆した。合議審は、人は経験によって専門の知識を有する分野の専門家になることができ、専門の知識がある分野で学位を取得する必要はないと判断した。さらに、人は自分の職業によって専門家になることもできると判断された。

#### **4. Bristol Myers Squibb Company And Anr. vs. V.C. Bhutada & Ors. 2013 (56) PTC 268 (Del)**

この判決において、被告人は、領域的制限なしにジェネリック製品を販売する認可を医薬品規制機関から既に取得していたため、被告人がデリーで特許製品を販売したとの理解に基づき、予防的(quia timet)訴訟は維持されうると判断された。このケースは、訴訟提起前に、訴訟に関連する有効な情報/証拠を収集するために、知的財産権者による手段/手続きとして、どのように情報開示(RTI)が利用されうのかを示している。

## **事実関係:**

Bristol Myers Squibb は、抗癌剤 DASATINIB に関する特許 IN203937 の侵害を禁止する終局的差止命令、損害賠償等を求めて、Shilpa Medicare Ltd.を提訴した。訴訟提起前に、原告人は RTI 法に基づくメカニズムを利用し、ジェネリック医薬品について被告人が申請した製造ライセンスに関する情報を医薬品規制関連当局から得た。その結果、原告人は、被告人が DASATINIB のバルク製剤の製造に関して、カルナタカ州の医薬品規制及び認可機関から製造ライセンスを得るために申請を行っていたことを知った。原告人は、被告人が DASATINIB (API) を製造しており、当該剤をインドにある様々なジェネリック製薬会社にまもなく販売するという現実的/合理的な懸念があると主張した。原告人はまた、被告人がバルク DASATINIB (API) の製造ライセンス申請を行い、認可を得て、すぐにインド国内外の様々なジェネリック製造業者に対して、商業化、販売、供給する意図があることを知ったことにより、訴訟原因が生じたと主張した。さらに原告人は、とりわけ、被告人が、デリーでの事業活動に際して、顧客、消費者、購入者、他者の仲介者を有しており、このため、「デリーを意図的に活用、ターゲット」としていたので、訴訟原因の一部がデリーで生じたと主張した。さらに、原告人は、被告人がバルク DASATINIB (API) 、とりわけ Oncology API をデリーに所在する様々なジェネリック企業に提供することによる大規模な商業的計画を有していた、と主張した。

他方、被告人は、民事訴訟法(CPC) 第 20 条、及び同法 Order VII 規則 10 に基づき、原告人の返還/却下の申請を提出した。被告人は、カルナタカ州の医薬品管理局によって認可された製造ライセンスは、カルナタカ州ライチャー地区にある製造ユニットのためのものであると主張した。被告人は、被告人がデリーに登録された事務所も支店も有しておらず、そのため、裁判所は訴訟を扱う領域的管轄権を有していないと断言した。

## **単独審の判決:**

デリー高等裁判所の単独審は、原告人の単なる理解又はその裁判所管轄内での被告人による特許侵害の恐れに関する認識が、その管轄権を有するとするのに十分か否かの問題に直面した。裁判所は、予防的(quia timet) 訴訟の訴応書面で、被告人がデリーで「ビジネスを続けてい

る」ことが一応確からしいこと、及び管轄権内で一応確からしい訴訟原因が生じたことが断言された、と述べた。裁判所はさらに、この段階では、示されたものが販売申し出だけであったので、原告人が製品販売先である被告人の特定顧客に名前を付ける必要はないと判断した。裁判所によると、原告人は、この段階で、被告人が様々なジェネリック企業に Oncology API を提供し、その API がデリーで販売されたという事実を最大限に参照することができた。裁判所は最終的に、訴訟を扱う領域的管轄権を有するかどうかの最終判断は、法律と事実と混合された問題であるため、審理完了を待たなければならないと判断した。結果として、裁判所は、被告人の申請を棄却し、適切な段階で領域的管轄権に関する特定問題を構成するように命令を下した。

**5. Symantec Software Solutions Pvt. Ltd. & Ors. vs. Ms. R. Modi & Ors.,**  
[CS(OS) No. 1842/2008, October 17, 2016]

このソフトウェアの海賊版/権利侵害に関する訴訟において、裁判所は、抗弁となりうる、おとり捜査の抗弁について議論した。おとり捜査は、情報収集の実務手段であり、被疑侵害者を侵害製品の所持を認めるように誘導するものである。そして、その証拠は抗弁として利用することができる。

**事実関係:**

Symantec Software Solutions Private Ltd.は、elogic Solutions India Pvt. Ltd.に対し、自身のソフトウェアを侵害すること、及び/または自身の海賊版/模倣品/無許可のソフトウェアを使用することを禁止する終局的差止、補助的な救済を求めて訴訟を提起した。原告人は、自身のコンピューターシステム上で、被告人による多くの無認可/海賊版ソフトウェアプログラムの使用に関する情報を受け取っていた。その後、原告人は、独立調査員を雇い、被告人の活動を調査した。調査員は、被告事務所に電話をかけ、被告事務所の代表者と話した。調査員は、建築図面を開発/提供できるインドの会社に外注するよう依頼した海外顧客を代表していると上記事務所の代表に伝えた。上記事務所代表は、調査員に、希望するサービスを提供できると返答し、調査員の上記事務所への訪問が手配された。その後、調査員は被告事務所を訪問し、事務所代表者から、仕事をするのに十分なインフラを所持しており、使用するコンピューターシステムの数、ソフトウェアプログラムの種類といった情報を得た。これらの議論を通じて、原告人ソフトウェアプログラムの海賊版/無許可版に関する被告人による使用が確認された。

一方、被告人は訴訟に異議を唱え、とりわけ、原告人の調査員が被告人に近づき、偽りの顧客代表のふりをして事務所を訪問し、それにより本件に関与したことに異議を唱えた。被告人は、原告人が、偽物の会社名を語り、罾にかけるために他の手段を繰り返し利用することで、被告人がバックアップ目的で自ら作成したソフトウェアプログラムの複製に関して訴訟を起こそうとした、と主張した。被告人は、原告人におとり捜査に関する罪があるか否かを含む問題について証言させるために、原告人（訴答書類に検証、署名した者）を調査する許可を求めて申請書を提出した。

## **単独審の判決:**

デリー高等裁判所の単独審は、被告人の上記異議が、被告人を弁護するための、おとり捜査に関する申立てを構成するか否かに関する問題に直面した。裁判所は、原告人が被告人に対して状況を作り上げた場合、侵害訴訟における弁護を構成し得る、おとり捜査に関する申立てはあり得る、との見方を示した。

裁判所の見解では、おとり捜査は、作業実施のために侵害ソフトウェアを被告人に提供すること、侵害ソフトウェアの所持を認める会話/応答部分の前後を削除すること、又は他の方法によっても可能である。裁判所は、そのような事実において、被告人は、ソフトウェアの海賊版を認めなかった、又は原告人によるおとり捜査の場合を除いて、ソフトウェアの海賊版を所持していることが発見されなかったと申し立てることで訴訟の抗弁が可能であると述べた。

裁判所は、原告人が侵害ソフトウェアを所持していると認める状況を作り出したという点は、被告人の申立てではなかったと述べた。裁判所は、本件で原告人とその調査官が採用した手段に何の問題もなかったため、被告人の異議はおとり捜査に関する抗弁を確立しないと判断した。裁判所は、このような海賊版/侵害の問題において、ソフトウェアプログラムの著作権者が直面する困難は次のとおりと述べた。

- (i) 海賊版/侵害ソフトウェアプログラムの利用は、一般に秘密裏に行われており、その侵害者は高度な資格や学を有している。また、その侵害者はその違法性を十分に認識し、捜査を回避するために、あらゆる予防措置/対策を講じている。
- (ii) 侵害されているソフトウェアプログラムの著作権を主張する者が、法的措置に着手する前に、自身が海賊版/侵害の確証を得るために、原告人及びその調査官によって採ら

れる手段に頼らない場合、侵害者の事務所、施設及び事柄に入り込むことは事実上不可能である。侵害者は、率直な質問に対して、率直に回答をしない。

- (iii) 同時に、ソフトウェアプログラムの著作権者が、実際に侵害を続ける被告人の実態を完全に把握せずに、また裁判所で侵害を立証するための証拠を収集することなく、裁判所に直行するならば、原告人は告発され、悪意のある訴追又は軽薄な訴訟、その費用及び結果について責任を負う可能性がある。

裁判所は、調査が求められた問題について、指名された原告人の調査を許可する理由がないと判断し、最終的に被告人の申請を却下した。

## 6. *P. P. Hamsa vs. Syed Agencies*, 1990 (2) KLJ 555

本事件は、裁判所が調査証拠の方法に関する規則を定めた数少ない主要事件の1つである。これは下級裁判所によって発出された命令に対する控訴であった。

### 事実関係:

原告人は、万年筆、ボールペン、関連商品に関する登録商標「Bismi」の所有者であった。原告人は、被告人が音声的にも視覚的にも上記登録商標に欺瞞的に類似、及び/または混同が生じる「Bismilla」という標章の使用によって、上記商標を侵害していると主張し、被告人を訴えた。一方、被告人は原告人の主張に異議を唱え、原告人には被告人に対する訴訟の原因がないと主張した。事件に適用される事実/状況及び法律を詳細に検討した後、下級裁判所は、被告人が、異議を唱えられた標章、他の類似又は欺瞞的に類似する標章に基づいて商品を販売することを禁止する命令（Decree）を発出した。被告人は、この控訴において、この命令に異議を唱えた。

### 裁判所の判決:

ケララ州高等裁判所は、被告人が商品販売のために「Bismila」という言葉の使用が原告人商標「Bismi」を侵害するかどうか、また、問題解決のために効果的で誤りのないパラメータを使用できるか否かという問題をどのように決定するかという課題に直面した。裁判所は、ある標章が他の標章に騙されそうなほど似ているか否かという問題は、裁判所の問題であり、証言者の問題ではないと述べた。他方、裁判官は、提出された証拠に基づいて、これらすべての事柄を判断しなければならないということもまた事実である。



裁判所は、調査結果として提出された証拠の受容性について審議した。裁判所は、証人自身が2つの標章の同時使用によって欺かれるかどうかに関する証人証拠は、この事件で確実に利用されうると述べた。しかし、取引慣行に精通していない一般人からの証拠は、一般命題の構築にはあまり役立たない。また、証言人として一般人の代表的を召喚することは、通常、不可能である。裁判所は、標章が欺く可能性があるものである場合、又は標章が別の標章を実質的に複製したものであると判断される場合、実際の欺瞞を証明するのは困難であるから、その証明は不要であるとの見方を示した。しかし、1つ又は複数の実際の欺瞞的な事件が、裁判所が納得するものである場合、これは非常に確度の高い証拠があり、問題の標章が、他者を欺きそうなほど類似性が高かったということである。裁判所は、質問と回答が記録され、調査実施者が反対尋問を受けない限り、調査証拠を評価できないと判断した。

裁判所は、すべての場合において、標章（デバイスマーク又はワードマーク）が欺瞞的で混同を引き起こす可能性があるほど他の標章に似ているかどうかの問題に関する決定は、単なる裁判所の裁量の行使ではなく、事実認定に基づかなければならないことに留意すべきと述べた。裁判所は、この場合、原告人の証人は、カートンのデザインと色の組み合わせに密接な類似性があり、「Bismilla」と「Bismi」という名前にも密接な類似性があると述べた、と指摘した。裁判所は最終的に、「Bismilla」という名前は「Bismi」という商品名に欺瞞的に類似していると判断した。

## 4. 公判/訴訟手続きにおける証拠の収集/提出

### 4.1. 証拠書類 (ORDER XI CPC)

インド証拠法(1872)によると、裁判所による閲覧用に作成された電子記録を含むすべての書類は、証拠書類と呼ばれる。証拠書類は、知的財産権侵害事件、特に商標事件において重要な役割を担う。証拠のない単なる申立は、実質のないものに過ぎないことは民事訴訟手続の基本的なルールである。

民事訴訟法(CPC)の Order XI は、ディスカバリー、提出、閲覧を規定している。原告人による訴答書面、被告人による陳述書が裁判所に提出された後、原告人又は被告人にとって、相手方が考える訴訟の本質が申立書で十分に開示されていないと思われる場合がある。当事者は、相手方の事件を構成するすべての重要な事実を事前に知る権利がある。当事者はまた、訴訟問題に関わる相手方の所持する、又は管理するすべての書類を事前に知る権利がある。これは、訴訟を証明、維持、支持するため、又は訴訟審理で相手方の事情の理解/受付/疑問の投げかけ/信用性の失墜、を目的とする。

ディスカバリーは、尋問、書類のいずれによってもよい。民事訴訟法(CPC)の Order XI の規定は、主に尋問によるディスカバリーと書類によるディスカバリーの2つの側面を規定している。Order XI の下で想定される手続規則は、証拠記録、すなわち審理前にあたる初期段階で訴訟を短縮することを意図している。

#### 4.1.1. 書類についてのディスカバリー

裁判所は、訴訟問題に関連する書類リストの提出義務を相手方に課し、審理に提示された書類の閲覧に加え複写を申請する当事者にその許可を与える。このような開示は、書類のディスカバリーとして知られている。書類のディスカバリーは宣誓の上でなされなければならない。このような書類のディスカバリーは、論争を絞り込み、不必要な出費を回避し、訴訟を短縮するものである。

Order XI の規則 12~20 は、ディスカバリー、提出、書類閲覧を規定している。これらは、裁判所の許可が必要である。

書類のディスカバリーの機能は、裁判前に当事者に関連書類を提供し、各々の事件の長所/短所の評価を支援することにある。したがって、裁判前又は裁判での公平な手続処分の基礎をもたらすことになる。そのため、各当事者は、提起した訴訟又は訴えられた訴訟を支持又は反論するために、関連書類を、裁判前に利用したり、審理において証拠として追加したりすることができる。

いずれの当事者も、訴訟問題に関連する書類であって所持する、及び管理するものの宣誓に基づいて、ディスカバリーを行うように他の当事者に対して指示する命令を裁判所に申請することができる<sup>2</sup>。書類のディスカバリーは、そのような書類を相手方が管理し、所持しているものであるか否か、つまり、それらが存在するか否か、を判断することだけである。そのような申請が提出されると、裁判所は、その裁量により、申請を拒否するか、相手方にディスカバリーを指示する命令を発出できる。裁判所は、そのようなディスカバリーは必要でない、又はその訴訟段階では不要であるとの心証を得た場合、ディスカバリー申請を拒否することができる。裁判所は、訴訟を公正に処分するためにも費用を節約するためにも必要ないと判断する限り、ディスカバリーを命じない。この条項にある「その訴訟段階で」という表現には、差止命令申請に関する決定段階が含まれる。

書類のディスカバリーを求める当事者は、問題の書類が訴訟の証拠として容認されるものであると裁判所を納得させる必要はない。書類が論点に示唆を与える目的にかなうのであれば十分である。

裁判所が、訴訟に関連して所持する又は管理する書類の宣誓に基づいて、ディスカバリーを行うように当事者に命じる命令の所定様式（民事訴訟法(CPC)の付録 C の様式 No. 4）がある。その場合、その命令は裁量権を行使する裁判所によって発出され、ディスカバリーを求める当事者は、所定様式（民事訴訟法(CPC)の付録 C の様式 No. 5）<sup>3</sup>で宣誓供述書を提出しなければならない。上記様式 5 では、当事者が提出する傾向のある書類を特定している。また、この宣誓供述書は、現在の所持又は管理ではないが、所持し又は管理していた書類、そして、それが何になり、それが誰のものであるかを示すものである。これは、相手方が所有者から提出物を得られるようにするためである。宣誓供述書によって書類を開示した後、所持する関連書類などの閲覧のために提出が求められる場合がある。

---

<sup>2</sup> Order XI, Rule 12 CPC

<sup>3</sup> Order XI, Rule 13 CPC

書類に特権がある、閲覧から保護されている、という事実をもって、その存在を開示しないということにはできない。しかし、被告人が、その宣誓供述書に記載される可能性のある特定の書類の提出に関して保護を受ける権利があると考え、訴訟の適切な段階で、そのような異議を提起する自由がある。規則 14 に基づいてそのような書類を提出するよう命じられた場合、又は規則 18 に基づいてそれらを閲覧に供するよう命じられた場合、被告人はそのような異議を提起することができる。

#### 書類提出：

書類のディスカバリーは第 1 段階であり、その後、書類提出という第 2 段階がある。当事者が相手方の当事者が所持する書類を閲覧したい場合、相手方が書類提出しない限り閲覧はできない。したがって、閲覧を望む当事者は、書類の提出を促すために相手方を召喚する必要がある。裁判所は、訴訟のいかなる段階においても、問題事項に関係する、所持し、又は管理する書類を宣誓の下で提出するよう指示する裁量がある<sup>4</sup>。裁判所は書類のディスカバリー及び提出に関する命令を下す一方で、書類提出の関連性、正当性、及び便宜性は、裁判所の重荷となる密接な検討事項である。必要な段階に関連した書類のみが提出されるように命令される。機密書類、及び相手方の機密情報/企業秘密のみに関連する書類は、完全に正当な場合を除き、提出するよう指示されることはない。

これらの 2 つの段階（書類のディスカバリー、書類提出）は、必然的に区別され、別々に扱われる。これは、民事訴訟法(CPC)で規定される所定様式の書類について、ディスカバリーを行う裁判所に、宣誓供述書が提出される前に通常は書類提出されないためである。しかし、書類の詳細が知られている場合、特定の書類が相手方の管理と所持の下にあることが分かっているため、当事者は書類提出を求めるべく、Order XI の規則 14 を行使することができる。

裁判所は、所定様式(民事訴訟法(CPC)の付録 C の様式 No.6)の閲覧書類の提出に係る命令を発出する。書類がそのように提出されると、裁判所は、そのまま、その書類を取り扱うことができる。

書類のディスカバリーと書類提出に係る規定の顕著な特徴は次のとおりである。：

- (i) ディスカバリー及び提出が求められている書類は、論点に関連するものでなければならない。

---

<sup>4</sup> Order XI, Rule 14 CPC

- (ii) ディスカバリー及び書類提出が求められている者が所持し、管理する書類でなければならない。
- (iii) 求められている書類のディスカバリーと書類提出は、訴訟段階で必須である。
- (iv) ディスカバリーと提出は、訴訟の公正な処分又は費用削減のために必須である。
- (v) ディスカバリーと提出は、裁判所が、その裁量により、適切であると判断し、裁判所が正当であると考えた場合に、提出が命令されるだけであるので、一般的であるか、又は書類の所定区分に限られる可能性がある。

書類のディスカバリーは、次の理由で拒絶される可能性がある：

- (a) 法的、又は専門的な特権
- (b) 当事者に刑罰を科したり、科料に処した場合
- (c) 公共政策による保護
- (d) 当事者が単独所有でない
- (e) 当事者の事例にのみに関連
- (f) 代理人としての当事者の所有
- (g) 当事者自身の事件証拠の開示

原告人により訴訟が却下された場合、及び被告人が弁護を取下げた場合、書類のディスカバリーに係る命令に対して不遵守が伴う<sup>5</sup>。

#### 4.1.2. 書類閲覧

すべての訴訟当事者は、問題解決時又はその前に、他の当事者に通知する権利があり、一方の当事者の書類閲覧のために、他方の当事者がその書類を提出するように申立書又は宣誓供述書で言及がなされる。そのような通知を遵守しない当事者は、その後、そのような通知を遵守しない十分な理由を裁判所に提出しない限り、その書類を代理で証拠提出することはできない<sup>6</sup>。規則 16 により、そのような通知は所定様式（民事訴訟法(CPC)の付録 C の様式 7）で提出されることになっている。これは、裁判所によらず書類閲覧を行うためである。

---

<sup>5</sup> Order XI, Rule 21 CPC

<sup>6</sup> Order XI, Rule 15 CPC

その通知が送付された当事者は、その通知を受け取ってから 10 日以内に、通知を送付した当事者に、閲覧ための期日通知を送達しなければならない<sup>7</sup>。その通知は、予定様式（民事訴訟法（CPC）の付録 C の様式 No. 8）でなければならない。その通知には、その送達から 3 日以内に、書類、又は提出に対して異議が唱えられていない書類を閲覧できる期日が記述されている。ただし、そのような通知を先に受理した当事者が閲覧のための書類提出を省略した場合、裁判所は、それを望む当事者の申請に応じて、適切と考えられる場所、手段で閲覧命令を出すことができる<sup>8</sup>。

相手方の訴答書面、細目、宣誓供述書で言及されている場合、又は宣誓供述書で開示されている場合を除き、書類閲覧の申請書は、宣誓供述書に基づいて作成される必要がある。この宣誓供述書は、申請当事者に閲覧権限が存在する、そして、相手方が所持し、又は管理している、閲覧が求められている書類であることを示さなければならない。裁判所が、訴訟の公正な処分にも費用節約にも必要ないと判断した場合、裁判所は、その書類閲覧命令を下さない。

閲覧命令申請において、書類に対して特権が主張された場合、裁判所は特権請求の有効性を決定するために書類を閲覧することができる。

### 商事裁判所法に基づく書類閲覧

既存の民事訴訟法(CPC)の Order XI は、商事訴訟に関する限り、新しい Order XI に置き換えられた。すべての当事者は、陳述書又は反訴状の提出のいずれか遅い方の提出日から 30 日以内に、開示されたすべての書類の閲覧を完了しなければならない。この期限は、裁量による裁判所の申請により、さらに 30 日間延長される場合がある。

訴訟当事者は、訴訟のどの段階でも、他の当事者による閲覧又は書類提出について裁判所から指示を求めることができるが、その閲覧はその当事者によって拒否される。この指示は、提出通知の発行にもかかわらず書類提出がなされない場合にも求められる場合がある。裁判所は、申請から 30 日以内にその申請を処分する義務がある。その申請が許可される場合、その閲覧及び複製は、その命令から 5 日以内に、それを求める当事者に提出しなければならない。

---

<sup>7</sup> Order XI, Rule 17 CPC

<sup>8</sup> Order XI, Rule 18 CPC

いかなる当事者も、開示されていない、閲覧されていない、又は裁判所の許可なしに保存され書類に依拠できない。裁判所は、故意/過失により必要な開示を怠ったか、書類閲覧又は複写を不当に保留/拒否した不履行当事者に対して模範的な費用を課することができる。

#### 4.1.3. 書類提出

通常の訴訟（商事訴訟でないもの）に適用される書類提出に関する手続きについては、上記 4.1.1 を参照されたい。

#### 商事裁判所法に基づく書類提出

訴訟当事者は、訴訟係属中のいつでも、その訴訟問題に関連して、その当事者又は個人が所持又は管理する書類を、当事者又は個人によって提出することを求めることができる。裁判所も、その書類の提出を命令することができる。訴訟当事者による書類提出の求めに関する通知は、所定形式（民事訴訟法(CPC)の付録 C の様式 No. 7）で発出する必要がある。その通知が発出された当事者又は個人には、その書類を提出するため、又はその書類を提出できないと応答するために、7 日以上 15 日以内の猶予が与えられる。

裁判所は、その書類提出を拒否する当事者が、その書類を提出しない十分な理由を示さない場合に、不利な推論を行う場合があると同時に、それに関して当該当事者に費用を課す場合がある。

#### 4.1.4. 尋問によるディスカバリー

当事者が求める情報が事実に関するものである場合、当事者は、相手方に一連の質問をすることができる。これは尋問(Interrogatories)と呼ばれる。裁判所は提案された質問に目を通し、それらに関連性を有し、適切かどうか、そして、相手方に、審理において、宣誓に基づいて応答するように強制するべきか否かを決定する。このような事実のディスカバリーは、論点を絞り込み、不必要な費用回避、訴訟短縮に寄与する。Order XI CPC の規則 1 から規則 11 は、事実のディスカバリーを規定している。事実のディスカバリーは、裁判所の許可がなければ行われない。

いずれの訴訟においても、原告人又は被告人は、裁判所の許可により、相手方当事者を審問するために書面で尋問を行うことができる。訴訟問題に関係のない尋問は、無関係なもののみな

される。当事者は、事件の証明を促進する目的で、自白を得るために相手方に尋問を行う権利がある。当事者が尋問を行いうるもう1つの目的は、必要な事実を証明する証拠の提出に必須となりうるコストを節約することである。

尋問の許可申請に関し、特定尋問の提案が裁判所に提出される。その後、裁判所は、当該申請の提出日から7日以内にその申請に関する決定を行う。その申請に関する決定を行う一方で、裁判所は、他の当事者によって行われる可能性のある申出を考慮に入れる。上記申出とは、細目の提出、承認、訴訟問題に関連する書類の提出に関するものがありうる。裁判所は、公正な訴訟処理、又は費用節約に必要と考えられる尋問のみを許可する。

裁判所は、いかなる当事者の場合でも、訴訟費用を調整する際に、そのような尋問を提案する妥当性を検討することができる。裁判所が、申請の有無にかかわらず、そのような尋問が不当に、厄介に、又は不適切な長さで提案されたと意見を述べた場合、その尋問を提案した当事者は、その尋問及び回答によって生じた費用を負担する責任が生じる。

尋問申請は所定様式（民事訴訟法(CPC)の付録Cの様式 No. 2）に従わなければならない。尋問によるディスカバリーは、それが中傷的である、無関係である、悪意がある、特権があるという根拠の下で異議が唱えられる可能性がある。また、問われた事項がその時点では十分な事実ではないという理由、又はその他の理由で異議が唱えられる場合もある。尋問を、相手方を有罪に陥れるような手段として使用することはできない。尋問は、不当又は誇張して提案されたという理由で却下される場合がある。尋問は、多面的、抑圧的、不必要、又は中傷的であるという理由でもまた却下されうる。この却下を目的とする申請は、尋問に関する通達後7日以内に行うことができる。

尋問には、10日以内、又は裁判所が許可する他の期間内に提出される宣誓供述書によって、回答しなければならない。尋問への回答に関する宣誓供述書は、所定様式（民事訴訟法(CPC)の付録Cの様式3）でなければならない。尋問された者が回答を省略するか、不十分な回答を行った場合、尋問する当事者は、場合によっては、回答を要求する、又は追加的な回答を要求する命令を裁判所に申請することができる。裁判所は、宣誓供述書、又は口述審問(Viva voce examination)のいずれかにより、回答又は追加的な回答を要求する命令を出すことができる。いずれの当事者も、訴訟審理で、尋問に対する相手方の回答を証拠として使用することができる。



原告人による訴訟の却下である場合、及び被告人による弁護の取下げである場合、尋問への回答に係る命令に対して不遵守が伴う。

#### 4.2. 証人による証言 (ORDER XVI, ORDER XVIII CPC)

民事訴訟法(CPC)の Order XVI は、証人召喚と証人出席を規定している。争点整理は、一般に審理としても知られている証拠記録の開始となる。裁判所による争点整理日から 15 日以内に、当事者は、証拠提供、又は証拠提出のために召喚を提案する証人リストを裁判所に提示する必要がある。当事者は、裁判所の許可なく、上記リストに名前が記載されていない者を証人として召喚することはできない。

原告人が証人出席のために召喚状を入手したい場合は、それら証人を召喚する申請書を提出しなければならない。裁判所は、当事者から得た十分な理由を示した上で、記録された理由により、裁判所を通じて召喚するか、その他の方法で、リストに名前が記載されていない証人の召喚を当事者に許可することができる。

証拠提供又は書類提出のために証人出席を求める召喚については、とりわけ、証拠提供、書類提出、又はその両方の目的のために、その出席が必要であるか否かが特定される。

民事訴訟法(CPC)の Order XVIII は、証人尋問を規定している。当事者は、裁判所が整理した争点に関する証拠を追加する。インド証拠法(1872)によると、「証拠」とは以下を意味する。

- (1) 審問における事実（口頭証拠）の関係で、裁判所が許可する、又は証人により裁判所に提出が要求される、すべての陳述書
- (2) 裁判所の査察のために提出された電子記録を含むすべての書類（証拠書類）

問題における全ての事実、他の関連事実の存在又は非存在についての証拠が示されうる。口頭証拠は直接的でなければならない。書類内容は、一次証拠又は二次証拠のいずれかにより証明されうる。一次証拠とは、裁判所の査察のために提出された書類自体を意味する。二次的証拠とは、とりわけ、原本の複製、又は内容を自身で見た者により提供される書類内容の口頭による説明を意味する。書類内容に関する二次的証拠は、原本が提出されていないことが釈明されるまで容認されない。

裁判所が事実を考慮し、以下の通りである場合には、事実が証明されたと言える。

- (1) 裁判所が、事実が存在すると信じる場合、又は
- (2) 裁判所が、事実の存在確度が非常に高いと考えることをもって、分別のある者は、特定の事件の状況下で、事実が存在するという仮定に基づいて行動すべき場合

申立内容を超えて証拠を導き出すことや、参酌することはできない。申立内容を超えて導かれた証拠に基づく認定を裁判所は行わない。

#### 4.2.1. 証人尋問- 証人の主尋問、反対尋問、再尋問（必要に応じて）

原告人は通常、証人の主尋問によって証拠収集を開始する。証人を召喚した当事者による証人への尋問は、主尋問(Examining-in-chief)と呼ばれる。ただし、被告人は、次の2つの方法で証拠収集を開始する権利を有する。

- (1) 被告人は、原告人によって申立てられた事実を認める
- (2) 被告人は、法、又は被告人によって主張された追加事実のいずれかに基づいて、原告人が如何なる救済の権利も有しないと、主張する

特許取消の反訴を提起する被告人は、まず証拠を示す必要がある。これは、特許の有効性の問題に関する立証責任が被告人であるからである。

召喚される必要のない原告側証人の主尋問は、宣誓供述書に基づかなければならず、その複写は事前に被告人に提供されなければならない。ただし、召喚状が発出された場合、裁判所は、主尋問という手段を通じて宣誓供述書を提出するか、尋問のために裁判所に出頭するかのいずれかの選択肢を召喚された証人に与えることができる。当事者は、すべての証人の宣誓供述書を同じ日時に提出する必要はない。

宣誓供述書形式での証拠は、訴訟当事者が証明する必要のある事実に関連する場合のみで構わない。申立と証拠とに相違がある場合、申立を超えた証拠は考慮されず、無視される。

証拠法は、どのような証拠が主尋問により導かれるかを規定している。証拠法は実体法である。民事訴訟法（CPC） Order XVIII の規則 4 は、証拠記録を規定しており、手続内容に関するものである。

証拠に関する宣誓供述書には通常、書類を添付すべきではない。当事者が争点整理後に書類提出を望み、証拠に関する手続きが進行する場合、裁判所から許可を得なければならない。手順により、書類に証拠に関する宣誓供述書が添付された場合は、証人がいるときに主尋問と証拠物件の印付与を行う必要がある。証拠が伴う宣誓供述書を添付して提出される書類である証拠物件は、通常、共同登録官(Joint Registrar)又は地方検査官の面前で通常行われるプロセスである。当該文書は、申立の範囲内にあるか、訴訟提起に続く進展に関係する、又は認否の段階である限り、証拠を伴う宣誓供述書とともに提出されたとしても、拒絶されるべきではない。これは、証拠を準備する段階で、証人が証言を裏付ける書類を見直し、それを添付することが通常であるからである。これは、専門家証人だけでなく、当事者を代理する証人であっても同様である。民事訴訟法(CPC)は、書類提出期間を規定しているが、裁判所の一貫した見解は、書類が裁定に関連するならば、その書類は拒絶されないというものである。

宣誓供述書とともに書類が提出され、当事者がその書類に依拠する場合、その書類の証拠及び認定は裁判所の命令の支配下にある。しかし、証拠に関する宣誓供述書が添付された書類に関しては、証人は、宣誓供述書自体で、それをより早く提出することができなかつた理由を述べる必要がある。上記書類内容は、訴応書面と既に記録済み書類における内容の範囲内になければならない。尋問時に、異議が申立てられ、場合によっては、共同登録官又は地方検査官による記録が必要なものであり、審理継続するべきである。一旦、証人が出頭すれば、審理の脱線は認められない。証拠として主尋問を記録することで、すべての書類とともに宣誓供述書が事前に相手方に渡り、書類の印付けの際に異議を記録することができる。通常、証人によって提出された書類は、広く申立の範囲内にあり、当事者によって提起されたすべての異議を記録した後、提出された時点で提示される、又は印付けされる。この規則は、異議を決定するにあたって、提出又は印付けがされていないといった特定書類の悪質な性質に関する申立がある場合、例外の対象となりえる。

原告人による証人尋問中に証拠として提出された書類は、新たに、例えば、PW1 / 1、PW1 / 2、PW2 / 1 等と印が付与される。前半部分は原告側証人の番号を示し、後半部分は書類のシリアル番号を示す。証人尋問段階前に、書類は、その認否の過程で印付けされた提出物となる。

法によって、証拠として認められたすべての書類で是認されるべき特定細目が存在する。すなわち、(a)訴訟番号/訴訟名、(b)書類を提出した者の氏名、(c)その書類が提出された日付、(d) そのように認められたという陳述書。そのような裏書は、裁判官によって署名、又はイニシャルが付される必要がある。書類に関する裁判所の証拠物件番号の付与による是認は、「証拠の許可(Admission in evidence)」であり、書類の「証明(Proof)」ではない。証拠書類の単なる

許可は、それを証明したことにはならない。単に証拠物件に印を付与するために、書類の証明は不要である。書類を証拠物件として印付けすることは、アルファベットを使用するか、数字を使用するかいずれかの方法で行われるが、それは識別を目的とするのみである。証言がなされているときに、当事者と裁判所が証人に対する書類が、どの書類であるのかを知るのに役立つ。ただし、すべての裁判所は、法律の枠内で自身の実務を自由に規制できる。

原告側証人の主尋問に続いて、被告側証人の反対尋問が行われる（原告人が望む場合）。相手方による証人への尋問は、反対尋問と呼ばれる。尋問と反対尋問は関連事実に関するものではない。しかし、反対尋問は、証人が主尋問で証言した事実に限定される必要はない。その後、被告側証人についても同じ手続が行われ、被告人は宣誓供述書によって証拠を導き、証人は原告人によって反対尋問がなされる。被告側証人の尋問中に証拠として提出された書類は、新たに、例として、DW1 / 1、DW1 / 2、DW2 / 1 等と印付けされる。また、原告人の場合と同様である。

当事者は、相手方当事者による反対尋問の完了後に再尋問を行うこともできる。再尋問は、反対尋問で言及された事項の説明に向けられなければならない。再審で裁判所の許可により新しい事項が導入された場合、相手方はその事項についてさらに再尋問することができる。

宣誓供述書による証拠（主尋問）が裁判所に提出された証人であって、その証人の出席に関する証拠（反対尋問、及び再審査）は、裁判所又は裁判所に任命された検査官によって記録される。高等裁判所では、証拠は通常、迅速な証拠記録に関する当事者からの要請に応じ、地方調査官によって記録される。

裁判所又は調査官は、場合によっては、裁判官又は調査官の立会いの下で、場合によっては、書面又は機械的に証拠を記録する。そのような証拠が調査官によって記録された場合、調査官は、その証拠を、署名した報告書（書面）とともに裁判所に提出し、その収集された証拠は記録の一部を形成することになる。

調査官は、尋問中に証人の態度を表す要素と考える発言を記録する。調査官の証拠記録中に提起された異議は、調査官によって記録され、議論段階で裁判所によって裁定される。調査官の報告書は、書面で記録された理由によって裁判所が期間延長しない限り、権限が委任されてから 60 日以内に関係裁判所に提出されなければならない。

裁判所は、訴訟のどの段階でも、先に尋問された証人を再召喚し、適切と思われる質問をすることができる。これは裁判所の特権であり、その利便性のためである。この規定は、当事者が事件の空白を埋めるために証人を再尋問することを許可していない。

商標権侵害及び詐称通用に係る事件では、証人証拠は通常、裁判所の最終決定における従属的な役割を果たすものである。そのような場合の証人の証言は、裁判所が自身の意見を形成するために使用する情報の提供となるに過ぎない。そのような場合では、ほぼ証拠の審理/記録は目的を果たさず、最終的には問題となっている2つの意見を比較して独自の意見を形成することが裁判所に委ねられる。

### 商事裁判所法に基づく証人尋問に関する手続き

商事裁判所法は、「事件管理審理(Case Management Hearing)」と題された Order XV-A により民事訴訟法(CPC)を改正した。事件管理審理において、裁判所は、問題としている事項とは無関係と見なされる証人の名前又は証拠を取り消す権限を有する。裁判所は、当事者によって提出された、関係のない、容認できない、又は論証的な資料を含む証拠の宣誓供述書を拒否する権限も有している。裁判所はさらに、そのような証拠の宣誓供述書の一部を取消す権限を有する。

商事裁判所法は、民事訴訟法(CPC)の Order XVIII を改正し、特定の新規則を導入した。商事訴訟に関して、当事者が率先して提案する証人の宣誓供述書は、最初の事件管理審理で指示された期日に、その当事者によって同時に提出されなければならない。当事者は、十分な理由の下で、その宣誓供述書を許可する命令が裁判所に発出されない限り、証人（既に宣誓供述書を提出している証人を含む）の宣誓供述書による追加的な証拠を導き出すことはできない。ただし、当事者は、証人の反対尋問の開始前の任意の時点で提出された宣誓供述書を取上げる権利を有する。他の当事者は証拠を提出することで、その撤回された宣誓供述書の認定に依拠する権利を有するが、その撤回に基づいて不利な推論を引き出すことはできない。

商事裁判所法は、宣誓供述書に関する民事訴訟法(CPC)の Order XIX を改正し、特定の新規則を追加した。商事訴訟の場合、裁判所は、その裁量により、書面で記録される理由について、証拠とはならないと裁判所が判断し、主尋問の宣誓供述書におけるそのような部分を墨消しする、又は墨消しを命じることができる。

裁判所は、容認できる証拠を構成しないとして、主尋問における宣誓供述書を返却又は却下することもできる。

裁判所が、宣誓供述書が申立の単なる再提出に過ぎない、又は宣誓供述書が当事者の訴訟における法的根拠を含む、と意見を述べ、それが適切であるとみなされる場合、宣誓供述書、又は宣誓供述書の該当部分を命令により取り消すことができる。

また、宣誓供述書には、その中の記載が相手方自身の知識から導き出されたものであり、どれが情報又は意見であるかを明記しなければならない。また、情報や信念に関する情報源を明記する必要がある。

### 4.3. その他 (専門家証人)

#### 4.3.1. 専門家証人

当事者は、専門家証人を要求することができる。また、裁判所は、当事者のいずれかによる申請、又は自らの発意により、事実に関する質問、とりわけ科学に関する意見について、裁判所を支援する専門家の任命を行うことができる。専門家とは、特定分野で特に熟練した者のことである。証拠法第 45 条では、専門家を、海外の法律、科学、芸術、又は筆跡、指紋の判定に関する特定分野の特に熟練した者として定義されている。

専門家の支援を求めるために、科学顧問(Scientific Advisor)の任命に関する事項が特許法(1970)第 115 条(改正)として制定されている。これは、侵害訴訟が提起された場合に、裁判所にとって格段に馴染みのない他分野は別として、特許法が、科学、技術、通信、医薬におけるとても複雑な発明を扱う可能性があるからである。特許侵害訴訟、又はその他の特許法に基づく裁判手続において、裁判所は、当事者のいずれかが行う申請、又は自らの発意により、以下を行う独立した科学顧問を任命することができる。

- (1) 支援する、もしくは
- (2) 事実や（法解釈の問題を伴わない）意見に関する質問について、その目的に適う可能性がある場合に、調査、及び報告を行う

専門家は公平であることが期待される。また、専門家も反対尋問の対象となる場合がある。専門家証人は、法的結論に相当する発言をすることはできない。専門家証人が主張した意見は、それ自体が決定的なものとなるのではなく、裁判所が最終決定を下すための支援となるに過ぎない。相手方は、問題のありとあらゆる側面について、当事者側の専門家証人を反対尋問する

ことができる。ここでは、訴訟を通じて、専門家証人としての資格を完全に有するか否かについての質問も含めることができる。専門家の証人が技術的な側面に触れ、自身の考えとして意見を表明すると、質問されるだけでなく、自身の意見に反する可能性のある資料にも直面する可能性がある。その場合、裁判所は、専門家証人が確信的に意見を主張したのか、それとも議論を通じて説得に失敗したのか、を判断することになる。

さらに、専門家は、例え当事者として訴訟に関わっていなくとも、証人として自身を訴訟に参加させている訴訟当事者の訴えを超えて証言することはできない。例え申立を超えた証言をしたとしても、申立を超えた専門家の証拠は考慮されない。専門家は、尋問を行う訴訟当事者の証人であり、相手方の訴訟当事者が反対尋問を行う対象者である。

申立された事実のみが証拠で証明されうるように、同様に特許侵害事件における専門家の意見は、申立てられた科学的事実のみに適用されうる。当事者が科学的事実に関する申立てをせず、他方の当事者がその事実について議論し、同様の問題が裁判所によって整理されなかった場合、その事実を申立てしなかった当事者は、証明に関する専門家意見の申請をしても、当該事実の証拠を追加することはできない。

技術専門家は、書類提出段階で、報告書形式の書面により、専門家の意見を提出する必要がある。初期に提出された報告書がなくても、専門家の宣誓証言が、申立範囲内である限り、問題は生じない。ただし、専門家が申立に反した場合、相手方は専門家の宣誓証言の反する部分に異議を唱える権利を有する。

#### 4.3.2. ホットタビング手法(HOT-TUBBING TECHNIQUE)

デリー高等裁判所（第一審）規則 2018 は、短縮された手順で専門家の技術的証拠の評価を促進することを目的として、ホットタビング手法を導入する補正がなされた。この手法は、他国の裁判所によって考案された。この手法では、双方の専門家証人は、双方同席の下で、かつ双方に同じ質問を行う裁判官の面前で同時に証拠を提示する。これは、紛争の主要問題を特定し、すべての共通の解決策を可能な限り探るための協働取組である。ただし、課題解決が不可能な場合であっても、建設的な議論であれば、専門家は敵対するプロセスに係る制限を受けずに意見を述べるのが可能である。このような建設的な議論により、専門家がお互いに直接応答できる状況の下で意見を述べるのが可能となる。そのため、裁判所は 1 人の専門家からの意見に限定されず、公の場で厳格に尋問される複数専門家からの利益を享受することになる。

商事訴訟の当事者が、専門家証人の発言を記録するために、ホットタビング手法に依拠することを望む場合、裁判所は以下の手続を採りうる。

- (a) 審理が行われる前に、双方の専門家証人が相互に都合の良い場所で会合を持ち、裁判所に提出するための共同声明を作成する。
- (b) 共同声明は、事実と争点に関する合意されたものとする。
- (c) その後、当事者は、専門家証人に対する質問を提出する。
- (d) その後、争点に関する審理が設定され、実施される。
- (e) 裁判所により許可された場合、弁護士は専門家証人に質問することができる。
- (f) 手続きの最後に、裁判所は、専門家証人が同意する問題と、同意しない問題を導き出す。
- (g) 専門家証人が同意しない問題について、裁判所は専門家証人の陳述を記録する。

裁判所は、事件毎の事実と状況に基づいて、ホットタビングに係るプロトコルに適切に従う。

#### 4.3.3. ビデオ会議を利用した証拠記録

証拠の記録は、オーディオビデオを接続して行うことも可能である。オーディオビデオは、会議への物理的な参加を回避することで時間損失を避けるべく、電子媒体を用いて開発された技術である。これは、当事者が画面上で会議に参加する機械的なプロセスであり、迅速な意思決定を目的として発展した効率的な手段である。裁判所は、ビデオ会議による証拠記録に関する各種ガイドラインを発出している。例えば、ある特許侵害訴訟を経て、デリー高等裁判所は以下のガイドラインを定めた。

- (i) ビデオ会議を通じて尋問が要求される証人が、裁判所及び相手方弁護士に身分証の写真を事前提出した場合、インド大使館/領事館、又は公証人の立会いの下、ビデオ会議を通じて、当該証人が証言を行うことを必須要件とすべきではない。
- (ii) 証人側のビデオカメラは、証人が証言する部屋全体を撮影するべきである。その部屋には他の者がおらず、証人の椅子の前にはテーブルを置くべきではない。また、その部屋で資料を読むべきではない。これは、証人が、他の誰かによって促されたり、誘導されたり、教え込まれたりする可能性があるという相手方の懸念を緩和/配慮するものである。上記の部屋にテーブル又は他の家具があったとしても、それらのどこにも読み上げるための資料は存在しておらず、証人は読み上げ資料を置けるテーブル等に面して座らない。



- (iii) 証人は、自宅やオフィスではなく、中立的な会場（可能であれば商工会議所）で行うビデオ会議を介して陳述しなければならない。またその効果を証明する書類を、裁判所及び相手方弁護士に事前提出しなければならない。
- (iv) 証人は、前述の証明書の中で、証人の証言が行われる部屋全体が見渡せるように調整された状態でビデオ会議が行われる旨の宣言もしなければならない。また、この証明書に、部屋に他の者がいないこと、証人の前にテーブルが置かれていないこと、部屋に読み上げ資料が配置されていないこと、に関する宣言も含める必要がある。
- (v) ビデオ会議を行う際に、記録を行う上記会場/施設の事務局を除き、証言が記録される会場に他者がいないことについて、上記会場の関係機関から証明書を取得しうる。
- (vi) ビデオ撮影/記録は会場内のすべての音を対象とし、物理的、電子的な形態にかかわらず、反対尋問を行う弁護士の質問、地方検査官の質問/指示を除いて、証人に支援がなく、いかなる資料/音声も利用されないことが十分に明確に行われる。
- (vii) 地方検査官は、証人が不公正な手段をとったことが分かった場合、さらなる証言の記録を停止し、裁判所に適切に報告する権利を有する。

## 4.4. ケース・スタディ 1-5

### 1. *F. Hoffmann-La Roche Ltd. & Anr. v. Natco Pharma Ltd., and F.*

#### *Hoffmann-La Roche Ltd. & Anr. v. Dr. Reddy's Laboratories Ltd & Anr.,*

MANU/DE/0434/2017

デリー高等裁判所の単独審は、これらの2つの特許侵害事件の審理で、技術専門家の証言に関する手続きの適切性について配慮した。

#### 事実関係:

Roche は、Natco による特許 IN196774 の侵害を禁止するため、2009 年に訴訟を提起した。この特許は、抗がん剤“erlotinib hydrochloride”に関するものである。Roche はその後、Dr. Reddy's Laboratories Ltd. と Natco (再度) に対して、同特許の侵害を禁止するために、2010 年に別の訴訟を提起した。Roche は、Natco が Dr. Reddy の API を供給していたとして、2 つ目の訴訟において Natco を告訴した。Natco と Dr. Reddy は、当該特許に異議を唱え、その訴訟において反論を行った。その反論の中で Natco は、とりわけ、発明の自明性と進歩性の欠如の主張を根拠に当該特許の無効を主張した。2 つの訴訟において、別の争点が整理され、

反論がなされた。特許取消を根拠とする観点からなされた Natco の主張で構成された問題は、特許無効を主張することに利点があるのか、ということであった。結果として、訴訟は統合され、Roche が証拠を主導し始め、技術専門家 (Dr. Bridges) の主尋問における宣誓供述書を提出した。Roche は、上記宣誓供述書とともに、以前に提出していなかった約 14 の書類を提出した。

Natco は、各々の訴訟において、Dr. Bridge の証言の一部は、Roche の申立の範囲を超えるものであり、その宣誓供述書からの削除を求める旨を申立てる申請書を提出した。これらの申請待ち期間中に、Dr. Bridges の証拠記録が開始され、Natco による尋問が完了し、その後、Dr. Reddy による尋問中であった。この段階で、Roche は、Dr. Bridges の上記宣誓供述書とともに、初めて提出される追加的な書類を記録することに関して裁判所の許可を求める、民事訴訟法(CPC)の Order VII の規則 14 に基づく申請を提出した。共同登録官は、これら申請者に 2017 年 1 月 30 日付の一般命令(Common Order)を参照することを許可した。Natco は、単独審に提訴して、この命令を議論で攻め立てた。

### **当事者によって提示された議論:**

Natco は、とりわけ、Roche の申立範囲を超える Dr. Bridges の証言の一部により、上記書類は支持されていると主張し、共同登録官は、Roche の最初の申請を許可しつつも、手続きの不適切性を指摘した。Dr. Bridges は、宣誓供述書中で、Natco の反論に対する Roche の陳述書面に示された理由の他に、“両極性(Polarity)”と“毒性(Toxicity)”に関する理由も示していたと Natco が指摘した。Dr. Bridges は、“両極性(Polarity)”と“毒性(Toxicity)”について、当業者は考慮していたであろうから、発明は自明ではなかったと証言した。上記陳述書面において、Roche は、明らかに“両極性(Polarity)”と“毒性(Toxicity)”に関する理由を申立てなかった。Natco はさらに、上記特許に対する Natco の無効主張の抗弁として、“両極性(Polarity)”と“毒性(Toxicity)”の理由を、Dr. Bridges がこの時点で示すことは、申立ての範囲を超えるものであり、申立ての範囲を超えて導かれた証拠に基づく事実は存在しえない、と主張した。

他方、Roche は、とりわけ、Dr. Bridges は独立した専門家であり、自身の審査、調査、経験、及び専門性に基づき、上記陳述書面に示された理由に、別の理由を追加する権利が常にあると主張した。さらに、Natco はまだ、Dr. Bridges をさらに反対尋問するために、共同登録官によって認められうる機会を有し、まだ、Dr. Bridges の上記効果に関する証言に合致する証拠を示していない、と Roche は主張した。

### **単独審の判決:**

控訴の裁定に際し、単独審は、特許侵害事件において従うべき手続きに関して述べた。裁判所の事実に関する簡潔な要約は、以下のとおりである。：

- (i) 例え、訴訟当事者に採用されていないとしても、専門家は、証人として、その専門家を訴訟に参加させる訴訟当事者の申立の範囲を超えて証言することはできない、又は、例え、証言したとしても、申立の範囲を超えた証拠は考慮され得ない。
- (ii) 申立てられた事実だけが、証拠により証明されうる。同様に、専門家の意見も、申立てられた科学的事実に関する限りで示されうる。申立てられた科学的事実がなく、論争となり、争点整理がなされたとしても、証明のために専門家意見という形式での証拠の追加はあり得ない。
- (iii) 技術専門家は、書類を提出するタイミングで、専門家としての意見を書面で提出する。専門家の証言が申立での範囲内である限り、例え、以前に提出された報告書がなくても、問題は生じない。ただし、専門家が申立の範囲を超えるならば、相手方当事者は、確かに、専門家証言の一部に異議を唱える権利がある。
- (iv) 民事訴訟法(CPC)の Order VII 規則 1 により、（反論としての）訴答に訴訟原因を構成する事実を含めることが必須である。このように、特許が取消されるべきであるとの理由（特許法(1970)(改正)第 64 条）に基づき、特許侵害に関する主張に対して弁護する訴訟当事者は、その根拠の細目を申立てなければならない。自明であり、進歩性を伴わないという単なる申立てだけでは不十分である。同様に、それに反論する陳述書面として、特許権者には、なぜ特許発明が当業者にとって自明ではないのか、進歩性を有するのか、に関する記載が必須となる。単に、自明ではなく、進歩性を有するという申立ては弁護を構成することはない。
- (v) そのような訴訟において、特許は取消されるべきか否かという一般的な争点整理は、争点整理しないも同然であり、争点整理せずに審理に進めるようなものである。特許取消を求めるという点で実際の議論を解決し得ないので、そのような一般的な争点整理には目的がない。争点は、一方当事者に支持され、他方当事者に否定されている事実や法律についての意見に関してのみ整理される必要がある。
- (vi) 特許取消という反論を提起する被告人は、まずは証拠を示すべきである。これは、特許の有効性に関する異議については、被告人に説明責任があるためである。
- (vii) 裁判所は、裁判長に対して、特許法に基づいて裁判所に対して採られるすべての手続き規則の策定を行っている規則委員会に、その問題を付託するように推奨している。

裁判所は、この論争は手順の不明確さの結果であり、要因の一つとして、規則が存在しないことに加え、真に必要な論争を明確にせずに誤った争点整理を行ったからであると認めた。裁判

所によれば、Natco には、有効性への異議に関して、証拠を示す責任が残されているが、それよりも前に、特許の有効性に関して、Roche に代わって証言を行う専門家証人にも依拠していた。裁判所は、構築された規則と上記側面に関する過去の判決の両方が存在しなかったため、Dr. Bridges の証言で初めて促された理由によって、Roche が特許を維持する機会が奪われることはないと判断した。裁判所は最終的に、Natco に“両極性(Polarity)”と“毒性(Toxicity)”に関して Dr. Bridges を尋問することを認めた。

## **2. E.I. DuPont De Nemours And Company, USA v. Mr. Jagdish Jain and Ors.,** [Order dated April 24, 2014 in I.A. No. 5231/2013 in CS(OS) No. 565/2007]

この特許侵害事件において、デリー高等裁判所は、ビデオ会議による証拠記録に関するガイドラインを定めた。

### **事実関係:**

原告人は、被告人に対し、2つの特許(IN177225 及び IN177534)に関する侵害、不当競争、損害、引渡しなどを禁じる終局的差止命令を求める訴訟を提起した。被告人は、上記特許の取消を求める反訴とともに陳述書を提出した。当事者の申立てに関する争点を整理した後、裁判所は、証拠記録のために地方検査官を任命し、第一に原告人に証拠を提示するように指示した。原告人は、ビデオ会議による証人の証拠記録の申請を提出した。尋問を求められた証人は、主尋問により既に宣誓供述書を提出していた。

### **裁判所の命令:**

裁判所は、ビデオ会議による証拠の記録手順について審議し、次のガイドラインを定めた。:

- (a) ビデオ会議を通じて尋問が要求される証人が、裁判所及び相手方弁護士に身分証の写真を事前提出した場合、インド大使館/領事館、又は公証人の立会いの下、ビデオ会議を通じて、当該証人が証言を行うことを必須要件とすべきではない。
- (b) 証人側のビデオカメラは、証人が証言する部屋全体を撮影するべきである。その部屋には他の者がおらず、証人の椅子の前にはテーブルを置くべきではない。また、その部屋で資料を読むべきではない。これは、証人が、他の誰かによって促されたり、誘導されたり、教え込まれたりする可能性があるという相手方の懸念を緩和/配慮するものである。

- (c) 証人は、自宅やオフィスではなく、中立的な会場（可能であれば商工会議所）で行うビデオ会議を介して陳述しなければならない。またその効果を証明する書類を、裁判所及び相手方弁護士に事前提出しなければならない。
- (d) 証人は、前述の証明書の中で、証人の証言が行われる部屋全体が見渡せるように調整された状態でビデオ会議が行われる旨の宣言もしなければならない。また、この証明書に、部屋に他の者がいないこと、証人の前にテーブルが置かれていないこと、部屋に読み上げ資料が配置されていないこと、に関する宣言も含める必要がある。
- (e) 地方検査官は、証人が不公正な手段をとったことが分かった場合、さらなる証言の記録を停止し、裁判所に適切に報告する権利を有する。

裁判所は最終的に、原告人の申請を許可し、2人の証人を上記条件の下でビデオ会議を通じて尋問することを許可した。

### **裁判所の命令の修正:**

その後、裁判所は2015年3月20日に、原告人が提出した申請書（I.A No. 5247/2015）に関する命令を修正した。原告人は、とりわけ、陳述書作成の段階で、上記命令で定められたすべての条件を満たす中立的な会場を見つけることができず、録音を行うために会場に技術者が同席することが必須であったと述べた。裁判所は、最も信頼できると思われる場所を選択し、ビデオ会議を通じて陳述書の記録を行う日付を設定する地方検査官に、2又は3つの会場を提案する自由を原告人に認めた。裁判所はさらに次の指示を発出した。:

- (i) ビデオ会議を行う際に、記録を行う上記会場/施設の事務局を除き、証言が記録される会場に他者がいないことについて、上記会場の関係機関から証明書を取得しうる。
- (ii) ビデオ会議は部屋全体を撮影する。その部屋にテーブル又は他の家具があったとしても、それらのどこにも読み上げるための資料を含まず、証人は読み上げ資料を置けるテーブル等に面して座らない。
- (iii) ビデオ撮影/記録は会場内のすべての音を対象とし、物理的、電子的な形態にかかわらず、反対尋問を行う弁護士の質問、地方検査官の質問/指示を除いて、証人に支援がなく、いかなる資料/音声も利用されないことが十分に明確に行われる。

### **3. *Quintessential Designs India Pvt. Ltd. and Ors. v. Puma Sports India (Pvt.) Ltd. and Ors.*, [Order dated January 29, 2019 in Application No. 5585 of 2017 in CS No. 215 of 2015]**

マドラス高等裁判所はこの著作権侵害事件において、質問書の申請に関する基準について審議した。

### **事実関係:**

原告人と被告人は、かつて商業上のパートナーであった。原告人は、被告人が原告人のデザインとサンプルを使用して原告人のボトムウェアを販売していることを知った。そのため、原告人は2015年3月13日に、特にボトムウェアの意匠図に関して、著作権侵害を主張した差止命令による救済を求め、被告人に対して訴訟を提起した。2015年3月25日、被告人の著作権侵害を禁止する一方的暫定命令が発出された。その後、被告人は差止命令の中止を求めて申請を提出し、本件が争われた。全面闘争後、差止申請及びその中止申請は単独審の2015年6月23日付一般命令により破棄され、その命令において、既に生産された製品と市場に出回っているものは許可され、新たに生産される製品と市場への流通に関しては差止となる、と述べられた。この命令は暫定差止命令であり、その後、同裁判所内の合議審で審理がなされ、この合議審による一般命令（2016年2月18日付の命令参照）によって処分されることになったが、その暫定命令が揺らぐことはなく、主となる訴訟審理迅速化のためのタイムラインが定められるに至った。タイムラインに加えて、検査官が口頭及び書類の証拠記録のために任命された。検査官による審理が開始され、原告側証人が主尋問、反対尋問され、被告側において、一人の証人が尋問された。この段階で、原告人（申請者）は2件の申請を提出し、1件は民事訴訟法(CPC) Order XI 規則2に基づく、被告人（応答者）が対応するべき46件の尋問に関する送達を求めるものであり、もう1件は被告人の5人の職員に対する召喚状の発行に関するものであった。

### **当事者によって提示された議論:**

原告人は、被告人によって申立てられた否認は曖昧であったため、尋問申請を提出したと主張した。さらに、これら46の尋問に関するものはどれも中傷的なものではなく、46の尋問に回答されたら、被告側証人を反対尋問する必要さえないかもしれないと主張された。他方、被告人は、この原告人の申請は、主となる訴訟を遅らせて長引かせることを意図するだけの行為であり、また、早期審理のために同裁判内の合議審において設定されたタイムラインに対抗しようとする試みであると主張した。被告人によると、単独審において、暫定命令を得た原告人は、合議審によってその暫定命令の有利な点が精査されることを避けるためだけに訴訟処理の迅速化に関するタイムラインに合意した。原告人は、暫定命令を維持し続けながら、問題を延々と遅らせ、引きずっていた。さらに、原告人は尋問に行うための許可を求めておらず、請求の言語が容認されないので、尋問申請もまた、この技巧的な理由から却下に値すると主張した。

さらに、本件の場合、主な訴訟は非常に進んだ段階にあり、この尋問がディスカバリーの段階、すなわち審理前段階で行われる手段であることから、この段階での尋問申請は、概念そのものに反するものであると主張された。さらに、この申請は、自責の回答を引き出す性質のものであり、被告人に対して原告人が叩きつけた刑事告発という手段である、と主張された。被告人によると、尋問に回答するや否や、その回答に基づくさらなる刑事訴状の相次ぐ/集中砲火も引き起こされることになる。

### **裁判所の判決:**

裁判所が直面した極めて重要な問題の1つは、尋問申請の求めが受け入れられるに値するかどうかであった。裁判所は、この訴訟の特異な軌跡、暫定命令申請、及びそれらによる裁判所内合議審での審理のため、これまでのところ、この訴訟の尋問申請を判断するにあたって、通常の尺度/パラメータ/要素を適用することはできないと述べた。

裁判所は、合議審による2016年2月18日付命令を精査し、これは、同意できる命令であり、明確に分類された、単独審における最終審理の日付確定に至るまでの主な訴訟に関する処理のタイムラインが相互合意の下で定められたものである、と理解した。裁判所は、相互合意を考慮すると、主な訴訟の迅速処理に関する一般的な懸念は、明確であり、同意によってタイムラインが作成されたので暫定命令は揺らがないと述べた。裁判所はさらに、上記暫定命令及び偽証の違反を主張する原告人は、2016年6月29日付の一般命令を発出した合議審に対して、侮辱罪の申立、及び偽証の申請を既に行っていたことに留意した。裁判所は、この命令を精査し、合議審は、その時点で継続中の訴訟における、すべての暫定命令申請を無活動状態とし、侮辱罪の申請を扱わなかったことが明らかになったと述べた。そして、偽証の申請は、主な訴訟とともに扱われると述べた。その後、合議審は、分類の観点から、「流用されうる元来の枠組み、つまり問題の迅速な審理、は望まない」と判断した。

裁判所はまた、要点に関する最も関連する事例に言及し、議論し、とりわけ、尋問の主な目的は、一方の当事者が、相手方当事者から、当事者間の紛争問題に関する事実や資料についての情報が得られるようにすることで、費用節約と訴訟期間を短縮することである、と述べた。裁判所は、訴訟の特異な軌跡、これまでの暫定命令申請と合議審の2つの命令に照らして、尋問は訴訟においてまったく逆の結果をもたらしたと判断した。これは、訴訟期間を短縮しているが、事実上訴訟を延長しているからである。裁判所はまた、本件の尋問は審理期間を短縮することを意図したものではなく、連続した刑事告訴を提起することが意図されているという被告人の主張を相当重くみた。この点に関して、裁判所は、尋問は、相手方の有罪判決を招

くような手段として使用することはできないという過去に十分に議論されてきた原則を検討した。

裁判所はさらに、原告人は、最初の合議審の命令、又は2番目の合議審の命令後に尋問申請を必要とする「環境変化」を説明することができなかつたと判断した。裁判所によれば、原告人は自らの意志により審理とタイムラインの迅速化に同意したため、尋問申請の提出を必要とする状況変化があったことを実証し、確信させるために非常に重い負担がかけられた。原告人は少なくとも、合議審でタイムラインに同意した時点で、認識されていた尋問申請の必要性を明確にすることを妨げる何らかの障害を示すことが、少なくともできたはずである。さらに注意深く多面的な分析をしてみれば、被告人が最良の証拠を差し控えた場合、不利な推論がなされるので、原告人に不利益や困難は生じないと裁判所はさらに判断した。裁判所は最終的に、原告人が提出した両方の申請を却下した。

#### 4. *N R Dongre And Ors. v. Whirlpool Corporation And Anr.*, (1996) 5 SCC 714

この事件において、最高裁判所は、国境を越えた商標の評判の原則を認識し、被告人のインドにおける登録商標よりも、世界的な先使用者に優先性、それどころか優位性を与えた。最高裁判所はまた、デリー高等裁判所の合議審が定めた法解釈として、現地市場に商品が出回らない商標の広告でさえ、上記現地市場での商標の使用と見なすことができることを繰り返し述べた。

##### 事実関係:

この控訴の主題は、「WHIRLPOOL」の標章を使用する被告人(控訴人)の洗濯機の製造、販売、及び広告に関するものであった。この標章は、被告人(控訴人)が製造した洗濯機の販売開始時の製品名の一部として使用されていた。原告人(被控訴人)は、被告人(控訴人)が、商品の製造、販売、広告、又は何らかの方法で標章「WHIRLPOOL」を使用することを禁止するために、パッシング・オフ(詐称通用)訴訟を提起した。要するに、原告人(被控訴人)の主張は、標章「WHIRLPOOL」の先使用者であるということと、標章「WHIRLPOOL」の使用の下で販売された商品は、被告人によって販売されたものという印象を与える国境を越えた評判とに基づいていた。被告人によって製造、販売、宣伝された洗濯機は、そのブランドを意図的に選ぶ購入者に混乱をもたらす印象を与えると主張された。この訴訟で、原告人は、デリー高等裁判所の単独審により認められ、合議審により確認されていた暫定差止命令を求めた。本件を不服とする被告人は、最高裁判所に対する特別許可申請により上告を求めた。



**裁判所の判決:**

最高裁判所は、議論の余地のない事実と、対話段階で法律に則って考慮されえた資料のみに基づいて、暫定差止命令の問題を裁定した。裁判所は、訴訟審理が継続中であり、訴訟の最終決定待ちであるという事実を考慮し、このアプローチを採用した。裁判所は、この上告において、この法廷における裁量権の行使に干渉する説得的な根拠が存在するか否かの課題に直面した。

最高裁判所は、合議審が確認したように、単独審と合議審による同様の調査結果を検討、確認した。裁判所は、現地市場に商品が存在しない商標の広告でさえ、現地市場での商標の使用と見なすことができるという合議審による法解釈を繰り返し述べた。原告人は、「WHIRLPOOL」という名前の長期に渡る先使用者であることや、インドでのその名前の使用にまで及ぶ国境を越えた評判とのれんは、最高裁判所によって検討及び確認された同様な調査結果の1つであった。最高裁判所は、原告人を支持した暫定差止命令の付与の根拠となる同様の調査結果は、第二審段階で入手可能な関連資料に基づく合理的な結論であると意見を述べた。

さらに、最高裁判所は、暫定差止命令を付与するための裁判所の裁量権行使は、暫定差止命令の付与を規定する法の原則に従っていると述べた。最高裁判所は、この段階で、差止命令は衡平法上の救済であり、公平原則に基づいているため、これらの同様の調査結果に対する衡平の重要性から、被告人よりも原告人を支持するものと判断した。最高裁判所はさらに、原告人が標章の先使用者であること、及びインドに及ぶ国境を越えた評判を考慮して、「WHIRLPOOL」という商標は、Whirlpool Corporation(原告人)から発せられる、又はWhirlpool Corporation(原告人)に関連するものとして、商品起源を表示するものと判断した。最高裁判所はまた、暫定差止命令の拒絶は、その先使用者(原告人)が商標(名前)「WHIRLPOOL」を長らく使用していたので、原告人の評判とのれんに取り返しのつかない損害を引き起こすと判断した。一方、最高裁判所によると、差止命令の付与は、「Whirlpool」という名前の小さなラベルを削除するだけで洗濯機を販売することができる控訴人にとって、重大な損害をもたらすものではない。最高裁判所は最終的に、控訴における、合議審の単独審命令に対する支持は、単独審の見解を強化したと判断した。したがって、最高裁判所は、別の見方を採用したり、差止命令の付与に干渉する理由はないと判断した。その結果、最高裁判所は裁判費用を請求した上で上告を却下した。

## 5. *Milmet Oftho Industries and Ors. v. Allergan Inc.*, (2004) 12 SCC 624

この事件において、最高裁判所は、「first in the market」という基準を支持した。最高裁判所は、インドでその標章を登録していなかった（一方、競争相手が登録をしていた）世界的な先使用者を支持する差止命令の付与を承認した。

### 事実関係:

被控訴人は、製造、販売する医薬品に使用される標章「OCUFLOX」に関するパッシング・オフ(詐称通用)訴訟に基づく差止命令を提起した。被控訴人は、オフロキサシン及び他の化合物を含むアイ・ケア製品に関して、標章「OCUFLOX」の先使用者であると主張した。被控訴人はさらに、1992年9月9日にこの標章を最初に使用し、その後他のいくつかの国で製品を販売したが、インド市場にはまだ参入していないと主張した。また、インドを含む他のいくつかの国でも商標登録申請を行っており、申請手続は継続中であると主張された。

一方、控訴人は、目、耳の治療に使用されるシプロフロキサシン HCL を含む医薬品である「OCUFLOX」を販売していた。控訴人はまた、1993年9月に標章「OCUFLOX」の登録申請を行い、その申請手続も継続中であった。これらの広範な事実について、被控訴人は、控訴人に対してパッシング・オフ(詐称通用)訴訟を提起し、カルカッタ高等裁判所の単独審により一方的暫定差止命令が認められた。暫定差止命令はその後、被控訴人の製品がインドで販売されておらず、控訴人がインドで製品を最初に導入したという理由で無効となった。その後、合議審は、被控訴人が市場に最初に参入したのであり、そのため差止命令を受ける権利があると主張する被控訴人による控訴が許可された。不服とする控訴人は、最高裁判所への上告を求めた。

### 裁判所の判決:

最高裁判所は、この主題に関する先行事件(N R Dongre And Ors. v. Whirlpool Corporation And Anr., (1996) 5 SCC 714) を参照した。最高裁判所は、現在、国内で利用できる新聞、定期刊行物、雑誌、その他のメディアで商品が広く宣伝されており、その結果、製品が世界的な評判を得ていると述べた。薬に関する標章が世界中で被控訴人に関連する場合、同一の標章が付与された同様の薬がインドで販売許可されると異常な状況に繋がると述べられた。しかし、最高裁判所は、インド企業が真に標章を採用し、製品を開発し、最初に市場に参入した場合、インドに進出する、又はインドに製品を流通せる意思のない多国籍企業が、インドでの製品販売をインド企業に許可せず、インド企業を淘汰することは許されてはならない、という警告を表明した。そのため、裁判所は、最終的な判断基準は誰が最初に市場に参入したかということ

であると判断した。最高裁判所はさらに、本件では、標章は同じであり、ともに医薬品に関するものであると述べるとともに、被控訴人がインドで標章を使用していなかったという単なる事実は、世界市場に最初に参入したか否かの判断に無関係であると述べた。最高裁判所はさらに、被控訴人が最初にその標章を採用したという合議審の結論は、控訴人がその市場に参入する前に被控訴人の製品が宣伝されたという一応の確からしさを示す資料に基づくものと判断した。最高裁判所によれば、そのような状況下、合議審により導き出された結論に誤りは見られなかった。控訴人がインドで標章を使用し始める前に、被控訴人が標章を採用、使用したという証拠がないという控訴人の主張に関して、裁判所は、これらは証拠調査を必要とする問題であると考えた。最高裁判所は、暫定期間中、差止命令のために控訴人が他の名前で製品を販売しているという事実を考慮して、利便性の均衡として、差止命令を継続し、訴訟審理を迅速化するべきであると判断した。裁判所はさらに、法の下で、被控訴人が控訴人よりも前にその標章を採用したことが、証拠に基づいて証明された場合、被控訴人は差止命令を求める権利を有すると判断した。しかし、証拠に基づいて、控訴人がインドで使用する前に、その標章を被控訴人が採用していなかったことが明らかになった場合、疑いなく、最高裁判所は差止命令を破棄するとした。最高裁判所は最終的に控訴を破棄し、訴訟を促進した。

## 5. 申立、及び証拠に対する異議

### 5.1. 手続き/原則の概要

特定事件における事実と状況に応じ、関係法令で想定される義務に関して、当事者は様々な異議を唱えることができる。知的財産権の問題でとられる一般的な異議は、次の点に関わるものである。:

- (a) 訴訟原因、及び裁判所の領域的管轄権
- (b) ディスカバリー請求
- (c) 書類の認否
- (d) 証拠の証明と容認

当事者が訴訟でとりうる他の異議は、当事者の併合、訴訟原因の併合、既判事項、審理中の事項、制限期間などの側面に関連するものである。

#### 一般的な指示的異議

#### A. 訴訟原因、及び裁判所の領域的管轄権に関する異議:

訴訟原因は、裁判所による救済を求め、法的権利の侵害による損害を強制する原因となる事実の束で構成される。狭義の意味合いでは、それは権利侵害を形成する状況、又は即時の訴訟を指している。広義の意味合いでは、権利侵害だけでなく、権利自体に関連する違反を含む、訴訟維持に必要な条件を指している。おおまかに言うと、否認されるのであれば、原告人が裁判所の判決を受ける権利を支持するために、証明する必要があるすべての事実を指している。言い換えれば、それは事実の束であり、それらに適用される法とともに、被告人に対する救済を請求する権利を原告人に与える。被告人が行った行為がなければ、訴訟原因が生じる可能性がないため、そのような行為を含める必要がある。例えば被告人による商標の使用は、商標侵害に係る訴訟原因であり、また、パッシング・オフ（詐称通用）に係る訴訟原因でもある。

訴訟が提起又は扱われるためには、訴訟原因の発生が必要不可欠である。訴訟原因は、領域的管轄権の問題と相互に関連している。例えば、被告人による商標使用がある場合、その使用される場所において訴訟原因が存在する。訴訟提起された地域で使用された場合、その裁判所は訴訟を扱う管轄権を有する。訴訟原因が特定の場所で生じていることを示すために、原告人は、その訴訟原因の発生に必要な被告人による行為を申立て、証明しなければならない。申立ては、裁判所の管轄に該当する事件であることを明らかにしなければならない。訴訟に伴う紛争と無関係な事実からでは訴訟原因は生じず、関係裁判所の領域的管轄権を協議することはない。

すべての訴訟は、それを対処し得る最下位の裁判所に提訴されなければならない。その理由は、より高位の裁判所を過度な負荷がかからないようにするためである。民事訴訟法(CPC)の第20条によれば、同条に先行する条項に含まれる制限に従うとともに、すべての訴訟は、次の管轄権の制限範囲内で裁判所に提起されなければならない。

- (a) 訴訟開始時の被告人が、実際に自発的に居住している、事業を実施している、又は個人的に利益のために働いている。又は
- (b) 訴訟開始時の被告人のいずれかが、実際及び自発的に居住している、事業を実施している、又は個人的に利益を得るために働いている。(ただし、そのような場合には、裁判所の許可を取得するか、居住していない、事業を実施していない、又は個人的に利益を得るために働いていない被告人は、そのような提訴を黙認しなければならない。) 又は
- (c) 全体的又は部分的に訴訟原因が生じる。

この規定により、原告人は、被告人が居住するか、事業を実施するか、利益のために個人的に働くか、又は訴訟原因が生じた場所で、訴訟を提起することができる。法人（会社を含む）の場合、法人は「インドの唯一の又は主たる事務所」、又は「訴訟原因」の点で「支社」のある場所でも事業を実施しているとみなされる。したがって、「法人」は、唯一の、又は主たる事務所がある場所、それから、全体的又は部分的に訴訟原因が生じる支社のある場所で訴えられることがある。通常、訴訟は会社の主たる事業所がある場所で提起されなければならない。しかし、会社が全体的又は部分的に訴訟原因が発生する場所に支社を有すると、主たる事業所ではなく、その場所で訴訟提起しなければならない。

ただし、民事訴訟法(CPC)の第 20 条に基づいて訴訟を提起しうる場所に加えて、原告人は、場合によっては、商標法第 134 条 (2)、著作権法第 62 条 (2) のそれぞれの規定を用いて、商標法(1999)及び著作権法(1957)による侵害訴訟を提起することもできる。著作権法及び商標法のこれらの規定は、登録商標又は著作権の侵害に関して、著者/商標所有者が通常の居住地、事業を実施する場所、又は利益のために個人的に働いている場所で訴訟を提起することを規定している。これらの規定は、広範に及ぶ管轄権を規定している。したがって、登録商標又は著作権の侵害訴訟では、原告人が、実際に自発的に居住する、事業を実施する、利益のために個人的に仕事をしている場所を管轄する裁判所が管轄権を有する。原告人の利便性のため、著作権法及び商標法にこれらの規定を設けている。その目的は、「訴訟が提起される裁判所は通常の居住地からかなり離れているため」、原告人が侵害訴訟を提起することを妨げないことを保証することにある。

民事訴訟法(CPC)の第 20 条に基づいて、被告人が居住する、事業を実施する、又は全体的又は部分的に訴訟原因が発生する場所にある裁判所に訴訟を提起しなければならないが、このような原告人に課せられた障害は、著作権法及び商標法の規定により克服されている。しかし、原告人が居住するか、原告人が事業の主たる場所、訴訟原因が生じた場所であって利益のために個人的に働いている場所を有する場合には、上記著作権法及び商標法の規定に基づく権利は付帯条項となる。訴訟は、訴訟原因が生じた場所で提起されるべきであり、原告人が支社を有する等の他の場所とするべきではない。原告人は、他の遠く離れた場所でも事業を行っているとして偽って、そのような場所（居住する場所、事業の主たる場所、実際に事業を行う場所、利益のために個人的に働く場所、及び訴訟原因が生じた場所）を無視することはできない。他の地域（すなわち、原告人が事業を実施する、又は利益を得るために個人的に働くために原告人が支店を置くことができる場所）の裁判所の管轄権は対象から外されている。この意図は、原告人が、遠く離れた地を選択することで、被告人が救済を受けられないように嫌がらせを行うた

めに、居住地、事業を実施する又は利益を得るために働く場所であって訴訟原因が生じている場所よりも遠く離れた場所が選ばれるべきではない、ということである。

著作権法及び商標法の規定に基づき、原告人が法人（会社を含む）である場合、4つの状況が想定されうる。第一に、原告人が事務所を1つのみ有する場合である。このような場合、訴訟原因が別の場所で発生した場合でも、原告人は唯一の事務所のある場所で訴訟提起することができる。次に、原告人が主たる事務所を有し、別の場所に支店を有し、訴訟原因が主たる事務所のある場所で生じた場合である。そのような場合、原告人は主たる事務所のある場所で訴訟提起することができるが、支店のある場所で訴訟提起することはできない。第3のケースは、原告人が主たる事務所を有し、訴訟原因が支店のある場所で生じた場合である。この場合、原告人は、主たる事務所のある場所ではなく、支店のある場所で事業を実施しているとみなされる。したがって、原告人は、支店のある場所で訴訟提起することができ、（第134条（2）及び第62条（2）の規定されるスキームの下）主たる事務所のある場所では訴訟提起できない。第4のケースは、訴訟原因が主たる事務所のある場所でも、支店のある場所でもなく、その他の場所で生じた場合である。この場合、原告人は、支店のある場所ではなく、主たる事務所のある場所で事業を実施しているとみなされる。そして、結果として、支店のある場所ではなく、その主たる事務所のある場所で訴訟提起することができる。

被告人は通常、訴訟原因と領域的管轄権の欠如を理由に異議を唱え、原告人が正しい場所で訴訟提起せず、裁判所の管轄権を誤って行使する場合、原告人に対して返却/拒否を求める。原告人は、適切に管轄を有する裁判所に訴訟提起しないことによって、フォーラムショッピングにふけていると主張される。領域的管轄権に対する異議は、可能な限り早い機会（いかなる場合でも問題解決時又はそれ以前）になされなければならない。

申立は、訴訟原因を開示しているか否かを確認するために、全体を通して解釈されるべきである。訴訟原因は事実の問題であり、それは申立全体でなされた明言に基づき、それらは正しいものとして決定されなければならない。申立の返却/拒否の求めに係る領域的管轄権の問題の裁定については、裁判所は申立及び原告人の書類を調査することができる。この目的のために、申立における訴答は正確であると仮定され、書面による抗弁は検討されない。裁判所は、申立の明言が訴訟原因を開示する場合、その申立を返却/拒否する権限を行使はできない。

予防的な訴訟において、裁判所が特定の知財権侵害の脅威が存在すると判断した場合、訴訟を扱う管轄権を有することは確実である。裁判前の段階で、そのような訴訟の被告人が、管轄権の欠如のために申立の返却を求める場合、裁判所は申立に含まれる主張は正しいものと捉えな

なければならない。そのような訴訟では、申立における明言は常に侵害の懸念のみを表現するため、裁判所はそのような懸念に訴訟を扱うのに一応の確からしさがあるか否かのみを審査し、そのような明言の真実性の判断を審理段階へ先延ばしすることができる。

## B. ディスカバリー請求に関する異議:

民事訴訟は主に書類に基づくものである。書類提出に関連する問題が、多くの場合に裁判所を悩ませてきた。さらに、知財訴訟におけるもう1つの重要な側面は、損害賠償に関する決定である。損害賠償は、損害を主張する当事者によって証明されなければならない、同じことが、損害賠償の付与を決定するために必須である。原告人は、被る損害の量に関する証拠を主導しなければならない。したがって、知財権者は、訴訟で損害の決定に役立つ可能性のある重要な詳細情報を得るために戦略としてディスカバリー申請を利用する。

民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 1~11 は、事実のディスカバリーを規定しており、一方、規則 12~20 は、ディスカバリー、書類提出、書類閲覧、つまり書類のディスカバリーを規定している。Order XI で想定される手続規則は、審理といった証拠記録前の訴訟初期段階を短縮することを意図している。

当事者が求める情報が事実に関するものである場合、当事者は相手方に一連の質問をすることができる。これらは尋問と呼ばれる。裁判所は提示された質問に目を通し、関連性があり適切かどうか、そして、審理において、相手方に宣誓の下で回答するよう強制するべきかどうかを決定する。法律用語での事実のディスカバリー(Discovery of facts)という。事実のディスカバリーは、裁判所の許可の下でのみ認められる。

訴訟において、裁判所の許可により、原告人又は被告人は、相手方当事者の審問のために、書面で尋問を行うことができる。訴訟で問題となっている事項に関係のない尋問は、無関係とみなされる。当事者は、事件の証拠収集を円滑に進めるために、相手方を尋問して許可を得る権利がある。当事者が尋問することができるもう1つの目的は、必要な事実に関する証拠提出の際に生じるコストを節約することである。

尋問によるディスカバリーが、中傷的、無関係、悪意のあるもの、特権を根拠とするものである場合に、それに異議を唱えることができる。また、問われた事項が、その時点で十分に重要なものではない等の理由により、異議を唱えることもできる。相手方の有罪判決を招くよう手段として尋問を利用することはできない。

裁判所はまた、訴訟で問題となる事項に関わる書類リストを提出するよう相手方に強制し、一方当事者に審問を認め、審理前にその複写を得ることを許可する。そのような開示は、書類のディスカバリー(Discovery of documents)と言われる。書類のディスカバリーは宣誓に基づいてなされなければならない。書類のディスカバリーは、裁判所の許可がある場合にのみ許可される。書類のディスカバリーの機能は、審理前に関連書類を当事者に提供し、各々の事件の長所/短所の評価を支援することである。

いずれの当事者も、訴訟の問題に係る事項について、所持、及び管理する書類に関する宣誓に基づいて、訴訟に関わる他の当事者にディスカバリーを行うように指示する命令を裁判所に申請することができる。そのような申請の提出時に、裁判所は、その裁量により、申請を拒否するか、又は相手方にディスカバリーを行うよう指示することができる。裁判所は、そのディスカバリーが必要でないとの心証を得た場合、ディスカバリー申請を拒否することができる。裁判所は、公正な訴訟による処分にも費用の節約にも必要がないと判断する限り、ディスカバリーを命じない。

書類のディスカバリーは第1段階であり、その後、書類提出という第2段階がある。裁判所は、訴訟のいかなる段階においても、問題事項に関係する、所持し、又は管理する書類を宣誓の下で提出するよう指示する裁量がある。裁判所は書類のディスカバリー及び提出に関する命令を下す一方で、書類提出の関連性、正当性、及び便宜性は、裁判所の重荷となる密接な検討事項である。必要な段階に関連した書類のみが提出されるように命令されうる。機密書類、及び相手方の機密情報/企業秘密のみに関連する書類は、完全に正当な場合を除き、提出するよう指示されることはない。

相手方当事者は、ディスカバリー及び提出が求められた書類が問題となる論点に関連していないという理由で、書類のディスカバリー及び提出に異議を唱えることができる。また、そのような書類が所有及び管理されていないという理由で異議を唱えることもできる。さらに、その訴訟段階では不要である、公正な訴訟処分又は費用節約に必要ではない、という理由で異議を唱えることができる。書類提出は、提出が求められた書類が機密情報や企業秘密にのみ関係するという理由で当事者により異議が唱えられる場合がある。書類のディスカバリーは、次の理由で相手方当事者から異議が唱えられうる。

- (a) 法的、又は専門的な特権
- (b) 当事者に刑罰を科した、又は科料に処した場合



- (c) 公共政策による保護
- (d) 当事者の単独所有でない
- (e) 当事者の事例にのみに関連
- (f) 代理人としての当事者の所有
- (g) 当事者自身の事件証拠の開示

同様に、書類閲覧請求に際し、申立中で参照されるもの、細目、相手方当事者の宣誓書、書類の宣誓書で開示されるものを除き、相手方当事者は、申請を行う当事者は書類閲覧の権利がなく、相手方当事者は書類を所持及び管理もしていないとして異議を唱えることができる。また、特権を理由に異議を唱えることもありうる。さらに、公正な訴訟処分にも、費用節約にも必要ないという理由で異議を唱えることもできる。

### C. 書類の認否に関する異議:

各当事者は、通知送達日から所定期間内に、例外を除き、相手方当事者にすべての書類の容認を求めることができる。その通知後、容認を拒否又は無視する場合に、裁判所が別段の指示をしない限り、そのような書類を証明する費用は、訴訟結果に関係なく無視又は拒否する当事者によって支払われることになる。

特別に又は必要な含意によって否定されない、当事者の申立てにおいて又は書類を容認するための通知の返答において容認できないと述べられないならば、当事者が容認を求められた全ての書類は、容認されたとみなされる。ただし、裁判所は、その裁量と、記録された理由により、その容認以外の方法で証明されることが認められた書類を必要とする場合がある。書類の容認に関する通知を当事者に送達した後、当事者が書類を不当に無視又は拒否する場合、裁判所は、当事者に対して、相手方当事者へ補償費用を支払うように指示することができる。

書類の容認に関する通知がないにもかかわらず、裁判所は、それより前のどの訴訟段階でも、自己の認識に基づき、いずれかの当事者に書類の容認を求めることができる。そのような場合、裁判所は、当事者がそのような書類を容認するか、拒否するか、無視するかを記録する。

商事裁判所法に基づき、各当事者は、所定期間内に、全ての開示された書類の認否に関する書面を提出、及びその閲覧を完了しなければならない。上記認否に関する書面は、当事者が認めているか拒否しているかにかについて明示的に述べなければならない。:

- (a) 書面内容の正確性
- (b) 書面の存在
- (c) 書面の締結
- (d) 書面の発行又は受領
- (e) 書面の保管

各当事者は、上記のいずれかの根拠の下で書面を拒否する理由を明らかにしなければならない。あからさまで説得力がない否定は、書類の否定とはみなされず、書類の証明は、裁判所の裁量で実施される。ただし、当事者は、個人的な知見でなく、いかなる方法でも当事者とはならない第三者の書類に対して、あからさまな否定を提出できる。

認否の書面の支持する宣誓供述書は、書面内容の正確性を確認するために提出しなければならない。裁判所が、当事者が上記基準に基づく書類を不当に拒否していると判断した場合、裁判所は、書類の容認の決定にかかる費用（模範的な費用を含む）を当事者に課することができる。裁判所は、追加証拠の放棄又は書類の拒否を含む書類の容認に関する命令を発出することができる。

通常、当事者の公開されたものを含む多くの書類は、書類の認否の際に無差別に拒否され、相手方当事者はそのような拒否に異議を唱えることになる。

裁判所は、相手方当事者のすべての書類を一般的に否定する当事者の慣行をとがめた。また、政府機関によって発行された書類と同様に、インド及び他国からの商標証、著作権証など、公に入手可能で証明可能な書類の拒否を裁判所が許可すべきではないと述べた。このような拒否は完全な本案欠如と見なされ、訴訟審理を長引かせることになる。電子メール通信、法的通知、返信、インターネットの印刷物などの書類の拒否も許可されるべきではない。認否の目的は、存在、真正性、又は信憑性が争われている書類を拒否することであり、容認された複写/原本を含むすべての書類を証明させることで、相手方当事者を単に悩ませようとするのではない。

デリー高等裁判所（第一審）規則の改正も伴って商事裁判所法の規定が、この目的のために実施されている。宣誓供述書の認否は、公正かつ誠実であるべきであり、審理を引延ばす意図があってはならない。審理の対象となる問題を特定し、解消するのに役立っている。

#### D. 証拠の証明及び認定に関する異議:

当事者は通常、証拠収集段階で証拠に含まれる書類又は資料の証明と認定に関して異議を唱える。法に基づいて、いずれかの当事者によって提出された書類は、証明又は反証のために次の3つの段階を経ることになる。

段階 1: いずれかの当事者によって書類が裁判所に提出され、これらの書類は、提出されたが、裁判記録の一部にはなっていない段階

段階 2: 書類が当事者によって証拠として提出され、裁判所が証拠として書類を認めた場合であって、証拠として認められた書類が、裁判記録の一部となり、証拠として扱われる段階

段階 3: 証明済み、反証済み、又は未証明の書類を保持する段階を。これは、インド証拠法(1872)の第3条を参照して裁判所に司法精神を適用するように求める段階であり、通常、訴訟又は手続きにおける最終審理の段階となる。この段階で、裁判所が参照するのは書類だけでも、証言台に立つ証人の声明だけでもない。記録全体から想定され得る事件の見込みを考慮することになる。

インド証拠法第3条によると、裁判所が、それ以前の問題を検討した後、それが存在すると信じるか、又はその存在を確からしいと考え、特定事件の状況下で、慎重な者がその存在の仮定に基づいて行動すべきであるときに、事実が証明されたと言われる。他方、裁判所が、それ以前の問題を検討した後、それは存在しないと信じるか、又はその不存在が確からしいと考え、特定事件の状況下で、慎重な者がその不存在の仮定に基づいて行動すべきであるときに、事実が証明されなかったと言われる。

証人尋問中に証拠として提出された書類は、新たに、例えば、PW1 / 1、PW1 / 2、PW2 / 1、又はDW1 / 1、DW1 / 2、DW2 / 1などと印付けされ、前半部分は原告側又は被告側の証人番号を示し、後半部分は証人陳述中に証拠として提出された書類のシリアル番号を示す。証人尋問段階前に、書類は認否の過程で印付けされた提出物となる。

法によって、証拠として認められたすべての書類で是認されるべき特定細目が存在する。すなわち、(a)訴訟番号/訴訟名、(b)書類を提出した者の氏名、(c)その書類が提出された日付、(d)

そのように認められたという陳述書。そのような裏書は、裁判官によって署名、又はイニシャルが付される必要がある。

証拠書類の容認に関する異議は、2つの区分に分類できる。(i) 証明が求められる書類自体が証拠として容認できないという異議(ii) 証拠書類の容認に関して紛争はないが、それが不規則又は不十分であると主張する証明様式に向けられる異議。

前者の場合では、単に書類が「提出物」として印付けされているだけであり、その容認に関する異議は排除されず、後の段階（控訴等の段階）でさえ異議を唱えることができる。後者の場合、証拠提出されたときに異議を唱える必要がある。書類が証拠として認められて提出物として印付けされると、証拠として認められるべきではなかった、又は書類を証明するために採用された様式が不規則であった、といった異議は、提出物として書類の印付け後のいかなる段階でも唱えることが認められない。

書類に関する裁判所の証拠物件番号の付与による是認は、「証拠の許可(Admission in evidence)」であり、書類の「証明(Proof)」ではない。証拠書類の単なる許可は、それを証明したことにはならない。単に証拠物件に印を付与するために、書類の証明は不要である。書類を証拠物件として印付けすることは、アルファベットを使用するか、数字を使用するかの違いの方法で行われるが、それは識別を目的とするのみである。証言がなされているときに、当事者と裁判所が証人に対する書類が、どの書類であるのかを知るのに役立つ。ただし、すべての裁判所は、法律の枠内で自身の実務を自由に規制できる。

所定の手続に従って、書類は申立書とともに、又は問題解決前に提出される必要がある。当事者は、申立書又は陳述書と共に、すべての証拠書類の複写が提出されている場合、問題解決時又はその前に、すべての証拠書類の原本を提出する必要がある。問題解決後に書類を提出することになるのであれば、裁判所の許可を得なければならない。証拠の宣誓供述書には通常、書類を添付するべきではない。争点整理がなされ、証拠手続きに進んだ後に、いずれかの当事者が書類提出を希望する場合、裁判所に許可を求めなければならない。

手順により、書類に証拠に関する宣誓供述書が添付された場合は、証人がいるときに主尋問と証拠物件の印付与を行う必要がある。証拠に関する宣誓供述書を添付して提出される書類の公開は、通常、共同登録官/地方検査官の面前で通常行われるプロセスである。当該書類は、申立の範囲内にあるか、訴訟提起に続く進展に関係する、又は認否の段階である限り、証拠に関する宣誓供述書とともに提出されたとしても、拒絶されるべきではない。民事訴訟法(CPC)は、

書類提出期間を規定しているが、裁判所の一貫した見解は、書類が裁定に関連するならば、その書類は拒絶されないというものである。

宣誓供述書とともに書類が提出され、当事者がその書類に依拠する場合、その書類の証拠及び容認は裁判所の命令の支配下にある。しかし、証拠に関する宣誓供述書が添付された書類に関しては、証人は、宣誓供述書自体で、それをより早く提出することができなかった理由を述べる必要がある。上記書類内容は、訴応書面と既に記録済み書類における内容の範囲内になければならない。

主尋問時に、異議が申立てられ、場合によっては、共同登録官又は地方検査官による記録が必要なものであり、審理継続するべきである。証拠として主尋問を記録することで、すべての書類とともに宣誓供述書が事前に相手方に渡り、書類の印付けの際に異議を記録することができる。通常、証人によって提出された書類は、広く申立の範囲内にあり、当事者によって提起されたすべての異議を記録した後、提出された時点で提示される、又は印付けされる。この規則は、異議を決定するにあたって、提出又は印付けがされていないといった特定書類の悪質な性質に関する申立がある場合、例外の対象となりえる。

異議が書類の印付けの不備に関わる場合、裁判所は、手続きを進める前に異議を決定しなければならない。十分に印付けされていないという理由で書類の容認について異議が唱えられた裁判所は、書類が証拠として提出され、それが事件の証拠物件として印付けされる前に、できるだけ早く、司法的な判断をしなければならない。

当事者は、インド証拠法第 65B 条に基づいて定められた要件が満たされていない場合、提出された電子証拠の容認について異議を唱えることもできる。例えば、原告人が自身の主張を支持する電子記録を提出する場合、原告人は裁判所に提出された電子記録とともにインド証拠法第 65B 条の下で証明書/宣誓供述書を提出する必要がある。同法第 65B 条は、電子記録に含まれる情報の証明を望む訴訟当事者に、陳述を含む電子記録を特定する証明書を提出することを要求している。この証明書には、電子記録を提出した方法と、条文に規定されたその他の詳細も記載する必要がある。上記証明書は、適切な時期に証明書が提出されなかった理由に関して、原告人が裁判所を納得させることができる場合、裁判所への電子記録の提出後に提出することができる。

#### その他の異議

当事者の併合に関する異議:

民事訴訟法(CPC)の Order I は、当事者の併合を規定している。民事訴訟法(CPC) Order I 規則 3 には、すべての者が、その権利が、共同で、複数で、又は、代替として、それらの者に対して、同様な法律、取引、又は一連の法律、取引に基づいたものであることを条件として、救済の権利が存在する被告人として併合されうる、と述べられている。さらに、そのような者に対して別々の訴訟が提起された場合、法又は事実の一般的な問題が生じる。この規則の目的は、多数の訴訟を回避することであり、また、主題事項に関連する議論の当事者であるすべての者を記録に残すので、延期や不便なく全員の出席した状況下で議論が裁定され、手続きの多重化を避けることができる。訴訟の当事者(被告人)は追加されうるが、訴訟に関連する問題の完全かつ最終的な決定にその存在が必要な場合、その者に対する救済は主張し得ない。そのような者は、必須である当事者と区別される適切な当事者に過ぎない。

この規定は、一定程度であるが、訴訟原因の結合も規定している。当事者の併合の問題には、訴訟原因の併合も含まれる。根源的な原則は、ある者に対する訴訟原因のために、その者は訴訟の当事者となった場合、訴訟原因が加わると、当事者も併合される。

訴訟の当事者は、必須又は適切な当事者となりうる。必須な当事者とは、その存在が不可欠であり、救済が求められている者である。必須な当事者が不在の場合、実質的な命令が発出されることはない。一方、適切な当事者が不在であっても命令が発出されうるが、その存在は紛争の完全な裁定のために必須である。民事訴訟法(CPC) Order I 規則 1 は、同法律、取引、又は一連の法律から生じる救済の権利が共同、複数等で存在すると主張される原告人として、1つの訴訟にすべての者が参加することを求めている。そのような者が、いくつかの訴訟を提起し、事実や法に関する一般的な疑問が生じるのであれば、併合は可能である。また、民事訴訟法(CPC) Order I 規則 3 は、同法律、取引、又は一連の法律から生じる救済の権利が共同、複数等で存在すると主張される者については、1つの訴訟にすべての者が参加することを求めている。そのような者がいくつかの訴訟を提起したとすると、事実や法に関する一般的な疑問が生じうる。これらの規定は、当事者の併合、及び、一定程度、訴訟原因の併合を規定している。

したがって、誤った併合は、次の3つに分類されうる。(i)原告人の誤った併合(ii)被告人の誤った併合(iii)訴訟原因の誤った併合

各原告人に存在すると主張される救済の権利が同法又は取引から生じ、法又は事実に関する一般的な疑問がある場合、1つの訴訟で2人以上の者が原告人として加わることが可能である。法や事実に関する一般的な疑問がない場合、それらの者を、原告人として1つの訴訟に参加させることはできない。つまり、別々の訴訟を行わなければならない。民事訴訟法(CPC)の Order I 規則 1 で網羅されない事例において、1つの訴訟に2人以上が原告人として参加するならば、原告人の誤った併合という結果を招くことになる。

民事訴訟法(CPC)の Order I 規則 2 は、原告人に併合された者が訴訟審理を混乱させ、遅延させる可能性があるとして裁判所が考える場合、裁判所は原告人に選択をさせるか、別の審理を命令するか、又は都合のよいその他の命令を下すことができると規定している。

原告人が、当事者の誤った併合、又は不併合という欠陥に悩まされる場合でも、その欠陥によって、訴訟が法によって禁止されたり、拒絶されたりはしない。裁判所はあらゆる訴訟において、実際に当事者の権利と利益を考慮している限り、論争となる問題に対処する。しかし、必須な当事者の不併合である場合、それが原告人であろうと被告人であろうと訴訟は無効となる。

民事訴訟法(CPC) Order I 規則 10 により、裁判所は適切な状況において、訴訟の原告人として任意の者を代理又は追加することができる。また、訴訟に関係するすべての疑問を効果的かつ完全に判断し解決するために、裁判所に出席の必要がある場合、裁判所は訴訟のあらゆる段階で任意の者を当事者として追加することができる。

民事訴訟法(CPC)は、当事者の併合に関する異議を手続き的なものとのみ見なしている。裁判所が、必須な当事者の不併合であると判断しない限り、当事者又は訴訟原因の誤った併合、当事者の不併合を理由に、審理で命令を覆すことはできない。原告人の誤った併合への異議は、手続き上の異議であり、訴訟、審理と最終処分への妨げにはならない。

#### 訴訟原因の併合に関する異議:

訴訟原因とは、訴える権利を意味する。訴訟提起する者が主張を証明するために不可欠な事実が訴訟原因となる。訴訟原因は、とりわけ、裁判所の判決において原告人の権利が支持されるために、原告人が証明すべきすべての事実を意味すると司法的に解釈されてきた。逆に言えば、訴訟原因は、証明されなければ、判決による即時の権利を被告人に与えることになる事実が、訴訟原因の一部となることを意味する。

訴訟原因の誤った併合に関する根拠を認識した状況下で、訴訟を維持することに、本質的な、しきい値となる制限はない。訴訟原因の誤った併合は、訴訟却下の根拠とはなり得ない。誤った併合自体は管轄権の制限ではなく、その異議によって、審理による命令を無効にすることはできない。訴訟原因の併合の主題は、当事者の併合問題と表裏一体である。

民事訴訟法(CPC)の Order II 規則 1～7 は、訴訟の枠組みを規定している。民事訴訟法(CPC)では、訴訟の枠組みに関する異議を、手続きに関するもののみと見なしている。訴訟原因の誤った併合に関する異議は、手続き上の異議であり、訴訟を扱うことや訴訟の審理、最終処分 of 妨げにはならない。

民事訴訟法(CPC)の Order II では、すべての訴訟が、実施可能である限り、紛争の手段に関する最終判断の根拠が得られるように、そして、それらに関する更なる訴訟防止となるように構成されるべきである、とされている。また、すべての訴訟には、主題に関して、原告人に主張する権利のあるすべての主張が含まれるべきであると述べられている。

民事訴訟法(CPC)は、Order II 規則 3 の観点から、訴訟原因の併合を予期している。原告人は、同じ訴訟に、同じ被告人又は同じ複数の被告人に対する複数の訴訟原因をまとめることができると規定している。さらに、同じ被告人または同じ複数の被告人に関わる訴訟原因を有する複数の原告人が、同じ訴訟にそのような訴訟原因を統合できると規定している。この規定により、裁判所は統合した訴訟を取り扱うことができる。唯一の注意点は、管轄権がない場合、統合した訴訟をすすめることができないことである。したがって、同じ裁判所の管轄内で生じた事件でないと、2つの訴訟原因を統合した訴訟とすることができない。

訴訟原因の併合が、審理を混乱させ、遅らせ、又は不便を引き起こす可能性があるとして裁判所にとって明らかである場合、裁判所は、個別に審理することを命じる、又は法の利益の観点から便宜的なその他の命令を下すことができる。したがって、裁判所は、一緒に実施するのに不便がある場合、又は当惑させる可能性がある場合、異なる原因を分離することができる。「法の利益の観点から、便宜的にその他の命令を下す」という表現には、裁判所又は登録局に個別の訴訟原因を登録することにより審理を分離するよう指示するだけでなく、都合の良い方法で、全く異なる問題の審理裁判の優先順序付けを支持することも含む。また、裁判所の業務を促進するためのその他の措置にも適用される場合がある。ただし、これは申立を却下する権限にまで及ばない。



同じ被告人に対する異なる訴訟原因を併合することは、そのような併合が訴訟審理に混乱、遅延を引き起こさない限り、又は不便でない限り、常に原告人は利用可能である。ただし、同じ法、取引、又は同じ一連の法、取引に関する要件を満たし、そのような訴訟原因の併合を可能にするには、共通の繋がりを見付け出す必要がある。したがって、同じ一連の事実に対する訴訟原因の併合は、原則として許容されることになる。

訴訟原因の併合要件に関する論点は、2つの訴訟原因の実質的な証拠が共通するかどうかに関するものである。2つの訴訟原因の実質的な証拠が共通するものである場合、民事訴訟法(CPC)の Order II 規則 3 の下で訴訟原因の併合が存在する可能性がある。逆に言うと、証拠が2つの訴訟原因の最も大きく異なる部分に関するものである場合、訴訟原因の併合はなされない。民事訴訟法(CPC)の Order II 規則 3 に基づく訴訟原因の併合問題の核心は、法と事実に関する共通の論点が2つの別々の訴訟原因で生じるかどうかを確認し、その後、2つ訴訟原因を併合する一つの統合された訴訟において、訴訟原因の併合が実際にありうるかを確認することである。

したがって、原告人の登録意匠侵害という第1原因と、詐欺的な、又は明らかに模倣した被告製品の原告製品に対する詐称通用（すなわち同一または虚偽的に類似している）という第2原因、といった2つの訴訟原因を併合することにより、原告人が1つの統合された訴訟を1人の被告人に対して提起することができる。

このような状況では、訴訟の多重化を避けるために、1つの訴訟で同じ被告人に登録意匠侵害と詐称通用という2つの訴訟原因を扱うように併合すべきである。そうでなければ、訴訟の多重化は、当事者及び裁判所の時間、費用、労力を無駄とすることになる。

訴訟原因の誤った併合となった訴訟であっても、それは法によって制限されていない。訴訟原因の併合、又は訴訟の枠組に対する手続き上の異議は、裁判所に訴訟をそのまま継続することを許可する、又は原告人に訴訟の一部のみを遂行する、別の訴訟として併合された訴訟原因を取り扱うことを指示することを可能とする手続的な異議としてのみ要請されうる。

訴訟原因の誤った併合を理由とする異議は、できるだけ早く、そして、異議理由がその後に生じたのではない限り、問題解決されたすべての事例について、その和解時点又はその前になされなければならない。

既判事項(res judicata)の原則に基づく異議:

既判事項の原則とは、最終決定された事項は、二度と蒸し返して議論されることはないことを意味する。これは、当事者間の最終的な状態となったものであれば、裁判所が、訴訟、紛争を解決するために管轄権を行使することを禁ずるものである。

既判事項の原則は手続規定である。既判事項は、民事訴訟法(CPC)の第 11 条に従って民事訴訟で利用できる訴えとなる。これは、第一審又は控訴審における訴訟/紛争を最終的な状態とするために適用される原則である。既判事項を構成するには、次の条件を証明する必要がある。

- (1) 問題となっている訴訟と以前の訴訟の訴訟当事者は同一でなければならない。
- (2) 問題となっている訴訟と以前の訴訟の主題も同一でなければならない。
- (3) 以前の訴訟に係る問題が最終的に当事者間で決定されていなければならない。
- (4) 以前の訴訟が管轄権のある裁判所により決定されていなければならない。

既判事項の原則は、以前の訴訟において、当事者が同じ事件名で訴訟を提起していることが判明した場合にも適用される。

「以前の訴訟」とは、問題となる訴訟に先立つ確定済の訴訟を意味している。上記事項は、以前の訴訟において、一方の当事者によって主張され、他方の当事者によって明示的又は暗示的に拒否、承認されたものである。以前の訴訟で防御又は攻撃の根拠となるべきであった、又は可能性があった事項はすべて、その訴訟の問題において、直接かつ実質的な事項であるとみなされる。

以前の訴訟の決定に係る主題事項であった訴訟原因や事件名に対して、別の属性に関する事件名や、別の訴訟原因を主張する後の訴訟には、既判事項が適用されない。

この原則は、決定に至り、提出された場合に、同手続の継続段階においてさえも適用される。この原則は、管轄権が本質的に欠如する場合には適用されない。管轄権なしに命令が発出された場合、その命令は無効となる。

司法係属(res sub judice)の原則に基づく異議:

司法係属の原理は、訴訟停止を意味する。民事訴訟法(CPC)の第 10 条では、訴訟停止を規定している。この原則は、同時に管轄権を有する裁判所が、同じ訴訟原因、同じ主題、及び同じ救済に関して、2 つの並行する訴訟を同時に取り扱い、裁定を行うことを防ぐものである。

第 10 条は、裁判所は、以前に提起された訴訟が同じ裁判所に係属中である、又は主張された救済を認める管轄権のあるインドの他の裁判所に係属中である場合、同じ当事者間のその訴訟における、直接的、実質的な事項について、いかなる訴訟審理も進めない、と規定している。また、以前にも、当事者が提起している訴訟と同じ事件名で訴訟を行っていることが判明した場合に、司法係属の原則が適用される。

第 10 条に関する基本的な基準は、以前の訴訟で到達した最終決定が、後続の訴訟において既判事項として機能するか否かである。第 10 条は、両訴訟の主題全体が同一である場合にのみ適用される。この規定の根底にある目的は、2 つの裁判所が、同じ問題に関して並行して審理を行うことを回避し、以前に提起された訴訟の直接かつ実質的な問題について矛盾する結果を回避することである。

この原則に基づいて、「利害関係者」としての立場にある当事者が、裁判所に対して「侵害訴訟」を提起する前にインド知的財産審判委員会(IPAB)に対して「取消申請」を提出した場合、同じ訴訟原因で「反訴」を提起することは認められない。したがって、この状況では、「取消申請」の続行が許可される必要があるが、「反訴」の継続が許可されることはない。同様に、被告人の取消申請の提出前に侵害訴訟が提起された場合、被告人は反訴を提起する権利を有し、反訴を申請すると、その時点で、その後の取消申請は法律上、持続不可能となる。

この規定は単に手続規則を制定するものであり、これに反して発出された命令は無効とはならない。

## 制限期間に関する異議:

訴訟は法的制限期間内に提起されなければならない。さもなければ、訴訟はこの制限に違反したとして却下されうる。原告人が遅延に関する正当な理由を示した場合、裁判所は訴訟提起の遅延を容認しうる。制限法(1963)は、知財侵害訴訟に対して所定の制限期間を規定している。通常、このような訴訟提起の制限期間は、権利侵害が最初に生じてから 3 年間となれる。ただし、不法行為が継続している場合、不法行為が生じるたびに新しい制限期間が開始される。

## 5.2. ケース・スタディ 1-3

### 1: *Shalimar Chemical Works Ltd. v. Surendra Oil & Dal Mills (Refineries) & Ors.*, (2010) 8 SCC 423

最高裁判所が下したこの主要判決は、民事訴訟法(1908)(CPC)の Order XLI 規則 27<sup>9</sup>に基づく上訴段階での追加証拠の容認について検討したものである。最高裁判所は、複写物(「証拠と容認の異議の対象(subject to objection of proof and admissibility)」)を暫定的に認め、審理終了まで書類の容認に関する議論を残し、事実審裁判所の慣行を廃止した。

#### **事実関係:**

控訴人(原告人)は、被告人が登録商標「Shalimar」を侵害して製品を販売していると主張して、被告人をハイデラバードの市民裁判所に提訴した。控訴人は、被告人が「Shalimar」という名前で製品を販売/宣伝することを禁止する終局的差止命令を求めた。審理の過程で、控訴人は、貿易商品マーク法(1958)に基づく登録証明書の複写物と、その証明書に添付された関連文書とを裁判所に提出した。控訴人によって提出された複写物は、事実審裁判所によって、例えば、A1-A5、「証拠と容認の異議の対象(subject to objection of proof and admissibility)」と印付けされた。裁判の結論において、事実審裁判所は、とりわけ、記録された利用可能な証拠では原告人の事件が立証されなかったとして訴訟を棄却した。事実審裁判所は、主に控訴人が商標登録証を原本で提出しなかったため、その認定に達した。

控訴人(原告人)は、高等裁判所へ控訴を望み、追加証拠として商標登録証明書と関連書類(事実審裁判所に提出された複写物)の原本の受理のために民事訴訟法(CPC)の Order XLI 規則 27 に基づいて申請を提出した。高等裁判所の単独審は、上記申請と控訴を許可し、事実審裁判所が発出した命令を破棄した。

被告人は、追加証拠として上訴段階で商標登録証の原本を認める機会又は正当性はないとする単独審の判断、命令を覆す上訴を合議審に提起した。これにより、単独審の命令を破棄すべきとの被告人の上訴は認められ、事実審裁判所によって発出された判決が回復された。合議審の判決に不服として、控訴人は最高裁判所へ上訴した。

<sup>9</sup> Order XLI Rule 27(1) CPC では、控訴裁判所で追加証拠を提出する 3 つの状況が次のように想定されている。(a) 事実審裁判所が、本来許可されるべきであるところ、違法に証拠を拒絶したか否か。(b) デューデリジェンスを実施したにも関わらず、当事者が追加を求めた証拠が利用可能ではなかったかどうか。(c) 控訴裁判所が判決を宣告できるようにするため、又は同様の性質の他の実質的な原因のために、追加証拠が必要であったかどうか。

**当事者によって提示された議論:**

控訴人は、事実審裁判所が、問題とする書類に関する複写物が証拠として認められないという見解をとる場合、提出時に複写物を返却すべきであると主張した。その際、控訴人はそれらを登録証明書の原本に換えて複写物で代用し、それで終わりになった、と主張された。控訴人によって提出された複写物が物件として印付けされ、裁判所は判決を宣言した。一方で、それらの書類を裁判所は考慮しなかったという、控訴人にとって大きな不利益を引き起こしうる事実を控訴人が知り得る手段がなかった。控訴人は、事実審裁判所が従う手続きは、民事訴訟法(CPC)の Order XIII の規則 4 で規定された手続きに相反すると主張した。控訴人によると、裁判所は、書類の容認に関する異議を考慮し、容認の問題に関する意見を形成し、それを表明する義務があった。控訴人によると、承認されている書類が証拠で認められるか否かは、この意見に依存していた。事実審裁判所が従う手続きは、Order XIII の規則 4 に規定された手続きに相反するため、単独審は、事実審裁判所の判決に対する控訴において、証拠となる書類の原本を受け入れることが完全に正当化されたと主張した。控訴人によると、Order XLI の規則 27 を狭義に解釈したので、関係書類の原本が誤って証拠と扱われたとする合議審の判断は正しくなかった。控訴人は、合議審は、追加証拠の提出が許可される可能性がある場合を列挙する一方、Order XLI の規則 27 (1) (b) の最後にある「またはその他の実質的な理由」という言葉を見落としていた、と主張した。

一方、被告人は、貿易商品マーク法(1958)の第 31 条の観点からして、商標登録証の原本が事件の主な証拠であり、それが記録されない場合、事実審裁判所に開かれた唯一の道は訴訟を却下することであるから、適正に対処されたものであると主張した。さらに、単独審は、原本を記録に残した後、被告人に反論の機会を与えず（それにより計り知れない不利益を引き起こしつつ）、即座に控訴の最終判決を宣告したと指摘した。

**最高裁判所の判決:**

最高裁判所は、R.V.E. Venkatachala Gounder vs. Arulmigu Viswesaraswami & V.P. Temple and Another, 2003 (8) SCC 752<sup>10</sup>事件において、重要な判断基準は、書類の証明手段に対する異議が、適切なタイミングでとられ、通常のように、証拠を提出している当事者に欠陥を治癒し、証明手段を回復することを可能にしていたか否かであるとして、法の基盤を

<sup>10</sup> 最高裁は、R.V.E. Venkatachala Gounder (Supra) 事件において、とりわけ、証拠としての書類の容認に関する異議は次の2つに区分せられると述べた。(i)証明が求められた書類自体が証拠として容認され得ないという異議。(ii)通常ではない、不十分であると主張された証明の手段に対してなされた異議。

築いたと繰り返した。最高裁判所は、以下の点に関して、すべての段階で重大な間違いが犯されたと判断した。

- (i) 事実審裁判所は、被告人が申立てた異議に直面して商標登録証の複写物を物件として印付けすべきではなく、それを証拠として記録に残すことを拒否すべきであった。原告人は、証拠と容認の異議の対象となる物件として印付けすることにより、その複写物の容認性の問題を放置したままにするのではなく、あらゆる手段でそれを支持すべきであった。
- (ii) 単独審は、単に正義の利益ためであるとともに、Order XLI の規則 27 (b) に基づく十分な法的根拠があるため、追加証拠として商標登録証の原本を提出する上诉人の請願を正当に許可した。しかし、単独審は、上訴を許可しつつも、追加証拠として取り込まれた書類に関する反論によって証拠を導く機会を被告人に与えない、といった手続を同時進行する中で重大な誤りを犯した。
- (iii) 合議審は、事件の事実に関して、追加証拠の提出は Order XLI の規則 27 の下で許可されていないとの見方を示すことで再度過ちを犯した。上诉人によって提出された追加書類は、正義の利益において、Order XLI 規則 27 (b) に基づくものとして、記録がとられるべきものであった。しかし、単独審が控訴を処分した方法が被告人に深刻な不利益を引き起こしたと述べたことに関しては、合議審は確かに正しかった。

最高裁判所はさらに、事件の事実と状況において、合議審にとって適切な方向性は以下のとおりであると述べた。

- (1) 控訴人が提出した登録証明書の原本が記録に残る限りにおいて、単独審の調査を支持しつつ単独審の命令を破棄すること
- (2) 望むならば、反論のために証拠を提出する機会を被告人に与えるために問題を差し戻すこと

したがって、最高裁判所は、合議審が発出した判決と命令を破棄し、追加証拠として登録証の原本が記録された段階から、審理を進めるように単独審に事件を再送した。

**2: *Eli Lilly and Company and Ors. v. Maiden Pharmaceuticals Limited*, 2017  
(161) DRJ 65**

この事件においてデリー高等裁判所は、インド証拠法(1872)の第 65B 条<sup>11</sup>に基づく証明書は、裁判所への電子記録の提出後であっても提出できると判断した。しかし、裁判所は、他の書類と異なり、当該証明書について証明することは、はるかに厳格になされなければならないと強調した。

**事実関係:**

原告人は、2007年に商標権侵害及び詐称通用を禁止する差止命令を求めてデリー高等裁判所に商事訴訟を提起し、2009年1月に訴訟において争点整理された。原告人は、2人の証人に対する主尋問のために宣誓証明書を先に提出したが、いずれの者も既に原告人の従業員ではないとして尋問されなかった。その後、2016年10月17日に、原告人は、弁護士を採用した日に実施された主尋問によって宣誓供述書を提出し、その訴訟は、2016年10月26日に共同登録官に対して記録された。しかし、被告人は、特定書類が、宣誓供述書とともに最初に提出されたことに異議を唱えた。上記特定書類は、証拠法第 65A 条<sup>12</sup>及び第 65B 条に基づく宣誓供述書であって、同一の証人における 2016年10月17日に確認されたものを含んでいた。共同登録官は、2016年10月26日付の命令において、証拠法第 65A 条及び第 65B 条に基づく宣誓供述書は、この段階では提出されえず、電子記録とともに提出されるべきであった、とする被告人の異議を記録した。反対に、原告人は、商事訴訟に適用されうるとして、民事訴訟法(CPC)の Order XI の規則 6 に関し、共同登録官の注意を喚起した<sup>13</sup>。その後、共同登録官は、単独審にこの側面に関する裁定の問題を提示した。

**原告人の主張:**

原告人は、証拠法の第 65A 条及び第 65B 条に基づく宣誓供述書の提出の必要性は、2015年10月23日以降である商事裁判所法の施行日においてのみ生じ、したがって宣誓供述書を先に提出するという問題は生じなかったと主張した。適切な時期に、コンピュータで作成した印刷物と電子記録である CD を提出しており、第 65A 条及び第 65B 条に基づく宣誓供述書はそれを満たしていると主張された。原告人は、証拠法の第 65A 条及び第 65B 条に準拠することに加えて、宣誓供述書は民事訴訟法(CPC)の Order XI の規則 6 にも準拠すると述べた。さ

---

<sup>11</sup> インド証拠法(1872)第 65B 条は、電子記録に含まれる情報の証明を望む訴訟当事者に、声明を含む電子記録を特定し、それが提出された方法とその他の詳細を記載した証明書を提出することを要求する。

<sup>12</sup> インド証拠法第 65A 条は、電子記録の内容が、第 65B 条の規定に従って証明されうると定めている。

<sup>13</sup> Order XI Rule 6 CPC は、商事訴訟に適用されるように、電子記録を取り扱う。

らに、証拠法第 65B 条は、原告人が提出したコンピュータで作成した記録の印刷物に関する証拠のみに関係していると述べた。他方、原告人によると、Order XI 規則 6 には、原告人によって提供されておらず、第三者によって提供及び維持されるコンピュータの電子記録の証拠に関して提出された宣誓供述書に関する規定が設けられている。さらに、コンピュータ化された記録の印刷物を提出することに加えて、第三者のサイトによって提供及び維持されたコンピュータ化された記録の印刷物及び CD も提出したと述べられた。

### 裁判所の命令:

単独審は、証拠法第 65B 条に基づく証明書が、裁判所への電子記録の提出時に提出されなければならないのか、それとも電子記録の提供段階で上記証明書の提出が許されるのか、という問題に直面した。この問題に対処するために、単独審は、Anvar P.V. Vs. P.K. Basheer, (2014) 10 SCC 473 事件において最高裁判所が下した、電子的な証拠の容認の問題、及び証拠法第 65B 条に関する重要な判決に依拠した。この事件において最高裁判所は、とりわけ、書類を取得するタイミングで得られた証拠法第 65B 条の観点における証明書は、陳述書が証拠として提出された際に、関係する、コンピュータにより作成された印刷物、CD、ビデオ、VCD、フラッシュドライブ等のような電子記録に添付しなければならない、としていた。単独審はまた、Anvar P.V (Supra) の判決に従った、Kundan Singh v. State, MANU/DE/3674/2015 事件における德里高等裁判所の合議審の判決も参照した。単独審は、Kundan Singh (Supra)における合議審が、Anvar P.V. (Supra)の解釈に関して、「証拠として提出された(produced in evidence)」という言葉は、紙印刷物、又は光学媒体/磁気媒体として再提出された際に、証拠法第 65B (4)に基づいて、コンピュータの出力は権限のある者によって同時に証明されなければならないという点を前提として、又は提議していなかったと述べたことに言及した。合議審は、必要なことは、第 65B 条 (4) に基づく証明書を付与する者は、電子記録が第 65B 条 (2) に記載されている規定及び条件を満たすことを認定/言明し、電子記録を特定し、コンピュータの出力が提出された方法を示し、電子記録がコンピュータによって作成されたことを示す目的で、電子記録の提出に関与するデバイスの詳細も提示する立場にあるべきと述べた。

したがって、単独審は、原告人には、裁判所への電子記録提出が後になった場合でさえも、証拠法第 65B 条、及び/または商事訴訟に適用される民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 6 に基づく証明書を提出する権利がある、と述べた。ただし、単独審は追加で注意喚起した。単独審は、証拠法第 65B 条、及び/または民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 6 に基づく証明書/宣誓供述書は、他の書類がそうであるように、追って提出されうるが、その提出を望む当事者が、所定期間を過ぎた書類の提出の受理について、順序立てて自分の言い分を述べた場合



に限る、ということを確認にした。単独審は、当事者が、証明書/宣誓供述書が適切な時期に提出されなかった理由に関して、裁判所を納得させることができなかった場合、証明書/宣誓供述書の提出が許可されないリスクがある述べた。単独審は、その状況（つまり、その提出が許可されている証明書/宣誓供述書がない状況）で、電子記録が、適切な時期に提出されていれば、証拠として証明され、参酌されるとの見解を示した。

単独審はさらに、それだけでなく、当該証明書/宣誓供述書の提出遅延が裁判所によって許可されたとしても、それを提出する当事者は、様々な事実に関する当該電子記録を証明できないリスクを負う可能性があるとして述べた。単独審によれば、証拠法第 65B 条、及び/または民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 6 に基づく証明書/宣誓供述書は、その後の段階で提出されうると判断されたからといって、訴訟当事者が、裁判所に提出された電子記録と合わせて、そのような証明書/宣誓供述書を提出しないという意味ではない。上記証明書/宣誓供述書の証明は、他の書類とは異なり、はるかに厳格になされるものであると強調された。

その結果、単独審は、証拠法第 65A 条、及び第 65B 条に基づく上記宣誓供述書が記録に残されることを許可した。しかし、単独審は、被告人が当該宣誓供述書への反対者を反対尋問することは自由であり、第 65A 条、及び第 65B 条に基づく当該宣誓供述書の証拠はそのような反対尋問の対象になると述べた。単独審によると、宣誓供述書の反対者が証明書/宣誓供述書を発行する権限のある者ではないことが分かった場合、言うまでもなく、証拠として提出された電子記録も扱われない。単独審はまた、他の書類は書類提出段階までの原告人の状況報告のみで構成されていることを踏まえ、それらを記録に残すことを許可した。単独審は、書類提出の段階から時間の経った上記状況報告であっても、その後の事象に適用されうると述べた。単独審によれば、裁判所は訴訟を裁定する間、その後に発生する事象に注意する権限があった。

### **3: KONINKLIJKE P HILIPS ELECTRONICS N.V v. MAJ(RETD) SUKESH BEHL & ANR., [I.A. No. 6548/2015 in CS (OS) No. 2206/2012]**

この事件では、「書類提出」に関する民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 14 の解釈と、「ディスカバリーに関する命令の不遵守」に関する民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 2114の相互作用とを扱った。

### **事実関係:**

原告人は、被告人に対する終局的差止命令、アカウントの引渡し、及び損害賠償を求めて、デリー高等裁判所に特許侵害訴訟を提起した。問題は、被告人の証拠段階、及び原告人による反対尋問中の被告側証人に関するものであった。原告人は、証拠法(1872)第 147 条、及び 165 条を準用する民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 12、14、及び 21 に基づき、アカウント及び販売の関連書類の提出を被告人へ指示するよう求める申請を提出した。

### **当事者によって提示された議論:**

原告人は、証人席の被告側証人が行う曖昧な返答を踏まえて、この申請の必要性が生じたと主張した。原告人によると、被告人は、特定書類を提出するように通知されたが、意図的に書類を提出せず、曖昧な返答をした。原告人は、被告人が所有する書類なのであるから、当事者間の真の論争解決に関連するものであると述べた。原告人によると、これらの書類を提出する他の手段はなく、これらの書類は損害賠償、侵害などの主張を裏付けるために必要であった。

一方、被告人は、事件を証明するために、原告人は自身の証人を尋問しなければならないと強く反論し、異議を唱え、被告人に不利となるかもしれない書類を提出するようには指示されなかった。さらに、原告人は証拠段階でも被告人から書類を求めることで、移り気で、証拠漁りのような調査を行うことは許されないと主張した。

これに反して、原告人は、Mr. M. Sivasamy vs. Vestergaard Frandsen A/S and Ors., 2009 (113) DRJ 1820 事件に依拠し、他の当事者が所有する書類が関連する場合、その書類を提出するように指示される可能性があるとして主張した。さらに、提出が求められていた書類は、知的財産に関して被告人の企業秘密でも、特権のある書類でもなかったと主張された。

### **単独審の判決:**

---

<sup>14</sup> Order XI Rule 21 CPCは、とりわけ、いずれかの当事者が尋問に回答するために、又は書類のディスカバリー、閲覧について、命令に従わなかった場合、原告人ならば訴訟不進行のため、訴訟が却下される恐れがあり、また、被告人ならば、場合によっては弁護が削除される恐れがある。

単独審は、民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 14 は、裁判所が正しいと考えるように、訴訟の係属中にいつでも、所有、又は管理する書類の宣誓に基づき、訴訟における問題事項に関連して、当事者による提出を命令することを裁判所は合法であると構想していた、と述べた。したがって、単独審は、被告人の証拠が検討中であるため、この段階では民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則に基づく申請は許可されえない、という被告人の主張を拒否した。

単独審は Mr. M. Sivasamy (Supra)に注意を向け、当事者による書類開示の決定に関して、合議審が定めた2つの基準に留意した。単独審は、この事件では、損害を決定する目的に関連している限り、被告人によって提出が求められていた書類は、当事者間の真の紛争解決に関連していないとは言えないと述べた。単独審はさらに、被告人がその書類を所有していたことについて紛争はなかったと述べた。単独審によると、これらの書類は特権のあるものではなく、被告人の営業秘密に係るものでもない。その結果として、単独審は申請を許可し、被告人に宣誓による上記書類を提出するように指示した。

#### **単独審の命令15に対する上訴:**

控訴人(訴訟の被告人)は、控訴人は、被控訴人に課せられた問題について、書類提出を強要されないと主張し、単独審の命令に異議を唱えて控訴した。損害賠償に関する申立/問題がない場合、防御が用をなさないことを証明するために、控訴人が、アカウント、及び他の関連書類を提出するように指示されることはないとは主張した。さらに、指示に従わないと、控訴人に重大な損害をもたらす、防御が民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 21 に基づいて排除される可能性があるという事実を考慮して、それ以上の提出指示はあり得ないと主張した。

一方、被控訴人は、本案の提出を害することなく、控訴の維持可能性に関する予備的な異議を提起した。被控訴人は、異議の唱えられた命令は、当事者の権利を決定する命令ではなく、当事者の権利と責任に係る判断といった性質の命令ではないため、控訴は維持できないと主張した。

#### **合議審の判決:**

合議審は、民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 21 で規定された訴訟の却下又は防御の取消の結果が、民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 14 に基づいて発出された書類の提出を求める命令に不遵守であることを、どのように扱うべきかとの問題に直面した。この問題は、控訴が維持可能であるか否かの問題に包含されると述べた。合議審は、Shah Babulal Khimji v.

---

<sup>15</sup> MANU/DE/0124/2016

Jayaben D. Kania, (1981) 4 SCC 8 事件において、最高裁判所は、控訴が可能な命令について、その命令は、判決の要件を満たしていなければならなかった、つまり、その命令とは、当事者の重要かつ貴重な権利に影響を与え、瞬間的な事項を決定するものであると判断した、と述べた。この問題を決定するために、合議審は、関連条項と、長年にわたって様々な高等裁判所がとってきた解釈を検討した。

合議審は、長い期間にわたって国中の様々な高等裁判所により採用されてきた一貫した見解は、民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 21 で規定される一連の結果が、民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 14 に基づいて発出された命令の不遵守によって想定される結果の 1 つではない、と述べた。合議審は、民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 14 に基づいて行われた、異議の唱えられた命令の不遵守は、控訴人の防御の排除を正当化するものではない、と述べた。民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 14 に基づく命令は、民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 21 の範囲内ではない、と述べられた。合議審は最終的に、異議の唱えられた命令は、Shah Babulal Khimji (Supra) に定められた基準を満たさず、そのため控訴は維持できない、と述べた。

## 6. 訴訟手続きにおける営業秘密の取り扱い

### 6.1. 手続き/原則の概要

インドでは、営業秘密に関する法はまだ発展の初期段階にあり、企業秘密及び機密情報を管理する特定の法律は存在しない。「企業秘密」と「機密情報」の保護は、判決によって展開された法の一分野である。「企業秘密」及び「機密情報」という言葉は、裁判所によって違いなく曖昧に使用されることがよくある。裁判所は、衡平法の原則に基づいて、また時には、信義則違反の慣習法の訴訟に基づいて、営業秘密の保護を支持してきた。信義則の下で受け取った情報は、契約がない場合でさえも裁判所によって保護されてきた。人には、契約上、相手から内密に開示されたいかなる情報も開示しないことに義務がある。機密情報の保護は進み、機密情報を受け取った者はそれを不当に利用してはならないという平等の原則に依拠している。「機密」という用語は、内密に話されたり与えられたりするものを意味すると考えられている。原告人の（明示又は黙示された）同意なしに原告人から（直接又は間接的に）取得した機密情報を使用したことが証明された場合、その者は原告人の権利を侵害したことに対して有罪となる。

営業秘密の所有者が利用できる民事救済には、ライセンスが営業秘密を開示することを禁止する差止命令、すべての機密情報、専有情報の返却、及び被った損害に対する補償/賠償が含まれる。裁判所は、企業秘密又は機密情報を以下のように解釈してきた。

- (a) 事業内外の者、すなわち従業員に知られていないもの;
- (b) 措置が講じられ、保護しているもの、及び努力又は資金が投入され発展しているもの;  
そして
- (c) その機密性が経済的/ビジネス的/商業的に価値のあるもの

裁判所は、企業秘密は、他者には知られていないもので、従業員が採用した公式、技術的ノウハウ、特異なビジネスの様式又は方法であると述べてきた。ただし、事実に関するすべての意見又は一般知識は、企業秘密又は機密情報に分類されない。さらに、多くの者の知識であり、他の人によく知られている日々の雇用問題は、営業秘密とは言えない。雇用されたがために従業員がビジネス上の洞察力や顧客との取引方法を学んだ場合、それは企業秘密や機密情報にあらず、漏えい、又は使用を禁止するものではない。

企業秘密/機密情報の所有者は、その機密性を維持するために合理的な手順/手続を実行する必要がある。それは、所定手順は存在しないが、企業秘密訴訟においてインドの裁判所によ

って適用される最も重要な判断基準である。秘密保持契約と制限条項は、所有者によく用いられる典型的な手順/手続である。その他の手続きには、物理的及び電子的なアクセス制限などを含む内部ポリシーとチェックが含まれる。訴訟提起の際に、原告人はしばしば、コンピューターシステム/電子メールなどの権利侵害の疑いのある証拠を検索、保存、保護するために、地方検査官の任命を裁判所に申請する。

営業秘密の法学は、主に、雇用の過程で従業員が取得した雇用主の企業秘密/機密情報の保護の問題が主に展開されている。場合によっては、裁判所は、雇用主の顧客リスト/データベースなどの著作権及び機密性の侵害の問題を扱っている。そのようなリストの機密性に経済的/ビジネス的/商業的な価値がなければ、すべての顧客リストは、機密性情報又は営業秘密としての資格はないとされている。インドの裁判所は、技術移転契約の制限条項を支持しており、この契約で合意された以外の目的で、契約の下で受け取った情報を開示又は使用しないという否定的な契約をライセンサーに課している。インドの司法機関は、「営業秘密紛争」が商事裁判所法の下で商事紛争と見なされうるとも認識している。

制限条項を行使する一方で、裁判所は、雇用主の営業秘密の保護と雇用者の流動性のバランスをとる必要性をしばしば考慮する。裁判所は、取引抑制に相当するという理由で、雇用契約終了後の制限実施を拒絶してきた。雇用契約終了後の制限の実施は、インド契約法(1872)の第 27 条によって禁止されている。インド契約法第 27 条は、あらゆる種類の合法的な職業、取引又はビジネスの実行が制限される者によるすべての契約はほぼ無効であるとしている。この規則の例外は、のれんの売り手が買い手と合理的に同意して、同様の事業実施を控える場合である。裁判所は、機密性の名の下で、原告人が取引抑制を求めることはできないと判断した。

当事者は、訴訟中も機密性を維持する一方、訴訟提起することによって営業秘密の機密性を確保ことが困難であることにしばしば気づくことになる。営業秘密及び/又は機密情報の違反となるしきい値は非常に高い。営業秘密の訴訟では、営業秘密の存在を証拠で示すことによって証明する必要がある。差止命令を含む救済措置を得るには、企業秘密と機密情報を書き出す必要がある。営業秘密に関して、被告人がそのような営業秘密に内々関与していたと原告人が訴えなかった場合、原告人は、被告人が営業秘密を他人に漏らすことを制限する終局的差止命令及び/又は損害の回復のための事件を構成していなかったことになる。詳細な開示により問題の情報が公開される可能性があり、もはや機密又は秘密のままではないので、訴訟中の企業秘密の保護/保存は困難である。

営業秘密の違反となり、救済を得るために、営業秘密の所有者は以下のことを原告人に申立てることが義務付けられている。

- (a) 依存する情報が何であるかを明確に識別しなければならない。原告人は、悪用されたと主張される企業秘密/機密情報の詳細を含めなければならない。
- (b) 情報が信頼できる状況で引き渡され、それが機密として扱われる可能性のある種類のものであることを示さなければならない。
- (c) 機密性が主張されている情報/データなどが、同じ/類似の種別のビジネスに従事している他の事業体の情報/データとどのように異なっており、何が秘密であるかを主張しなければならない。
- (d) また、情報がライセンスなしで使用されたか、使用される恐れがあったことを示さなければならない。そして
- (e) 原告人は、その秘密性/機密性を維持するために実施した合理的な措置についても開示しなければならない。

申立の詳細に関する提出に係る規則は、他のすべての民事訴訟手続に適用されるため、営業秘密に係る侵害にも適用される。漠然とした申立では審理にかけられないと考えられてきた。さらに、企業秘密及び機密情報を特定することなしに、その開示の制限を求めても差止を認めることはできないと考えられてきた。これは、機密情報が適切に識別されない限り、相手方が機密情報を使用することを制限しようとする差止命令の範囲が不明確となり、執行が不可能であるからである。裁判所は、そのような執行可能性のない命令（つまり、中身が曖昧である命令）を発出することはできない。被告人が何について差止命令を受けたのかが、裁判所にも被告人にも分からない、ということになる。

ただし、特定ケースにおいて、裁判所は、詳細な開示により問題の情報が公開される可能性があり、もはや機密又は秘密ではなくなることを考える。したがって、裁判所は、記録された資料に基づき、その情報の機密性を評価する場合がある。訴訟手続中に秘密を保持するために、秘密/機密情報の所有者にアクセスできる特定措置/メカニズムがある。ただし、裁判所はそのアクセスを許可又は拒否する裁量権を有する。営業秘密に関する事件で裁判所が許可する可能性のある措置は次のとおりである。

- (a) 封された機密書類/情報の提出など
- (b) 両当事者により指名された弁護士及び外部専門家によって構成された「機密保持クラブ (Confidentiality Club)」の形成

- (c) 出席が許可された機密保持クラブのメンバーのみと「インカメラ(In-camera)」又は裁判官の執務室で手続きの実施
- (d) 必要に応じ、決定に至るために裁判所を支援する主題に係る専門家/弁護士の任命

「機密保持クラブ(Confidentiality Club)」：

ある事件における機密保持クラブの設置は、当事者の機密書類/情報への限定的なアクセス許可を裁判所が認めうる措置である。その機密保持クラブは、過去においても知的財産権及び営業秘密事項に関して構成されてきた。デリー高等裁判所（第一審）規則 2018 の改正に伴い、「機密保持クラブ」に関する特定規則（第 VII 章規則 17）が追加された。

商事訴訟の当事者が商業的又は本質的に機密である書類/情報に依拠したい場合、裁判所はその書類/情報への限定的なアクセス許可のために機密保持クラブを構成することができる。そうすることで、裁判所は、そのクラブの設立/機能のために、適切と考えられるように、構造/プロトコルを設定することができる。申請を受理した裁判所は、次の方法で機密保持クラブの構成を許可しうる。

- (a) 裁判所は、すべての「機密書類/情報」が、総登録官の保護預りとなるように封印された状態で提出されることを許可する。
- (b) 各当事者は、3 人以下の当事者の社内弁護士でない弁護士、及び 2 人以下の外部専門家を、機密保持クラブを構成する者として指名する。機密保持クラブのメンバーのみが機密書類/情報を閲覧する権利を有する。
- (c) これらのメンバーは、総登録官に対して、複写物はなしで機密書類/情報を閲覧することが許可される。閲覧後、機密書類/情報は再封され、総登録官の保護預りとされる。
- (d) これらのメンバーは、いかなる方法、手段、又はその他の法的手続きにおいても他者に対して、機密書類/情報の複製物の作成、開示、又は内容の公開はしないし、この点について、裁判所の命令によって義務付けられている。
- (e) 機密書類/情報に関する証拠記録中、これらのメンバーのみが立ち会うことが許可される。
- (f) 裁判所手続中、機密書類/情報が閲覧された、又はその内容が議論された場合、これらのメンバーのみが出席することが許可される。
- (g) 裁判所は、独自の裁量で、適切な事件の場合に、機密情報の編集が可能であれば、機密情報の編集後、相手方当事者に提供するために機密情報の複製を許可しうるが、機密情報の編集がでない場合、許可しない。
- (h) 機密書類/情報から得られた機密情報を含む宣誓供述書又は証人陳述書による証拠は、総



登録官に封をして預けられ、メンバーのみがアクセスできる。ただし、宣誓供述書により、そのような証拠を提出する当事者は、裁判所の指示があれば、その編集が可能な場合に、機密情報の編集後に宣誓供述書の複写物を相手方当事者に提供するが、その編集が不可能な場合、提供しない。

- (i) 機密書類/情報は、それを提出した当事者を除き、問題の処分後、閲覧はできない。
- (j) 機密保持クラブが設置された場合、又は書類を機密のままにするように指示された場合、適用可能な条文に規定された最大期限以内で裁判所は申立の提出期間の延長を検討する。

裁判所は、各事件の事実と状況に基づいて、そのクラブの構造/プロトコルを適切に形成する。

当事者は、その製品に関して相手方の機密/専有情報に無条件にアクセスする権利はない。機密文書、及び相手方の機密情報と営業秘密に専ら関する書類は、明らかに正当な場合を除き、裁判所は提出するよう指示することはできない。

情報権法(2005)は、第三者の競争力を損なう可能性がある情報の開示を免除している。その免除される情報には、商業的信頼、営業秘密、又は知的財産が含まれる。この規則の例外は、より大きな公共の利益がその情報開示を正当化することを所管官庁が納得した場合、その情報は開示される可能性がある。

## 6.2. ケース・スタディ 1-3

**1: *Mr. M. Sivasamy vs. M/s. Vestergaard Frandsen A/S & Ors.*, 2009 (41) PTC 273 (Del.)(DB)**

デリー高等裁判所の合議審は、一方の当事者が、民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 12 及び 14 の規定に基づく相手方の製品に関する書類提出を求める権利があるか否かという事件を扱った。この事件では、両当事者が、その著作権に関連する資料と合わせて、製品、その機密/所有権情報の独占的所有権を主張するといったものであった。裁判所は、書類提出が許可されるべき場合、書類提出を命じられた当事者の権利を保護するために、どのような注意事項を守るべきかという点について対処した。

### 事実関係:

原告人は、家畜や作物を困むために使用する殺虫性ネット（病害対策テキスタイル）に係る製品「FENCE」を発明した際に得たデータベース、レシピ、その他のテストデータの著作権とともに企業秘密及び機密情報に関して、自身が独占所有者であると主張した。

事件における被告人(控訴人)は原告人の従業員であったが、後に退職し、デンマークで M / s Intection A / S (Danish Intection) という会社を設立した(その後に破産宣告することになる。)。原告人は、被告人が製品「FENCE」を含む原告製品に関する機密情報や企業秘密、専有データなどを違法に持ち去り、Danish Intection を設立したと主張した。原告人によると、デンマークにある上記会社に対して訴訟が提起されたため、被告人は英国に事業を移し、デンマークで行っていた事業と同じ目的で別会社を設立した。フランスにも会社が設立され、とりわけフランスのこの会社に対して訴訟が提起されたと主張された。原告人は、インドの被告人が紛争となっている製品の製造及び販売を実施していたと主張した。また、英国での訴訟において、被告人は機密保持契約の対象となる書類を通じて製品の開発及びテストデータを開示させられたと主張がなされた。

一方、被告人にとっては、原告人は問題の製品に関する所有権/機密情報の所有者ではなかった。自身の営業秘密であるという原告人の主張は虚偽であり、誤解を招くものであったと主張された。さらに、原告人の製品「FENCE」と被告人の製品「NETPROTECT」は異なり、原告人の機密情報の複製ではなかったと主張された。

原告人(被控訴人)は、民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 12 及び 14 に基づき、書類のディスカバリーと書類提出のために 2 つの申請を提出した。提出が求められた書類は、特に次に関連する書類であった。(i)疑いのある製品「NETPROTECT」の製造と販売 (ii)疑いの製品の輸出入(iii)英国で被告人により提出された書類（すべてのスケジュールを含む、機密又はその他の指定されたもの）。単独審は、異議の唱えられた命令により、原告人(被控訴人)の申請を許可し、被告人(控訴人)に、命令に記載されたように上記書類の「提出」を指示し、封のされた書類のディスカバリーを求めた。

### **合議審の判決:**

当面の問題に対処するために、合議審は最初に民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 12~14 の規定を参照し、当該規定に基づいて命令を行うための原則を検討した。合議審は、次のような重要な見解に至った。

- (a) 機密書類、機密情報に専ら関わる書類、相手方当事者の営業秘密は、明らかに正当な場合を除き、提出するよう指示されることはない。
- (b) 原告人、被告人の両方が、独占権、及び相手方当事者に特権のある情報及び機密情報を制限なく非開示とする権利を主張するので、裁判所は、両当事者の権利が害されず、いかなる者も相手に対して境界領域を盗み取ることができない方法で当該事項を精査しなければならない。
- (c) 一方で、原告人は、その製品に関して被告人の機密/専有情報に無条件にアクセスする権利を有していないが、他方で、被告人は、被告製品が原告製品の複製に過ぎないならば、責任を免れうるべきではないことを念頭に置かなければならない。

合議審は、訴訟が差止申請処分の段階であることを念頭に置いて、2つの上記申請書における申立/請願に言及した。それは、民事訴訟法(CPC)の Order XI 規則 12 及び 14 の要素と規定、及びそれに関して定められている法律を参照し、上記申請に記載された各請願を精査した。この事件の事実に関し、提出が求められた書類について、「ディスカバリー」は必要ではないと述べられた。控訴人(被告人)製品の専有情報に関連する書類は、明らかに控訴人が所有、管理するものであると理由付けた。

さらに、合議審は、製品の機密/専有情報に関連する被告人の書類は、差止申請を決定する段階で議論となる問題に疑いなく関連性があり、重要であると考えた。被告人の書類は、被告製品の製造と、被告人が所持するだろう著作権を含むその他の機密情報（製造プロセス、内容、及びデータベース等）の詳細に関係していた。しかし、合議審は、もっとも重要な点は、他方で、被告製品は異なるものであるという点で被告人の主張が正しいならば、そして、被告人の競争他社である原告人が、その機密情報にアクセスしたのならば、重大な不利益と取り返しのつかない損害が被告人に発生するだろう、ということをつけ加えた。

合議審は、英国の裁判所において、当事者は、関連する資料及び書類の提出は、特定の者の「機密保持クラブ」である機密保持契約の対象であることに同意したことに留意した。また、合議審は、この点に関して、単独審は封されたカバーのみで書類の提出を指示したことに留意した。相手方当事者から求められた情報の機密保護問題について、合議審は最終的に重要な見解を示し、次のように指示を発出した。

- (a) 書類に被告人の独占的所有権情報が含まれているか、それが原告人の機密情報の複製すぎないかを確認することは、厄介な問題であるから、封のされた書類を裁判所に提出するだけでは目的は果たされない。
- (b) 単独審は、2つの製品に関する技術的な所有権情報を比較対照し、被告製品が原告製品の複製であるか、被告製品が原告製品とは異なるかを自身で判断する能力はない。したがって、単独審は最初に、両当事者の機密情報の比較と分析、及び設置要件とともに「機密保持クラブ」の問題について、完全な詳細手順を決定してから、封のされた書類の提出を指示する必要がある。
- (c) 単独審は、いかなる方法でも被告人が不利益を被らないように、被告人の書類提出を指示する前に、最初に、提出が求められ、被告製品に関連する情報、書類、データベースなどをどのように機密に保持できるかを確認する手順を工夫する可能性がある。これには、原告人の差止申請を判断するために、その被告人の機密情報及びその他関連事項がどのように、どの人物によって、どのような方法で、調査されるのかを確認する追加的な行使が伴う。
- (d) 単独審は、原告人、被告人の製品に含まれる各々の所有権情報に関して判断すべきポイントに到達したと考えた場合にのみ、個別に熟読するために書類を求めることもあることを明らかにした。そのような場合、書類が熟読された後、その書類は再び封がなされて被告人に戻され、単独審が適当と考える更なる指示の対象となる。

結果的に、合議審は単独審の命令を限定された範囲に退け、上訴を処分した。

## **2: John Richard Brady And Ors. v. Chemical Process Equipments P. Ltd. And Anr., AIR 1987 Delhi 372**

この訴訟の主要な争点は、著作権の行使、特に原告人の図面、及び当事者間に関わる機密性の行使に関わるものである。この訴訟において、デリー高等裁判所は、裁判所が衡平法の一般規則を執行し、信義則違反を抑制しなければならないと述べた。

### **事実関係:**

原告人は、著作権侵害で被告人に対して訴訟を提起した。また、原告人の飼料生産ユニット (FPU) に係る設計、マニュアル及び図面の実質的な模倣、複製である機械の製造、販売、販売の申し出、広告（これにより原告人の著作権侵害にあたる）に、直接的又は間接的に関わる

被告人を禁止するために暫定的差止命令を求める申請を提出した。原告人はまた、被告人が、厳格な機密条件下で原告人によって開示された情報及びノウハウを元に製造した機械を扱うことについて差止を求めた。

原告人の事件は、大規模な実験後になされた飼料生産ユニット（FPU）に関する改良発明に関するものであった。飼料生産ユニット（FPU）の製造を現地化するために、原告人は、被告人が製造したサーマルパネルの供給について被告人からの見積もりを求めた。この目的のために、原告人は、被告人が厳格に機密性を維持するという明確な条件の下で、すべての技術資料、詳細なノウハウ、図面及び仕様を被告人に開示した。当事者間の議論は終結し、原告人が必要とする専用のサーマルパネルを供給することに被告人が同意した。契約の条件は、1984年8月31日付けの被告人が原告人に宛てた書簡に記載されていた。その後、原告人は、被告人が必要なサーマルパネルを提供できないことを知り、被告人に発注をしなかった。

原告人は、被告人は原告人が有する知識がなく、飼料生産ユニット（FPU）の実務ノウハウと技術を習得するために原告人の飼料生産ユニット（FPU）を調査した、と主張した。疑惑のもたれた機械は、原告人が被告人に対して開示した内容にほぼ基づいており、被告人は信義則に反していたと主張された。原告人によると、被告人は、厳格な機密性の下で開示されたノウハウ、図面、設計、及び仕様を誤って展開し、流用し、飼料生産ユニット（FPU）の図面にあった原告人の2D著作物から3D形式の機械を製造することによって著作権も侵害していた。原告人は、著作権を主張した図面を含む技術公報を記録した。原告人は、被告人の機械と原告人の飼料生産ユニット（FPU）及びその図面との間に顕著な一般的類似性があり、このことが、被告人が原告人の図面及び飼料生産ユニット（FPU）を利用できる状態であることと相まって、一応有利な著作権侵害訴訟である、と主張した。

一方、被告人は、原告人の申立てを否定し、原告人の著作権を侵害しておらず、同契約条項の違反についても責任を負わないと主張した。被告人は過去2年間の紛争中にもその機械を製造しており、被告人が製造した機械はいくつかの重要な特徴点に関して原告人のものとは異なっていたと主張された。また、契約は締結されておらず、当事者間で有効にはなっていなかったと主張された。

## **裁判所の判決：**

裁判所は、原告人の技術公報における飼料生産ユニット（FPU）の詳細な説明の内容からして、合意条件を含む上記手紙が、飼料生産ユニット（FPU）に関するすべての技術資料、仕様書及び図面に関する原告人の訴えを実質的に裏付けると述べた。

裁判所は、*Saltman Engineering Co. v. Campbell Engineering Co.*, (1948) 65 R.P.C. 203 を含む主要な英国の判例に依拠し、それらから承認された一節を引用した。目下の事件の状況では、裁判所は衡平法の一般規則を行使し、信義則違反を抑制しなければならない、と述べられた。裁判所は、発明所有者に市場性のあるノウハウの所有権を途切れなく確保する上で重要な役割を果たした秘密維持は、少なくとも財産の一形態として、法で行使可能であると述べた。ノウハウを利用するためのライセンスの下で、ライセンシーが、合意で明示され、又は暗に行方から暗示された条件に違反した場合、そのような観点から秘密維持のために、営業秘密手続きが必要となる可能性があるが、そうはならなかったと述べた。裁判所によると、この仮説は、Saltman 訴訟で提起された公平性と信義則違反の一般規則の範囲内にあった。さらに、被告人が原告人からの明示的又は黙示的な同意なしに、原告人から直接又は間接的に得た機密情報を使用したことが証明された場合には、被告人は原告人の権利侵害で有罪となると述べられた。また、この主題に関して法は黙示的な契約に依存せず、機密として情報を受領した者がそれを不当に利用しないという公平性の広範な原則に依存することも述べられた。裁判所は、被告人の機械と原告人の図面との顕著な一般的類似性は別として、被告人が原告人の図面を利用できたという事実、及び被告人がその機械を製造に至る迅速性は、被告人が原告人の図面を複製したという避けられない推論に繋がった。裁判所は、著作権侵害は、図面と問題となっている対象物の視覚的外観が検討されるべきであり、対象物の異なる部品や要素に関する目的、機能的有用性、有効性、又はそれらが構成される材料は、著作権の趣旨とは無関係である。

裁判所は最終的に、原告人は著作権、及び飼料生産ユニット（FPU）に関する仕様、図面、及び他の技術情報が被告人に提供されたことに伴う厳格な機密性に関する侵害について一応有利な事件を構成した。また、比較衡量され、原告人に差止が認められるべきことが明らかとなった。被告人が訴訟係属中に暫定的差止命令の付与によって拘束されない限り、被告人がその機械を製造、販売又は取引を継続するとなれば、原告人の著作権を侵害し、金銭的には推定できない回復不能な損害及び損失を原告人にもたらすことになる、と述べた。

裁判所はさらに、厳格な守秘義務の明確な条件の下で原告人の飼料生産ユニット（FPU）に関するノウハウ、仕様、図面、及びその他の技術情報を、被告人が濫用することを禁止することも正義にかなうと述べた。裁判所によると、被告人は、原告人の不利益につながるような事業分野に進出する「踏み台」として、明らかに、原告人によって託された機密情報を利用した。結果として、裁判所は、費用とともに、原告人の暫定的差止命令の申請を許可した。

**3: TRANSFORMATIVE LEARNING SOLUTIONS PVT. LTD. & ANR. V. PAWAJOT  
KAUR BAWEJA & ORS.,** IA No. 5583/2018 & IA No. 6193/2 in CS(COMM)  
817/2018

デリー高等裁判所は、この事件において、デリー高等裁判所（第一審）規則 2018 の第 VII 章規則 17<sup>16</sup>、及び付属文書 F(b)<sup>17</sup>の解釈に関する興味深い問題について述べた。

**事実関係:**

原告人は、元従業員であった被告人の次の行為を禁止するために終局的差止命令を申請した。

- (i) 原告人の事業、及び運用に関する機密情報、企業秘密、又はその他の情報をいかなる方法でも開示又は使用すること
- (ii) 雇用契約に従って、2年間、アーユルヴェーダ及びその関連する事業の実施
- (iii) 原告人の著作権を含む専有コンテンツの使用
- (iv) 原告人の顧客又は従業員への接近、勧誘、誘導、又は奨励

原告人は、機密情報を裁判所に補助記憶装置(Pen Drive)で提出し、裁判所はそれを封することを許可した。

原告人は、被告人は機密情報を使用しないという役務契約に拘束されているにもかかわらず、機密情報を違法に使用していると主張した。原告人の機密情報は、事業様式、事業の仕方、コンテンツを含む様々な製品の詳細、事業のテンプレート、顧客の様々な詳細、及び原告人による事業実施に関するその他すべての詳細な事業側面に関係していると主張した。原告人はさらに、顧客の機密データベースを含む機密情報を使用した被告人の違法行為による評判の喪失として、重大かつ取り返しのつかない金銭的損失が引き起こされていると主張した。2018年5月11日付の一方的暫定的命令を踏まえ、更なる命令が発出されるまで、被告人は、原告人に

---

<sup>16</sup> デリー高等裁判所（第一審）規則 2018 の第 VII 章の規則 17 には、商事訴訟の当事者が商業的又はその他の点で本質的に機密である書類/情報に依拠を望む場合、裁判所は、機密保持クラブを構成し、その書類/情報への制限付きアクセスを許可することができるかと規定されている。また、裁判所は、そのクラブの設立と機能のために、適切と考えられる構造/プロトコルを設定することができるかと規定されている。

<sup>17</sup> 付属文書 F(b)には、各当事者が、いずれかの当事者の社内弁護士ではない、及び社内弁護士でなかった3人以下の弁護士、及び2人以下の外部専門家をノミネートして機密保持クラブを構成することが規定されている。また、機密保持クラブのメンバーのみが機密書類/情報を閲覧する権利を有すると規定されている。

雇用されていた期間中に被告人が内情に通じ、利用することができた原告人の機密情報について、一切の使用が禁止された。

その後、2019年3月11日付の命令により、裁判所は被告人とその弁護人をメンバーとする機密保持クラブ(Confidentiality Club)を構成し、原告人に、被告人による使用の禁止が求められていた機密情報を扱う書類(被告側弁護人に対して封のされたもの)を提出するよう指示した。裁判所はまた、機密保持クラブのメンバーに対して、秘密保持に関する宣誓供述書を提出するよう指示した。しかし、原告人は、被告側弁護人に対して封のされた機密情報を扱う書類を提供することに代えて、機密保持クラブを構成する範囲で、2019年3月11日付の命令の再審理を求める請願を提出した。

#### **当事者によって提示された議論:**

原告人(再審理申請者)は、「機密保持クラブのプロトコル」を規定する、デリー高等裁判所(第一審)規則2018の第7章規則17及び付属文書Fに従って、機密書類の複写は必須ではなく、弁護人と外部専門家のみが機密保持クラブのメンバーになることができると主張した。相手方当事者又はその従業員/役員は、機密保持クラブのメンバーにはなれないと主張した。この点に関して、前述の付属文書F(b)に特に注意が向けられた。

原告人はさらに、被告人も原告人の顧客リストの内情に通じていた場合、被告人が、今に至るまで知らなかった原告人の顧客に気づくことになる限りにおいて、原告人に更なる損害を与えるものであると主張した。原告人は、Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) Vs. Xiaomi Technology, 2017 SCC OnLine Del 11069に依拠し、そこでは、機密保持クラブは弁護人と専門家のみで構成されていると主張した。

一方、被告人は、Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) は、特許侵害を禁止する終局的差止命令及び付随的救済の訴訟であり、この判決を本件には適用できないと主張した。

Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL)における問題の一つは、原告人が被告人にFRAND条件でライセンスの申し出を行ったか否かであると被告人は主張した。被告人によれば、その事件で責任を果たすために、原告人は他者と締結した特許ライセンス契約を提出し、その契約書が非常に機密性の高いものであるので、原告人は機密保持クラブの設置を求めた。さらに、そこではライセンスが付与された料率のみが見られるべきであり、そのために被告人がライセンス契約を見る必要性はないと主張された。被告人はまた、規則17に注目し、この規則17は、「事件の事実上適切であるとみなされうる場合(as may be deemed appropriate in the facts of the case)」に機密保持クラブを設置するというものであり、付属文書Fは、規則17



に規定されてもいるように「例示的」なものであると主張した。被告人は、2018年5月11日付け一方的暫定的差止命令は、補助記憶装置(Pen Drive)に含まれているとされた機密情報を参照しているが、その機密情報は開示されておらず、上記命令は無効とされるべきであると主張した。

### **裁判所の判決:**

裁判所は、民事訴訟法(CPC)によって統括される民事訴訟においては、各当事者は他の訴訟の通知を得て、その要件を満たす必要があり、民事訴訟法(CPC)では予期されていない事項は許可されないといった判断手続が完全に開示されたことを強調した。ただし、場合によっては、特許侵害又はコンピューターソフトウェアのソースコードに関する著作権侵害の場合のように、民事訴訟の当事者が書類を閲覧する必要性は、その意見が専門によってのみ提出されるべきであることから、生じない場合があることが述べられた。

しかし、裁判所は、被告人が原告人の機密情報を使用することの禁止、及び付随的救済のための本訴訟において、とりわけ、原告人には顧客リストに関する著作権はなく、例えば原告人が著作権を有していたとしても、被告人はその著作権を侵害していなかったという理由に基づき、被告人の訴訟での抗弁が認められる、と述べた。裁判所は、商事訴訟として提起された訴訟において、著作権が主張されている顧客リストを知らず、また何の禁止が求められているかも分からずに、被告人に訴訟を争うよう求めることは、被告人にとって不公平であるだけでなく、法で規定されている手順に反することにもなるとの見解を示した。裁判所は、原告人が求める被告人への情報の非開示は、被告人に聴聞の機会と訴訟での弁護する権利を奪うことである述べた。

裁判所は、Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL)に基づく論拠は、事件の事実に応じた相手方当事者及び/又はその役員、従業員を除外する可能性に関するものであるとの明白な見解を示した。裁判所は、Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL)でなされたことは、本訴訟が、情報を特定せずに、原告人が被告人に対して専有的かつ機密である情報の使用禁止を求めたものである限り、この実際のシナリオに適用できないとの見解を示した。被告人が情報を使用することを禁止するためには、被告人がその情報が具体的に何であるのか知ることが不可欠であると述べた。

裁判所は、付属文書 F が単なる例示であり、それ以外の場合、機密保持クラブのメンバーである訴訟当事者に対する絶対的な禁止事項はないという被告人の主張を認めた。裁判所によれば、これは、第 VII 章規則 17 の原文からも明らかである。

さらに、裁判所は、被告人が原告人の顧客リストの内情に通じていたことに関して原告人が求めた訴訟であったので、そのリストの開示をためらう理由がなく、被告人が原告人と争うのを止めさせるために、被告人に対する絶対的だが不明瞭な差止命令を求めていただけである、と述べた。裁判所は、これは法律上許されないと判断した。

原告人は顧客リストを被告人と共有することを望まなかったため、裁判所は、機密保持クラブを構成する限りにおいて、2019年3月11日付の命令を想起し、最終的に再審理の請願を破棄した。しかし、裁判所は、原告側主張を拒絶した法的結果は、適用可能なあらゆる段階に引き継がれると記録した。

## 7. 付録 (関連規定)

### 7.1. 付録 A: 民事訴訟法 (CPC) の関連規定

#### Section 20 CPC

##### **Other suits to be instituted where defendants reside or cause of action arises. –**

Subject to the limitations aforesaid, every suit shall be instituted in a Court within the local limits of whose jurisdiction –

- (a) the defendant, or each of the defendants where there are more than one, at the time of the commencement of the suit, actually and voluntarily resides, or carries on business, or personally works for gain; or
- (b) any of the defendants, where there are more than one, at the time of the commencement of the suit, actually and voluntarily resides, or carries on business, or personally works for gain, provided that in such case either the leave of the Court is given, or the defendants who do not reside, or carry on business, or personally work for gain, as aforesaid, acquiesce in such institution; or
- (c) the cause of action, wholly or in part, arises.

*Explanation* – A corporation shall be deemed to carry on business at its sole or principal office in India or, in respect of any cause of action arising at any place where it has also a subordinate office, at such place.

#### Order IV CPC

**Rule 1. Suit to be commenced by plaintiff. -** (1) Every suit shall be instituted by presenting a plaint in duplicate to the Court or such officer as it appoints in this behalf. (2) Every plaint shall comply with the rules contained in Orders VI and VII, so far as they are applicable. (3) The plaint shall not be deemed to be duly instituted unless it complies with the requirements specified in sub-rules (1) and (2).

#### Order V CPC

##### **Rule 1. Summons. -**

- (1) When a suit has been duly instituted, a summons may be issued to the defendant to appear and answer the claim and to file the written statement of his defence, if any, within thirty days from the date of service of summons on that defendant: Provided that no such summons shall be issued when a defendant has appeared at the presentation of plaint and admitted the plaintiff's claim: Provided further that where the defendant fails to file the written statement within the said period of thirty days, he shall be allowed to file the same on such other days as may be specified by the Court, for reasons to be recorded in writing, but which shall not be later than ninety days from the date of service of summons.
- (2) A defendant to whom a summons has been issued under sub-rule (1) may appear-
  - (a) in person, or
  - (b) by a pleader duly instructed and able to answer all material questions relating to the suit, or
  - (c) by a pleader accompanied by some person able to answer all such questions.
- (3) Every such summons shall be signed by the Judge or such officer as he appoints, and shall be sealed with the seal of the Court.

#### Order VI CPC

**Rule 1. Pleading.** - "Pleading" shall mean plaint or written statement.

**Rule 2. Pleading to state material facts and not evidence.** - (1) Every pleading shall contain, and contain only, a statement in a concise form of the material facts on which the party pleading relies for his claim or defence, as the case may be, but not the evidence by which they are to be proved. (2) Every pleading shall, when necessary, be divided into paragraphs, numbered consecutively, each allegation being, so far as is convenient, contained in a separate paragraph. (3) Dates, sums and numbers shall be expressed in a pleading in figures as well as in words.

## Order VII CPC

**Rule 1. Particulars to be contained in plaint.** - The plaint shall contain the following particulars: -

- (a) the name of the Court in which the suit is brought;
- (b) the name, description and place of residence of the plaintiff;
- (c) the name, description and place of residence of the defendant, so far as they can be ascertained;
- (d) where the plaintiff or the defendant is a minor or a person of unsound mind, a statement to that effect;
- (e) the facts constituting the cause of action and when it arose;
- (f) the facts showing that the Court has jurisdiction;
- (g) the relief which the plaintiff claims;
- (h) where the plaintiff has allowed a set-off or relinquished a portion of his claim, the amount so allowed or relinquished; and
- (i) a statement of the value of the subject-matter of the suit for the purposes of jurisdiction and of court-fees, so far as the case admits.

**Rule 10. Return of plaint.** - (1) Subject to the provisions of rule 10A, the plaint shall at any stage of the suit be returned to be presented to the Court in which the suit should have been instituted.

*Explanation.*- For the removal of doubts, it is hereby declared that a Court of appeal or revision may direct, after setting aside the decree passed in a suit, the return of the plaint under this sub-rule.

(2) **Procedure on returning plaint**- On returning a plaint, the Judge shall endorse thereon the date of its presentation and return, the name of the party presenting it, and a brief statement of the reasons for returning it.

**Rule 11. Rejection of plaint.** - The plaint shall be rejected in the following cases: -

- (a) where it does not disclose a cause of action;
- (b) where the relief claimed is undervalued, and the plaintiff, on being required by the Court to correct the valuation within a time to be fixed by the Court, fails to do so;
- (c) where the relief claimed is properly valued but the plaint is written upon paper insufficiently stamped, and the plaintiff, on being required by the Court to supply the requisite stamp-paper within a time to be fixed by the Court, fails to do so;
- (d) where the suit appears from the statement in the plaint to be barred by any law;
- (e) where it is not filed in duplicate;
- (f) where the plaintiff fails to comply with the provisions of rule 9;

Provided that the time fixed by the Court for the correction of the valuation or supplying of the requisite stamp-paper shall not be extended unless the Court, for reasons to be recorded, is satisfied that the plaintiff was prevented by any cause of an exceptional nature from correcting the valuation or supplying the requisite stamp-paper, as the case may be, within the time fixed by the Court and that refusal to extend such time would cause grave injustice to the plaintiff.

**Rule 14. Production of document on which plaintiff sues or relies.** - (1) Where a plaintiff sues upon a document or relies upon document in his possession or power in support off his claim, he shall enter such documents in a list, and shall produce it in Court when the plaint is presented by him and shall, at the same time deliver the document and a copy thereof, to be filed with the plaint.

(2) Where any such document is not in the possession or power of the plaintiff, he shall, wherever possible, state in whose possession or power it is.

(3) A document which ought to be produced in Court by the plaintiff when the plaint is presented, or to be entered in the list to be added or annexed to the plaint but is not produced or entered accordingly, shall not, without the leave of the Court, be received in evidence on his behalf at the hearing of the suit.

(4) Nothing in this rule shall apply to document produced for the cross-examination of the defendant's witnesses, or, handed over to a witness merely to refresh his memory.

## **Order VIII CPC**

**Rule 1. Written statement.**- The defendant shall, within thirty days from the date of service of summons on him, present a written statement of his defence: Provided that where the defendant fails to file the written statement within the said period of thirty days, he shall be allowed to file the same on such other day, as may be specified by the Court, for reasons to be recorded in writing, but which shall not be later than ninety days from the date of service of summons.

**Rule 1A. Duty of defendant to produce documents upon which relief is claimed or relied upon by him.** –

(1) Where the defendant bases his defence upon a document or relies upon any document in his possession or power, in support of his defence or claim for set-off or counter-claim, he shall enter such document in a list, and shall produce it in Court when the written statement is presented by him and shall, at the same time, deliver the document and a copy thereof, to be filed with the written statement.

(2) Where any such document is not in the possession or power of the defendant, he shall, wherever possible, state in whose possession or power it is.

(3) A document which ought to be produced in Court by the defendant under this rule, but, is not so produced shall not, without the leave of the Court, be received in evidence on his behalf at the hearing of the suit.

(4) Nothing in this rule shall apply to documents – (a) produced for the cross-examination of the plaintiff's witnesses, or, (b) handed over to a witness merely to refresh his memory.

**Rule 5. Specific denial.** – (1) Every allegation of fact in the plaint, if not denied specifically or by necessary implication, or stated to be not admitted in the pleading of the defendant, shall be taken to be admitted except as against a person under disability:

Provided that the Court may in its discretion require any fact so admitted to be proved otherwise than by such admission.

(2) Where the defendant has not filed a pleading, it shall be lawful for the Court to pronounce judgment on the basis of the facts contained in the plaint, except as against a person under a disability, but the Court may, in its discretion, require any such fact to be proved.

(3) In exercising its discretion under the proviso to sub-rule (1) or under sub-rule (2), the Court shall have due regard to the fact whether the defendant could have, or has, engaged a pleader.

(4) Whenever a judgment is pronounced under this rule, a decree shall be drawn up in accordance with such judgment and such decree shall bear the date on which the judgment was pronounced.

**Rule 6A. Counter-claim by defendant.** - (1) A defendant in a suit may, in addition to his right of pleading a set-off under rule 6, set up, by way of counter-claim against the claim of the plaintiff, any right or claim in respect of a cause of action accruing to the defendant against the plaintiff either before or after the filing of the suit but before the defendant has delivered his defence or before the time limited for delivering his defence has expired, whether such counter-claim is in the nature of a claim for damages or not :

Provided that such counter-claim shall not exceed the pecuniary limits of the jurisdiction of the Court.

(2) Such counter-claim shall have the same effect as a cross-suit so as to enable the Court to pronounce a final judgment in the same suit, both on the original claim and on the counter-claim.

(3) The plaintiff shall be at liberty to file a written statement in answer to the counter-claim of the defendant within such period as may be fixed by the Court.

(4) The counter-claim shall be treated as a plaint and governed by the rules applicable to plaints.

**Rule 9. Subsequent pleadings.**- No pleading subsequent to the written statement of a defendant other than by way of defence to set off or counter-claim shall be presented except by the leave of the Court and upon such terms as the Court thinks fit; but the Court may at any time require a written statement or additional written statement from any of the parties and fix a time of not more than thirty days for presenting the same.

**Rule 10. Procedure when party fails to present written statement called for by Court.**- Where any party from whom a written statement is required under rule 1 or rule 9 fails to present the same within the time permitted or fixed by the Court, as the case may be, the Court shall pronounce judgment against him, or make such order in relation to the suit as it thinks fit and on the pronouncement of such judgment a decree shall be drawn up.

## **Order IX CPC**

**Rule 6. Procedure when only plaintiff appears.** - (1) Where the plaintiff appears and the defendant does not appear when the suit is called on for hearing, then-

(a) **When summons duly served**- If it is proved that the summons was duly served, the Court may make an order that the suit be heard *ex parte*;

(b) **When summons not duly served**- If it is not proved that the summons was duly served, the Court shall direct a second summons to be issued and served on the defendant;

(c) **When summons served but not in due time**- If it is proved that the summons was served on the defendant, but not in sufficient time to enable him, to appear and answer on the day fixed in the summons, the Court shall postpone the hearing of the suit to a future day to be fixed by the Court, and shall direct notice of such day to be given to the defendant.

(2) Where it is owing to the plaintiff's default that the summons was not duly served or was not served in sufficient time, the Court shall order the plaintiff to pay the costs occasioned by the postponement.

**Rule 13. Setting aside decree *ex parte* against defendants.** - In any case in which a decree is passed *ex parte* against a defendant, he may apply to the Court by which the decree was passed for an order to set it aside; and if he satisfies the Court that the summons was not duly served, or that he was prevented by any sufficient cause from appearing when the suit was called on for hearing, the Court shall make an order setting aside the decree as against him upon such terms as to costs, payment into Court or otherwise as it thinks fit, and shall appoint a day for proceeding with the suit: Provided that where the decree is of such a nature that it cannot be set aside as against such defendant only it may be set aside as against all or any of the other defendants also:

Provided further that no Court shall set aside a decree passed *ex parte* merely on the ground that there has been an irregularity in the service of summons, if it is satisfied that the defendant had notice of the date of hearing and had sufficient time to appear and answer the plaintiff's claim.

*Explanation.*-Where there has been an appeal against a decree passed *ex parte* under this rule, and the appeal has been disposed of on any ground other than the ground that the appellant has withdrawn the appeal, no application shall lie under this rule for setting aside that *ex parte* decree.

## Order XI CPC

**Rule 1. Discovery by interrogatories.** In any suit the plaintiff or defendant by leave of the Court may deliver interrogatories in writing for the examination of the opposite parties or any one or more of such parties and such interrogatories when delivered shall have a note at the foot thereof stating which of such interrogatories each of such persons is required to answer: Provided that no party shall deliver more than one set of interrogatories to the same party without an order for that purpose: Provided also that interrogatories which do not relate to any matters in question in the suit be deemed irrelevant, notwithstanding that they might be admissible on the oral cross-examination of a witness.

**Rule 6. Objections to interrogatories by answer.** - Any objection to answering any interrogatory on the ground that it is scandalous or irrelevant or not exhibited *bona fide* for the purpose of the suit, or that the matters inquired into are not sufficiently material at that stage, or on the ground of privilege or any other ground, may be taken in the affidavit in answer.

**Rule 12. Application for discovery of documents.** - Any party may, without filing any affidavit, apply to the Court for an order directing any other party to any suit to make discovery on oath of the documents which are or have been in his possession or power, relating to any matter in question therein. On the hearing of such application the Court may either refuse or adjourn the same, if satisfied that such discovery is not necessary, or not necessary at that stage of the suit, or make such order, either generally or limited to certain classes of documents, as may, in its discretion be thought fit: Provided that discovery shall not be ordered when and so far as the Court shall be of opinion that it is not necessary either for disposing fairly of the suit or for saying costs.

**Rule 13. Affidavit of documents.** - The affidavit to be made by a party against whom such order as is mentioned in the last preceding rule has been made, shall specify which (if any) of the documents therein mentioned he objects to produce, and it shall be in Form No. 5 in Appendix C, with such variations as circumstances may require.

**Rule 14. Production of documents.** - It shall be lawful for the Court, at any time during the pendency of any suit, to order the production by any party thereto, upon oath of such of the documents in his possession or power, relating to any matter in question in such suit, as the Court shall think right; and the Court may deal with such documents, when produced, in such manner as shall appear just.

**Rule 15. Inspection of documents referred to in pleadings or affidavits.** - Every party to a suit shall be entitled at or before the settlement of issues to give notice to any other party, in whose pleadings or affidavits reference is made to any document or who has entered any document in any list annexed to his pleadings, or produce such document for the inspection of the party giving such notice, or of his pleader, and to permit him or them to take copies thereof; and any party not complying with such notice shall not afterwards be at liberty to put any such document in evidence on his behalf in such suit unless he shall satisfy the Court that such document relates only to his own title, he being a defendant to the suit, or that he had some other cause or excuse which the Court shall deem sufficient for not complying with such notice, in which case the Court may allow the same to be put in evidence on such terms as to costs and otherwise as the Court shall think fit.

**Rule 18. Order for inspection.** - (1) Where the party served with notice under rule 15 omits to give such notice of a time for inspection or objects to give inspection, or offers inspection elsewhere than at the office of his pleader, the Court may, on the application of the party desiring it, make an order for inspection in such place and in such manner as it may think fit:

Provided that the order shall not be made when and so far as the Court shall be of opinion that, it is not necessary either for disposing fairly of the suit or for saving costs.

(2) Any application to inspect documents, except such as are referred to in the pleadings, particulars or affidavits of the party against whom the application is made or disclosed in his affidavit of documents, shall be founded upon an affidavit showing of what documents inspection is sought, that the party applying is entitled to inspect them, and that they are in the possession or power of the other party. The Court shall not make such order for inspection of such documents when and so far as the Court shall be of opinion that it is not necessary either for disposing fairly of the suit or for saving costs.



**Rule 21. Non-compliance with order for discovery.** - (1) Where any party fails to comply with any order to answer interrogatories, or for discovery or inspection of documents, he shall, if a plaintiff, be liable to have his suit dismissed for want of prosecution, and, if a defendant, to have his defence, if any, struck out, and to be placed in the same position as if he had not defended, and the party interrogating or seeking discovery or inspection may apply to the Court for an order to that effect and an order may be made on such application accordingly, after notice to the parties and after giving them a reasonable opportunity of being heard.

(2) Where an order is made under sub-rule (1) dismissing any suit, the plaintiff shall be precluded from bringing a fresh suit on the same cause of action.

## **Order XIII CPC**

**Rule 1. Original documents to be produced at or before the settlement of issues.** -

(1) The parties or their pleader shall produce, on or before the settlement of issues, all the documentary evidence in original where the copies thereof have been filed along with plaint or written statement.

(2) The Court shall receive the documents so produced: Provided that they are accompanied by an accurate list thereof prepared in such form as the High Court directs.

(3) Nothing in sub-rule (1) shall apply to documents – (a) produced for the cross-examination of the witnesses of the other party, or (b) handed over to a witness merely to refresh his memory.

**Rule 3. Rejection of irrelevant or inadmissible documents.** - The Court may at any stage of the suit reject any document which it considers irrelevant or otherwise inadmissible, recording the grounds of such rejection.

**Rule 4. Endorsements on documents admitted in evidence.** - (1) Subject to the provisions of the next following sub-rule, there shall be endorsed on every document which has been admitted in evidence in the suit the following particulars, namely: -

- (a) the number and title of the suit,
- (b) the name of the person producing the documents,
- (c) the date on which it was produced, and
- (d) a statement of its having been so admitted,

and the endorsement shall be signed or initialled by the Judge.

(2) Where a document so admitted is an entry in a book, account or record, and a copy thereof has been substituted for the original under the next following rule, the particulars aforesaid shall be endorsed on the copy and the endorsement thereon shall be signed or initialled by the Judge.

## **Order XIV CPC**

**Rule 1. Framing of issues.** - (1) Issues arise when a material proposition of fact or law is affirmed by the one party and denied by the other.

(2) Material propositions are those propositions of law or fact which a plaintiff must allege in order to show a right to sue or a defendant must allege in order to constitute his defence.

(3) Each material proposition affirmed by one-party and denied by the other shall form the subject of distinct issue.

(4) Issues are of two kinds:

- (a) issues of fact,
- (b) issues of law.

(5) At the first hearing of the suit the Court shall, after reading the plaint and the written statements, if any, and after examination under rule 2 of Order X and after hearing the parties or their pleaders, ascertain upon what material propositions of fact or of law the parties are at variance, and shall thereupon proceed to frame and record the issues on which the right decision of the case appears to depend.

(6) Nothing in this rule requires the Court to frame and record issues where the defendant at the first hearing of the suit makes no defence.

## **Order XVI CPC**

**Rule 1. List of witnesses and summons to witnesses.** - (1) On or before such date as the Court may appoint, and not later than fifteen days after the date on which the issues are settled, the parties shall present in Court a list of witnesses whom they propose to call either to give evidence or to produce documents and obtain summonses to such persons for their attendance in Court.

(2) A party desirous of obtaining any summons for the attendance of any person shall file in Court an application stating therein the purpose for which the witness is proposed to be summoned.

(3) The Court may, for reasons to be recorded, permit a party to call, whether by summoning through Court or otherwise, any witness, other than those whose names appear in the list referred to in sub-rule (1), if such party shows sufficient cause for the omission to mention the name of such witness in the said list.

(4) Subject to the provisions of sub-rule (2), summonses referred to in this rule may be obtained by the parties on an application to the Court or to such officer as may be appointed by the Court in this behalf within five days of presenting the list of witnesses under sub-rule (1).

## **Order XVIII CPC**

**Rule 4. Recording of evidence.**- (1) In every case, the examination-in-chief of a witness shall be on affidavit and copies thereof shall be supplied to the opposite party by the party who calls him for evidence: Provided that where documents are filed and the parties rely upon the documents, the proof and admissibility of such documents which are filed along with affidavit shall be subject to the orders of the Court.

(2) The evidence (cross-examination and re-examination) of the witness in attendance, whose evidence (examination-in-chief) by affidavit has been furnished to the Court, shall be taken either by the Court or by the Commissioner appointed by it: Provided that the Court may, while appointing a commission under this sub- rule, consider taking into account such relevant factors as it thinks fit.

(3) The Court or the Commissioner, as the case may be, shall record evidence either in writing or mechanically in the presence of the Judge or of the Commissioner, as the case may be, and where such evidence is recorded by the Commissioner he shall return such evidence together with his report in writing signed by him to the Court appointing him and the evidence taken under it shall form part of the record of the suit.

(4) The Commissioner may record such remarks as it thinks material respecting the demeanour of any witness while under examination: Provided that any objection raised

during the recording of evidence before the Commissioner shall be recorded by him and decided by the Court at the stage of arguments.

(5) The report of the Commissioner shall be submitted to the Court appointing the commission within sixty days from the date of issue of the commission unless the Court for reasons to be recorded in writing extends the time.

(6) The High Court or the District Judge, as the case may be, shall prepare a panel of Commissioners to record the evidence under this rule.

(7) The Court may by general or special order fix the amount to be paid as remuneration for the services of the Commissioner.

(8) The provisions of rules 16, 16A, 17 and 18 of Order XXVI, in so far as they are applicable, shall apply to the issue, execution and return of such commission under this rule.

## **Order XX CPC**

**Rule 1. Judgment when pronounced.** - (1) The Court, after the case has been heard, shall pronounce judgment in an open Court, either at once, or as soon thereafter as may be practicable and when the judgment is to be pronounced on some future day, the Court shall fix a day for that purpose of which due notice shall be given to the parties or their pleaders: Provided that where the judgment is not pronounced at once, every endeavour shall be made by the Court to pronounce the judgment within thirty days from the date on which the hearing of the case was concluded but, where it is not practicable so to do on the ground of the exceptional and extraordinary circumstances of the case, the Court shall fix a future day for the pronouncement of the judgment, and such day shall not ordinarily be a day beyond sixty days from the date on which the hearing of the case as concluded, and due notice of the day so fixed shall be given to the parties or their pleaders.

(2) Where a written judgment is to be pronounced, it shall be sufficient if the findings of the Court on each issue and the final order passed in the case are read out and it shall not be necessary for the Court to read out the whole judgment.

(3) The judgment may be pronounced by dictation in open Court to a shorthand writer if the Judge is specially empowered by the High Court in this behalf:

Provided that, where the judgment is pronounced by dictation in open Court, the transcript of the judgment so pronounced shall, after making such correction therein as may be necessary, be signed by the judge, bear the date on which it was pronounced, and form a part of the record.

**Rule 6. Contents of decree.** - (1) The decree shall agree with the judgment; it shall contain the number of the suit, the names and descriptions of the parties, their registered addresses, and particulars of the claim, and shall specify clearly the relief granted or other determination of the suit.

(2) The decree shall also state the amount of costs incurred in the suit, and by whom or out of what property and in what proportions such costs are to be paid.

(3) The Court may direct that the costs payable to one party by the other shall be set off against any sum which is admitted or found to be due from the former to the latter.

## **7.2. 付録 B: 商事裁判所法(COMMERCIAL COURTS ACT 2015)の関連規定**

### **Order XI**

**Rule 1. Disclosure and discovery of documents.** (1) Plaintiff shall file a list of all documents and photocopies of all documents, in its power, possession, control or custody, pertaining to the suit, along with the plaint, including: —

- (a) documents referred to and relied on by the plaintiff in the plaint;
- (b) documents relating to any matter in question in the proceedings, in the power, possession, control or custody of the plaintiff, as on the date of filing the plaint, irrespective of whether the same is in support of or adverse to the plaintiff's case;
- (c) nothing in this Rule shall apply to documents produced by plaintiffs and relevant only—
  - (i) for the cross-examination of the defendant's witnesses, or (ii) in answer to any case set up by the defendant subsequent to the filing of the plaint, or (iii) handed over to a witness merely to refresh his memory.

(2) The list of documents filed with the plaint shall specify whether the documents in the power, possession, control or custody of the plaintiff are originals, office copies or photocopies and the list shall also set out in brief, details of parties to each document, mode of execution, issuance or receipt and line of custody of each document.

(3) The plaint shall contain a declaration on oath from the plaintiff that all documents in the power, possession, control or custody of the plaintiff, pertaining to the facts and circumstances of the proceedings initiated by him have been disclosed and copies thereof annexed with the plaint, and that the plaintiff does not have any other documents in its power, possession, control or custody.

*Explanation.*—A declaration on oath under this sub-rule shall be contained in the Statement of Truth as set out in the Appendix.

(4) In case of urgent filings, the plaintiff may seek leave to rely on additional documents, as part of the above declaration on oath and subject to grant of such leave by Court, the plaintiff shall file such additional documents in Court, within thirty days of filing the suit, along with a declaration on oath that the plaintiff has produced all documents in its power, possession, control or custody, pertaining to the facts and circumstances of the proceedings initiated by the plaintiff and that the plaintiff does not have any other documents, in its power, possession, control or custody.

(5) The plaintiff shall not be allowed to rely on documents, which were in the plaintiff's power, possession, control or custody and not disclosed along with plaint or within the extended period set out above, save and except by leave of Court and such leave shall be granted only upon the plaintiff establishing reasonable cause for non-disclosure along with the plaint.

(6) The plaint shall set out details of documents, which the plaintiff believes to be in the power, possession, control or custody of the defendant and which the plaintiff wishes to rely upon and seek leave for production thereof by the said defendant.

(7) The defendant shall file a list of all documents and photocopies of all documents, in its power, possession, control or custody, pertaining to the suit, along with the written statement or with its counterclaim if any, including— (a) the documents referred to and relied on by the defendant in the written statement; (b) the documents relating to any matter in question in the proceeding in the power, possession, control or custody of the defendant, irrespective of whether the same is in support of or adverse to the defendant's defence; (c) nothing in this Rule shall apply to documents produced by the defendants and relevant only— (i) for the cross-examination of the plaintiff's witnesses, (ii) in answer to any case set up by the plaintiff subsequent to the filing of the plaint, or (iii) handed over to a witness merely to refresh his memory.

(8) The list of documents filed with the written statement or counterclaim shall specify whether the documents, in the power, possession, control or custody of the defendant, are originals, office copies or photocopies and the list shall also set out in brief, details of parties to each document being produced by the defendant, mode of execution, issuance or receipt and line of custody of each document.

(9) The written statement or counterclaim shall contain a declaration on oath made by the deponent that all documents in the power, possession, control or custody of the defendant, save and except for those set out in sub-rule (7)(c)(iii) pertaining to the facts and circumstances of the proceedings initiated by the plaintiff or in the counterclaim, have been disclosed and copies thereof annexed with the written statement or counterclaim and that the defendant does not have in its power, possession, control or custody, any other documents.

(10) Save and except for sub-rule (7)(c)(iii), defendant shall not be allowed to rely on documents, which were in the defendant's power, possession, control or custody and not disclosed along with the written statement or counterclaim, save and except by leave of Court and such leave shall be granted only upon the defendant establishing reasonable cause for non-disclosure along with the written statement or counterclaim.

(11) The written statement or counterclaim shall set out details of documents in the power, possession, control or custody of the plaintiff, which the defendant wishes to rely upon and which have not been disclosed with the plaint, and call upon the plaintiff to produce the same. (12) Duty to disclose documents, which have come to the notice of a party, shall continue till disposal of the suit.

**Rule 3. Inspection.** - (1) All parties shall complete inspection of all documents disclosed within thirty days of the date of filing of the written statement or written statement to the counterclaim, whichever is later. The Court may extend this time limit upon application at its discretion, but not beyond thirty days in any event.

(2) Any party to the proceedings may seek directions from the Court, at any stage of the proceedings, for inspection or production of documents by the other party, of which inspection has been refused by such party or documents have not been produced despite issuance of a notice to produce.

(3) Order in such application shall be disposed of within thirty days of filing such application, including filing replies and rejoinders (if permitted by Court) and hearing.

(4) If the above application is allowed, inspection and copies thereof shall be furnished to the party seeking it, within five days of such order.

(5) No party shall be permitted to rely on a document, which it had failed to disclose or of which inspection has not been given, save and except with leave of Court.

(6) The Court may impose exemplary costs against a defaulting party, who wilfully or negligently failed to disclose all documents pertaining to a suit or essential for a decision therein and which are in their power, possession, control or custody or where a Court holds that inspection or copies of any documents had been wrongfully or unreasonably withheld or refused.

**Rule 4. Admission and denial of documents.** - (1) Each party shall submit a statement of admissions or denials of all documents disclosed and of which inspection has been completed, within fifteen days of the completion of inspection or any later date as fixed by the Court. (2) The statement of admissions and denials shall set out explicitly, whether such

party was admitting or denying:— (a) correctness of contents of a document; (b) existence of a document; (c) execution of a document; (d) issuance or receipt of a document; (e) custody of a document.

*Explanation.*—A statement of admission or denial of the existence of a document made in accordance with sub-rule (2)(b) shall include the admission or denial of the contents of a document.

(3) Each party shall set out reasons for denying a document under any of the above grounds and bare and unsupported denials shall not be deemed to be denials of a document and proof of such documents may then be dispensed with at the discretion of the Court.

(4) Any party may however submit bare denials for third party documents of which the party denying does not have any personal knowledge of, and to which the party denying is not a party to in any manner whatsoever.

(5) An Affidavit in support of the statement of admissions and denials shall be filed confirming the correctness of the contents of the statement.

(6) In the event that the Court holds that any party has unduly refused to admit a document under any of the above criteria,– costs (including exemplary costs) for deciding on admissibility of a document may be imposed by the Court on such party.

(7) The Court may pass orders with respect to admitted documents including for waiver of further proof thereon or rejection of any documents.

**Rule 5. Production of documents.** - (1) Any party to a proceeding may seek or the Court may order, at any time during the pendency of any suit, production by any party or person, of such documents in the possession or power of such party or person, relating to any matter in question in such suit.

(2) Notice to produce such document shall be issued in the Form provided in Form No. 7 in Appendix C to the Code of Civil Procedure, 1908 (5 of 1908).

(3) Any party or person to whom such notice to produce is issued shall be given not less than seven days and not more than fifteen days to produce such document or to answer to their inability to produce such document.

(4) The Court may draw an adverse inference against a party refusing to produce such document after issuance of a notice to produce and where sufficient reasons for such non–production are not given and order costs.

**Rule 6. Electronic records.** - (1) In case of disclosures and inspection of Electronic Records (as defined in the Information Technology Act, 2000 (21 of 2000)), furnishing of printouts shall be sufficient compliance of the above provisions.

(2) At the discretion of the parties or where required (when parties wish to rely on audio or video content), copies of electronic records may be furnished in electronic form either in addition to or in lieu of printouts.

(3) Where Electronic Records form part of documents disclosed, the declaration on oath to be filed by a party shall specify— (a) the parties to such Electronic Record; (b) the manner in which such electronic record was produced and by whom; (c) the dates and time of preparation or storage or issuance or receipt of each such electronic record; (d) the source of such electronic record and date and time when the electronic record was printed; (e) in case of email ids, details of ownership, custody and access to such email ids; (f) in case of documents stored on a computer or computer resource (including on external servers or cloud), details of ownership, custody and access to such data on the computer or computer

resource; (g) deponent's knowledge of contents and correctness of contents; (h) whether the computer or computer resource used for preparing or receiving or storing such document or data was functioning properly or in case of malfunction that such malfunction did not affect the contents of the document stored; (i) that the printout or copy furnished was taken from the original computer or computer resource.

(4) The parties relying on printouts or copy in electronic form, of any electronic records, shall not be required to give inspection of electronic records, provided a declaration is made by such party that each such copy, which has been produced, has been made from the original electronic record.

(5) The Court may give directions for admissibility of Electronic Records at any stage of the proceedings.

(6) Any party may seek directions from the Court and the Court may of its motion issue directions for submission of further proof of any electronic record including metadata or logs before admission of such electronic record.

### **Order XIII-A of the Commercial Courts Act**

**Rule 3. Grounds for summary judgment.** - The Court may give a summary judgment against a plaintiff or defendant on a claim if it considers that— (a) the plaintiff has no real prospect of succeeding on the claim or the defendant has no real prospect of successfully defending the claim, as the case may be; and (b) there is no other compelling reason why the claim should not be disposed of before recording of oral evidence.

### **Order XV-A of the Commercial Courts Act**

**Rule 2. Orders to be passed in a Case Management Hearing.** - In a Case Management Hearing, after hearing the parties, and once it finds that there are issues of fact and law which require to be tried, the Court may pass an order— (a) framing the issues between the parties in accordance with Order XIV of the Code of Civil Procedure, 1908 (5 of 1908) after examining pleadings, documents and documents produced before it, and on examination conducted by the Court under Rule 2 of Order X, if required; (b) listing witnesses to be examined by the parties; (c) fixing the date by which affidavit of evidence to be filed by parties; (d) fixing the date on which evidence of the witnesses of the parties to be recorded; (e) fixing the date by which written arguments are to be filed before the Court by the parties; (f) fixing the date on which oral arguments are to be heard by the Court; and (g) setting time limits for parties and their advocates to address oral arguments.

**Rule 4. Recording of oral evidence on a day-to-day basis.** - The Court shall, as far as possible, ensure that the recording of evidence shall be carried on, on a day-to-day basis until the cross-examination of all the witnesses is complete.

**Rule 6. Powers of the Court in a Case Management Hearing.** (1) In any Case Management Hearing held under this Order, the Court shall have the power to—

(a) prior to the framing of issues, hear and decide any pending application filed by the parties under Order XIII-A; (b) direct parties to file compilations of documents or pleadings relevant and necessary for framing issues; (c) extend or shorten the time for compliance with any practice, direction or Court order if it finds sufficient reason to do so; (d) adjourn or bring forward a hearing if it finds sufficient reason to do so; (e) direct a party to attend the Court for the purposes of examination under Rule 2 of Order X; (f) consolidate proceedings; (g)

strike off the name of any witness or evidence that it deems irrelevant to the issues framed; (h) direct a separate trial of any issue; (i) decide the order in which issues are to be tried; (j) exclude an issue from consideration; (k) dismiss or give judgment on a claim after a decision on a preliminary issue; (l) direct that evidence be recorded by a Commission where necessary in accordance with Order XXVI; (m) reject any affidavit of evidence filed by the parties for containing irrelevant, inadmissible or argumentative material; (n) strike off any parts of the affidavit of evidence filed by the parties containing irrelevant, inadmissible or argumentative material; (o) delegate the recording of evidence to such authority appointed by the Court for this purpose; (p) pass any order relating to the monitoring of recording the evidence by a commission or any other authority; (q) order any party to file and exchange a costs budget; (r) issue directions or pass any order for the purpose of managing the case and furthering the overriding objective of ensuring the efficient disposal of the suit.

(2) When the Court passes an order in exercise of its powers under this Order, it may— (a) make it subject to conditions, including a condition to pay a sum of money into Court; and (b) specify the consequence of failure to comply with the order or a condition.

(3) While fixing the date for a Case Management Hearing, the Court may direct that the parties also be present for such Case Management Hearing, if it is of the view that there is a possibility of settlement between the parties.

### 7.3. 付録 C:デリー高等裁判所 (第一審) 規則 2018 (DELHI HIGH COURT (ORIGINAL SIDE) RULES, 2018 (AS AMENDED))の関連規定

#### CHAPTER VII – APPEARANCE BY DEFENDANT, WRITTEN STATEMENT, SET-OFF AND COUNTER-CLAIM

**Rule 17. Confidentiality Club.** - When parties to a commercial suit wish to rely on documents/ information that are commercially or otherwise confidential in nature, the Court may constitute a Confidentiality Club so as to allow limited access to such documents/ information. In doing so, the Court may setup a structure/protocol, for the establishment and functioning of such Club, as it may deem appropriate. An illustrative structure/protocol of the Confidentiality Club is provided in ANNEXURE F. The Court may appropriately mould the structure/ protocol of the Club, based upon the facts and circumstances of each case.

#### ANNEXURE F - PROTOCOL OF CONFIDENTIALITY CLUB

Procedure to be followed in dealing with confidential documents/ information

Upon hearing of an application, the Court may allow constitution of a Confidentiality Club in the following manner: -

a) All documents/ information considered as confidential (“Confidential Documents/ Information”) by the Court shall be permitted to be filed in a sealed cover to kept in the safe custody of Registrar General.

b) Each party shall nominate not more than three Advocates, who are not and have not been in-house lawyers of either party, and not more than two external experts, who shall constitute the Confidentiality Club. Members of the Confidentiality Club alone shall be entitled to inspect the Confidential Documents/ Information.



- c) Members of the Confidentiality Club shall be allowed to inspect the Confidential Documents/ Information before the Registrar General, without making copies thereof. After the inspection, the Confidential Documents/ Information shall be resealed and kept in the custody of the Registrar General.
- d) Members of the Confidentiality Club shall not make copies of, or disclose, or publish the contents of, the Confidential Documents/ Information to anyone else in any manner or by any means, or in any other legal proceedings and shall be bound by the orders of the Court in this behalf.
- e) During recordal of evidence with respect to the Confidential Documents/ Information, only members of the Confidentiality Club shall be allowed to remain present.
- f) During proceedings of the Court, when the Confidential Documents/ Information are being looked at or their contents discussed, only members of the Confidentiality Club shall be permitted to be present.
- g) The Court may in its discretion and in an appropriate case, permit copies of the Confidential Documents to be given to the opposite party after redacting confidential information therefrom, if such redaction be possible and not otherwise.
- h) Any evidence by way of affidavit or witness statement containing confidential information derived from the Confidential Documents/ Information shall be kept in a sealed cover with the Registrar General and would be accessible only to the members of the Confidentiality Club. However, a party filing such evidence by way of affidavit shall, if so directed by the Court, give to the opposite party, a copy of such affidavit after redacting therefrom the confidential information, if such redaction is possible and not otherwise.
- i) The Confidential Documents/ Information shall not be available for inspection after disposal of the matter, except to the Party producing the same.
- j) In cases where the Confidentiality Club is constituted or documents are directed to be kept confidential, the Court may consider extending the time for filing of pleadings. However, the same shall be within the overall limits prescribed by the applicable provisions.

## **CHAPTER XI – EVIDENCE AND WITNESSES**

**Rule 6. Expert witnesses.** - The Court may, either on its own motion, or on an application of any party, permit an expert witness to testify. In such a case, the Court may pass appropriate orders for recordal of his testimony (including, by hot tubbing technique, etc.), manner of recordal, document relied upon by the expert and the fee payable to him. An illustrative protocol for using the “hot tubbing” technique is provided in ANNEXURE G. The Court may appropriately mould the protocol for hot tubbing, based upon the facts and circumstances of each case.

## **ANNEXURE G – HOT TUBBING**

‘Hot-tubbing’ is a technique in which expert witnesses give evidence simultaneously in each other’s presence and in front of the Judge, who puts the same question to each expert witnesses. It is a co-operative endeavour to identify key issues of a dispute and where possible evolve a common resolution for all of them. However, where resolution of issues is not possible, a structured discussion, allows the experts to give their opinions without the constraints of the adversarial process and in a setting which enables them to respond directly to each other. The Judge is thereby not confined to the opinion of only one expert but has the benefit of multiple experts who are rigorously examined in public.

When parties to a commercial suit wish to rely on the hot tubbing method to record the deposition of expert witnesses, then the Court may adopt the following procedure:

- a) Prior to a hearing taking place, the expert witnesses take parting a meeting, at a mutually convenient place, where they prepare a Joint Statement which shall be filed before Court.
- b) The Joint Statement shall consist of the agreed statement of facts and disputed issues.
- c) Thereafter, suggested questions to be put to the expert witnesses, shall be filed by the parties.
- d) A hearing is then conducted on the disputed issues.
- e) Counsels may put questions to the expert witnesses, as may be permitted by the Court.
- f) At the end of the proceeding, the Court would draw up the issues on which the expert witnesses agree and the issues on which they disagree.
- g) On the issues on which the expert witnesses disagree, the Court shall record their statements.

[特許庁委託事業]

インド知財侵害訴訟における証拠収集  
及び営業秘密の扱いに関する調査

[作成協力]  
Adclivis Legal

[発行・編集]  
独立行政法人 日本貿易振興機構  
ニューデリー事務所  
知的財産権部  
TEL: +91-11-4168-3006  
FAX: +91-11-4168-3003  
E-mail: IND-IPR@jetro.go.jp

2020年1月発行 禁無断転載

本報告書は、日本貿易振興機構が2019年12月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。